

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
										類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定
													a-1. 要見直し（条文の改正が必要） a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直し完了時期	
1	総務課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市公告式条例	第2条	第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、本市市役所の 掲示場 に 掲示 して行なう。	本条例	第2条第2項	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月	
2	総務課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市行政手続条例	第15条第3項	3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による 通知 を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を 記載した書面 をいつでもその者に 交付 する旨を当該行政庁の事務所の 掲示場 に 掲示 することによって行うことができる。この場合においては、 掲示 を始めた日から2週間を経過したときに、当該 通知 がその者に到達したものとみなす。	本条例	第15条第3項	(c)規制（国通知等）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月	
3	総務課	g. 往訪問覧・縦覧規制	条例	鹿児島市行政手続条例	第18条	(文書等の閲覧) 第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を書れらることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において当事者等という。)は、聴聞の 通知 があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事業についてした 調査 の結果に係る 調査 その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の 閲覧 を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その 閲覧 を拒むことができる。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の 閲覧 を更に求めることを妨げない。 3 行政庁は、前2項の 閲覧 について日時及び場所を指定することができる。	本条例	第18条第1項	(c)規制（国通知等）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討		
4	総務課	g. 往訪問覧・縦覧規制	条例	鹿児島市情報公開条例	第16条	(開示の実施) 第16条 公文書の開示は、 文書 又は図画については 閲覧 又は 写し の 交付 により、電磁的 記録 についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、 閲覧 の方法による 公文書 の開示にあつては、実施機関は、当該 公文書 の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その 写し により、これを行うことができる。 2 公文書の開示は、実施機関が指定する日時に指定する場所で行う。ただし、郵送により 公文書の写し を 交付 する場合にあつては、この限りでない。	本条例	第16条	(b)規制（市）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—	
5	総務課	g. 往訪問覧・縦覧規制	条例	鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会条例	第10条第2項	(提出資料の閲覧等) 第10条 審査請求人等は、 審査会 に対し、 審査会 に 提出 された主張 書面 若しくは資料の 閲覧 (電磁的 記録 にあつては、 記録 された事項を 審査会 が定める方法により表示したものの 閲覧)又は当該主張 書面 若しくは当該資料の 写し 若しくは当該電磁的 記録 に 記録 された事項を 記載した書面 の 交付 (以下この条において「 閲覧等 」という。)を求めることができる。この場合において、 審査会 は第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その 閲覧等 を拒むことができない。 2 審査会 は、前項の規定による 閲覧等 について、日時及び場所を指定することができる。	本条例	第10条第1項	(b)規制（市）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—	
6	人事課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第7条	(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に 掲げる 方法で行う。 (1) 市役所の 掲示場 への 掲示 (2) インターネットによる公開 (3) 市長が指定する場所での供覧	本条例	第7条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
7	職員課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市職員に対する退職手当に関する条例	第14条第3項	第14条 3 退職手当管理機関は、前項の規定による 通知 をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関の事務所の 掲示場 に 掲示 することを つて通知 に代えることができる。この場合においては、その 掲示 した日から起算して2週間を経過した日に、 通知 が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	国家公務員退職手当法	第十二条第3項	(c)規制（国通知等）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月	
8	国際交流課	a.目視規制	条例	鹿児島市国際交流センター条例	第17条	(必要措置の命令等) 第17条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に 立ち入り 、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第17条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度	
9	市民税課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市税条例	第6条	(公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、市役所の 掲示場 に 掲示 して行なうものとする。	地方税法	第20条の2	(a)-1規制（国）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年5月	
10	財政課	g. 往訪問覧・縦覧規制	条例	財政状況の公表に関する条例	第4条	第4条 財政状況の公表は、公告式に準じて行なう。 2 財政状況は、公表の日から6か月間市長の指定した場所において、何人でも、 閲覧 を請求することができる。	鹿児島市情報公開条例	第16条	(b)規制（市）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ3：情報デジタル化～閲覧申請～縦覧等のすべてデジタル化されている段階（デジタル完結）	フェーズ3：情報デジタル化～閲覧申請～縦覧等のすべてデジタル化されている段階（デジタル完結）	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
11	安心安全課	a.目視規制	条例	鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例	第13条	(立入調査等) 第13条 市長は、第9条の規定による指導、第10条の規定による警告及び第11条の規定による命令を行うに当たつて必要があると認めるときは、職員に、違反行為をした者の店舗等に 立ち入り 、当該違反行為の事実及び当該違反行為をした者の特定ののために必要な 調査 を行わせ、又は関係者に質問をさせると(以下「 立入調査等 」という。)ができる。	本条例	第13条第1項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度	
12	安心安全課	a.目視規制	条例	鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例	第13条	(立入調査等) 第13条 2 立入調査等 をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	本条例	第13条第2項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度	
13	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第3条	(登録の申請) 第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、 書面 により市長に申請しなければならない。	事務処理要領（国） 申請書類のデジタル化（書かない窓口）	第2条第2項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
14	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第3条	(登録の申請) 第3条 2 前項の登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する 書面 を添えて、代理人により申請することができる。	事務処理要領（国）	第2条第2項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
15	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第4条	(印鑑の登録) 第4条 2 前項の 確認 は、申請の事実について、郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して 文書 で照会し、その回答書及び市長が適当と認める 書類 を当該登録申請者又はその代理人に持参させることによつて行なうものとする。	事務処理要領（国）	第2条第3項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
16	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第7条	(登録証の交付) 第7条 市長は、第4条の規定により印鑑の登録をした場合には、登録申請者又はその代理人に対して印鑑登録証(以下「登録証」という。)を 直接交付 するものとする。	事務処理要領（国）	第3条第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
17	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第8条	(登録証の効力) 第8条 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の 交付 を受けることができない。ただし、第15条第1項ただし書及び同条第3項の規定により申請がなされた場合は、この限りでない。	事務処理要領（国）	第3条第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
18	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第9条	(登録証の再交付) 第9条 2 前項の申請は、登録証を添えて 書面 で行わなければならない。	事務処理要領（国）	第4条第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
19	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第9条	(登録証の再交付) 第9条 3 市長は、第1項の申請があつたときは、当該申請が適正であることを 確認 のうえ、申請者に対して登録証を 直接交付 するものとする。	事務処理要領（国）	第4条第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
20	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第11条	（登録の廃止申請） 第11条 登録者又はその代理人は、登録を受けた印鑑を亡失したとき、又は当該印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録証を添えて書面により市長に当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。	事務処理要領（国）	第5条第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
21	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第12条	（登録事項の修正） 第12条 登録者又はその代理人は、住所その他登録事項について変更しようとするときは、登録証を添えて書面により市長に届け出なければならない。	事務処理要領（国）	第5条第2項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
22	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第15条	（印鑑登録証明書の交付） 第15条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を添えて書面により市長に申請しなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)の交付を受けた登録者が自ら個人番号カードを添えて当該申請を行う場合は、登録証の添付を要しない。	事務処理要領（国）	第4条第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
23	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市印鑑条例	第16条	（印鑑登録証明書交付申請の不受理） 第16条 市長は、前条第1項の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。 （1）登録証又は個人番号カードを提示しないとき。 （2）提示された登録証又は個人番号カードが著しく汚染し、又はき損しているため識別が困難であるとき。 （3）他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。 （4）その他市長が適当でないと認めたとき。	本市条例	第16条	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
24	国民健康保険課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市国民健康保険税条例	第29条	（特例対象被保険者等に係る申告） 第29条 2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)を提示しなければならない。	「非自発的失業者に係る国民健康保険料（税）軽減に関するQ & A（第3版）について」（平成 22 年 6 月10 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）	7番	(c)規制（国通知等）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
25	東桜島総務市民課	a.目視規制	条例	鹿児島市改新交流センター条例	第11条	（必要措置の命令等） 第11条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第11条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
26	消費生活センター	a.目視規制	条例	鹿児島市消費生活条例	第25条	（立ち入調査等） 第25条 市長は、第13条第1項又は第21条第1項に規定する調査を行うために必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又は職員をして、事業者の事務所、事業所、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。	特定商取引に関する法律	第66条第1項	(c)規制（国通知等）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
27	消費生活センター	a.目視規制	条例	鹿児島市消費生活条例	第25条	2 前項の規定により立ち入調査をし、又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	特定商取引に関する法律	第66条第7項	(c)規制（国通知等）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
28	消費生活センター	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市消費生活条例	第26条	（公表） 第26条 3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる事業者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該事業者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該事業者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該事業者に到達したものとみなす。	特定商取引に関する法律	第66条の5第2	(c)規制（国通知等）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月
29	地域づくり推進課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	第3条	（登録の申請） 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、書面により市長に申請しなければならない。	本条例	第 3 条第 1 項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
30	文化振興課	a.目視規制	条例	鹿児島市民文化ホール条例	第12条	（必要措置の命令等） 第12条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を取るべきことを命ずることができる。	本条例	第12条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
31	文化振興課	a.目視規制	条例	谷山サザンホール条例	第12条	（必要措置の命令等） 第12条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を取るべきことを命ずることができる。	本条例	第12条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
32	男女共同参画推進課	a.目視規制	条例	鹿児島市男女共同参画センター条例	第12条	（必要措置の命令等） 第12条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第12条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和8年度
33	環境政策課	a.目視規制	条例	かこしま環境未来館条例	第12条	（必要措置の命令等） 第12条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を取るべきことを命ずることができる。	本条例	第12条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
34	環境保全課	a.目視規制	条例	鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例	第17条	（立ち入調査） 第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に保存樹等の所在する土地、保護地区内の土地その他の場所に立ち入り、状況を調査させることができる。	本条例	第17条第1項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
35	環境保全課	a.目視規制	条例	鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例	第17条	（立ち入調査） 第17条 2 前項の規定により立ち入調査を行う職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	本条例	第17条第2項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
36	環境保全課	a.目視規制	条例	鹿児島市環境保全条例	第57条	（立ち入調査等） 第57条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場等、工事現場、建築物の敷地その他の場所に立ち入り、帳簿書類、機械、建築物、建築物の敷地その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し、若しくは検査し、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導を行わせることができる。	本条例	第57条第1項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
37	環境保全課	a.目視規制	条例	鹿児島市環境保全条例	第57条	（立ち入調査等） 第57条 2 前項の規定により立ち入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	本条例	第57条第2項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
38	環境保全課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市環境保全条例	第58条	（命令に従わない者の公表） 第58条 略 3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる命令を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該命令を受けた者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該命令を受けた者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該命令を受けた者に到達したものとみなす。	本条例	第58条第3項	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し予定
39	環境保全課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第12条	（営業所の設置等） 第12条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。 2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の管理が適正に行われるよう、営業所の専任でなければならない。	本条例	第12条第1項	(c)規制（国通知等）	類型 2：施設や製品の安心・安全のための専任	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
40	環境保全課	a.目視規制	条例	鹿児島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第13条	（業務の実施等） 第13条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。	本条例	第13条第1項	(c)規制（国通知等）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
41	環境保全課	a.目視規制	条例	鹿児島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第18条	（報告の徴収、立入検査等） 第18条 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	浄化槽法	第53条第2項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
42	環境保全課	a.目視規制	条例	鹿児島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第18条	（報告の徴収、立入検査等） 第18条 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	浄化槽法	第53条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
43	環境保全課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第15条	（登録証の揭示） 第15条 浄化槽保守点検業者は、営業所の見やすい場所に登録証を掲示しなければならない。	本条例	第15条第1項	(c)規制（国通知等）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
44	資源政策課	a.目視規制	条例	鹿児島市地域下水道条例	第15条	（管理上の調査） 第15条 市長は、地域下水道の管理上必要があると認めるときは、その職員に排水設備の立入調査をさせることができる。	本条例	第15条第1項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
45	資源政策課	a.目視規制	条例	鹿児島市地域下水道条例	第15条	（管理上の調査） 第15条 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本条例	第15条第2項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
46	廃棄物指導課	g.往訪問覧・縦覧規制	条例	鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第22条第4項	（市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等） 第22条 略 4 縦覧の場所は次に掲げる場所とし、縦覧の期間は告示の日から1月間とする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 8 条 第 4 項	(a)-1規制（国）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
47	産業創出課	a.目視規制	条例	ソーホーかごしま条例	第10条	（必要措置の命令等） 第10条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	本条例第10条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
48	産業創出課	a.目視規制	条例	鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例	第11条	（必要措置の命令等） 第11条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	本条例第11条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
49	生産流通課	a.目視規制	条例	鹿児島市火入れに関する条例	第8条	（火入責任者の義務） 第8条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。	本条例	第8条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
50	生産流通課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市火入れに関する条例	第10条	（火入従事者） 第10条 火入者は、火入れに当たつては、延焼等を防止するために、規則で定めるところにより、必要な人数の火入従事者を配置しなければならない。	本条例	第10条	(b)規制（市）	類型 1：施設や製品の安心・安全のための常駐	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
51	生産流通課	a.目視規制	条例	鹿児島市火入れに関する条例	第14条第1項	（職員の立入り等） 第14条 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、職員を火入れに立ち入れさせ、実地調査をさせることができる。	本条例	第14条第1項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
52	生産流通課	a.目視規制	条例	鹿児島市火入れに関する条例	第14条第2項	2 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に職員を火入れに立ち合わせることができる。	本条例	第14条第2項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
53	雇用推進課	a.目視規制	条例	鹿児島市勤労者交流センター条例	第11条	（必要措置の命令等） 第11条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第11条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
54	青果市場魚類市場	a.目視規制	条例	鹿児島市中央卸売市場業務条例	第75条	（報告及び検査） 第75条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	本条例	第75条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
55	青果市場魚類市場	a.目視規制	条例	鹿児島市中央卸売市場業務条例	第75条	（報告及び検査） 第75条 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	本条例	第75条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
56	観光振興課	a.目視規制	条例	鹿児島市桜島温泉給湯施設条例	第13条	（温泉の検査） 第13条 市長は、温泉の保護管理上必要があると認めたとときは、その職員に給湯を受けた温泉を利用する施設に立ち入り、給湯量並びに温泉の温度、成分及び利用状況を検査させることができる。	本条例	第13条第1項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
57	観光振興課	a.目視規制	条例	鹿児島市桜島温泉給湯施設条例	第13条	2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本条例	第13条第2項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
58	スポーツ課	a.目視規制	条例	鹿児島市スポーツ施設条例	第13条	（必要措置の命令等） 第13条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第13条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
59	スポーツ課	a.目視規制	条例	鹿児島市アリーナ条例	第10条	（必要措置の命令等） 第10条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	本条例	第10条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
60	世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課	a.目視規制	条例	鹿児島市観光農業公園条例	第12条	（必要措置の命令等） 第12条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第12条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
61	世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課	a.目視規制	条例	鹿児島市都市農村交流センターお茶の里条例	第12条	（必要措置の命令等） 第12条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第12条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	規制の洗い出し			類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
					条項	条文	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直し予定
62	河川港湾課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市特定都市河川浸水被害対策法施行条例	第3条第2項	(雨水貯留浸透施設の標識の設置) 第3条 法第38条第3項に規定する条例で定める雨水貯留浸透施設の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。 2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	第 2 7 条 第 1	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
63	河川港湾課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市特定都市河川浸水被害対策法施行条例	第4条第2項	(保全調整池の標識の設置) 第4条 法第45条第1項に規定する条例で定める保全調整池の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。 2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	第 3 3 条 第 1	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
64	河川港湾課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市特定都市河川浸水被害対策法施行条例	第5条第2項	(貯留機能保全区域の標識の設置) 第5条 法第54条第1項に規定する条例で定める貯留機能保全区域の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	第 4 0 条 第 1	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
65	公園緑化課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市公園条例	第11条の2	(保管した工作物等の公示) 第11条の2 略 2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。	都市公園法施行令	第23条第1項	(a)-1規制（国）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月
66	建築指導課	a.目視規制	条例	鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例	第4条	(調査等) 第4条 2 市長は、前項の規定による調査により必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に立入調査をさせることができる。	本条例	第 4 条 第 2 項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
67	建築指導課	a.目視規制	条例	鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例	第4条	(調査等) 第4条 4 第2項の立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等その他関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本条例	第 4 条 第 4 項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
68	建築指導課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例	第8条第3項	(公表) 第8条 略 3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる命令を受けた所有者等の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該命令を受けた所有者等の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該命令を受けた所有者等に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該命令を受けた所有者等に到達したものとみなす。	本条例	第 8 条 第 3 項	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月
69	建築指導課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例	第8条	(標識の設置) 第8条 建築等を行う者は、確認申請を行うおとする日の21日前までに、規則で定めるところにより、建築等の概要を記載した当該指定建築物等の標識を建築等を行うとする敷地内の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。	本条例	第 8 条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
70	建築指導課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例	第22条第3項	(命令に従わない者の公表) 第22条 略 3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる命令を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該命令を受けた者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該命令を受けた者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該命令を受けた者に到達したものとみなす。	本条例	第 2 2 条 第 3	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月
71	住宅課	a.目視規制	条例	鹿児島市営住宅条例	第63条	(立入検査) 第63条 市長は、住宅等の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員又は市長が指定した者に随時住宅等の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。	本条例 国通知（公営住宅管理標準条例（案）について）	条例第 6 3 条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
72	住宅課	a.目視規制	条例	鹿児島市営住宅条例	第63条	(立入検査) 第63条 2 前項の検査において、現に使用している住宅等に立ち入るときは、あらかじめ当該住宅等の入居者の承諾を得なければならない。	本条例 国通知（公営住宅管理標準条例（案）について）	条例第 6 3 条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
73	住宅課	a.目視規制	条例	鹿児島市営住宅条例	第63条	(立入検査) 第63条 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本条例 国通知（公営住宅管理標準条例（案）について）	条例第 6 3 条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
74	市街地まちづくり推進課	a.目視規制	条例	鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例	第11条	(立入検査) 第11条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。	標準駐車場条例（最終：令和7年3月28日国都街第274号）	第33条第1項	(c)規制（国通知等）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる適確での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
75	市街地まちづくり推進課	a.目視規制	条例	鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例	第11条	(立入検査) 第11条 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	標準駐車場条例（最終：令和7年3月28日国都街第274号）	第33条第2項	(c)規制（国通知等）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる適確での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
76	道路管理課	a.目視規制	条例	鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例	第32条	(立入検査) 第32条 市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。	本条例		(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
77	道路管理課	a.目視規制	条例	鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例	第32条	(立入検査) 第32条 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本条例		(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
78	道路管理課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市法定外公共物管理条例	第7条	(標識の掲示) 第7条 占用者等は、第4条第1項の許可の期間中、規則で定める事項を記載した標識を占用等をする場所の見やすい位置に掲示しなければならない。ただし、掲示することが困難な場合又はその他の理由により掲示することが不適当であると市長が認める場合は、この限りでない。	本条例		(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
79	道路管理課	a.目視規制	条例	鹿児島市法定外公共物管理条例	第20条	(調査等) 第20条 市長は、法定外公共物の管理を適正に行うため調査又は測量を行う必要があると認めるときは、その職員に他人の占有する土地へ立ち入らせることができる。	本条例		(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
80	道路管理課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市法定外公共物管理条例	第20条	(調査等) 第20条 3 前項の場合において、通知を受けなければならないときは、同項の規定による通知を、当該占有者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)及び同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該占有者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該占有者に到達したものとみなす。	本条例		(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	規制の洗い出し			類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
						条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													見直し予定	
a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討														
81	道路管理課	a.目視規制	条例	鹿児島市法定外公共物管理条例	第20条	(調査等) 第20条 5 第1項の規定に基づき他人の土地に 立ち入 るうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本条例		(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
82	道路建設課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例	第22条	(障害者用駐車施設) 第22条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車用の 供する部分 (以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。 3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とする。 (3) 障害者用である旨を 見やすい 方法により表示すること。	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令	第二十二條第	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
83	道路建設課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例	第23条	(障害者用停車施設) 第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に 供する部分 (以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 2 障害者用停車施設は、次に定める構造とする。 (3) 障害者用である旨を 見やすい 方法により表示すること。	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令	第二十三條第	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
84	道路建設課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例	第33条	(案内標識) 第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が 見やすい 位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令	第四十四條第	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
85	区画整理課	a.目視規制	条例	郡山市計画事業郡山中央土地区画整理事業施行条例	第19条	(基準地積の更正等) 第19条 3 施行者は、第1項の規定による申請があった場合は、申請人の 立会 いを求めて当該申請に係る宅地の地積を実測等により 確認 しなければならない。この場合において、宅地の地積の実測に当たり必要があるときは、その宅地に隣接する所有者の 立会 いを求めるものとする。	本条例	第19条第3項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和7年11月
86	区画整理課	a.目視規制	条例	郡山市計画事業郡山中央土地区画整理事業施行条例	第19条	(基準地積の更正等) 第19条 5 施行者は、基準地積が事実と相違すると認めるときは、その宅地所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の 立会 いを求めて、その宅地の地積を実測して、基準地積を更正することができる。	本条例	第19条第5項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和7年11月
87	区画整理課	g.往訪閲覧・縦覧規制	条例	郡山市計画事業郡山中央土地区画整理事業施行条例	第30条	(換地計画の縦覧についての公告) 第30条 法第88条第2項の規定により換地計画を 縦覧 に供しようとする場合においては、施行者は、あらかじめ 縦覧 開始の日、 縦覧 場所及び 縦覧 時間を公告するものとする。	土地区画整理法、施行令	法第88条第2項、令第55条の2	(a)-1規制（国）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
88	市街地まちづくり推進課	a.目視規制	条例	鹿児島市上町ふれあい広場条例	第16条	(必要措置の命令等) 第16条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に 立ち入り 、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第16条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
89	都市計画課	g.往訪閲覧・縦覧規制	条例	鹿児島市地区計画の案の作成手続に関する条例	第2条	(地区計画の原案の提示方法) 第2条 市長は、地区計画の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の 縦覧 に供しなければならない。 (1) 地区計画の原案の内容のうち、名称、位置及び区域 (2) 縦覧 場所	本条例	第2条第1項	(b)規制（市）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ3：情報デジタル化～閲覧申請～縦覧等のすべてがデジタル化されている段階（デジタル完結）	フェーズ3：情報デジタル化～閲覧申請～縦覧等のすべてがデジタル化されている段階（デジタル完結）	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
90	都市計画課	a.目視規制	条例	鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第7条	(立入検査) 第7条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第2条第1項又は前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に 立ち入り 、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を 検査 することができる。	本条例	第7条第1項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
91	都市計画課	a.目視規制	条例	鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第7条	(立入検査) 第7条 2 前項の規定により他人の土地に 立ち入り うとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。	本条例	第7条第2項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
92	都市計画課	a.目視規制	条例	鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第7条	(立入検査) 第7条 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本条例	第7条第3項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
93	都市景観課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市屋外広告物条例	第21条の2	(保管した広告物等の公示) 第21条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に 掲げる ものとする。 2 法第8条第2項の規定による公示は、次に 掲げる 方法により行うものとする。 (1) 前項各号に 掲げる 事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に規定する広告物にあっては、1週間)、規則で定める場所に 掲示 すること。	屋外広告物条例ガイドライン	第23条の3	(c)規制（国通知等）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月
94	都市景観課	a.目視規制	条例	鹿児島市屋外広告物条例	第22条	(立入検査) 第22条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物の表示等を行う者若しくは当該広告物等を管理する者から 報告 若しくは資料の 提出 を求め、又は職員をして広告物等の存する土地若しくは建物に 立ち入り 、当該広告物等を 検査 させることができる。	屋外広告物条例ガイドライン	第24条	(c)規制（国通知等）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
95	都市景観課	a.目視規制	条例	鹿児島市屋外広告物条例	第22条	(立入検査) 第22条 2 前項の規定により 立入検査 をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	屋外広告物条例ガイドライン	第24条第2項	(c)規制（国通知等）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
96	都市景観課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市屋外広告物条例	第28条の2	(標識の揭示) 第28条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第26条の2第1項第2号の営業所ごとに、公衆の 見やすい 場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を 記載 した標識を 掲げ なければならない。	屋外広告物条例ガイドライン	第32条の2	(c)規制（国通知等）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和8年度
97	都市景観課	g.往訪閲覧・縦覧規制	条例	鹿児島市屋外広告物条例	第29条の4	(監督処分簿の備付け等) 第29条の4 市長は、屋外広告業者が 監督 処分簿を備え、これを規則で定める 閲覧 所において一般の 縦覧 に供しなければならない。	屋外広告物条例ガイドライン	第33条の3	(c)規制（国通知等）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報等のデジタル化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和8年度
98	都市景観課	a.目視規制	条例	鹿児島市屋外広告物条例	第29条の5	(報告及び検査) 第29条の5 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な 報告 をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に關係のある場所に 立ち入り 、帳簿、書類その他の物件を 検査 させ、若しくは関係人に質問させることができる。	屋外広告物条例ガイドライン	第33条の4	(c)規制（国通知等）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
99	都市景観課	a.目視規制	条例	鹿児島市屋外広告物条例	第29条の5	(報告及び検査) 第29条の5 2 前項の規定により 立入検査 をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	屋外広告物条例ガイドライン	第33条の4	(c)規制（国通知等）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
100	都市景観課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市景観条例	第12条第3項	(公表) 第12条 略 3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる命令を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による 通知 を、当該命令を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、意見の 聴取 を行う期日及び場所並びに前項の規定による 通知 の内容を 記載 した書面をいつでも当該命令を受けた者に 交付 する旨を市役所の 掲示 場 に掲示 することによって行うことができる。この場合においては、 掲示 を始めた日から2週間を経過したときに、当該 通知 が当該命令を受けた者に到達したものとみなす。	本条例		(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
101	水道局給排水設備課	c.定期検査・点検規制	条例	鹿児島市給水条例	第36条	第36条 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。	鹿児島市給水条例施行規程	第17条の2	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
102	土地利用調整課	a.目視規制	条例	鹿児島市住居表示に関する条例	第4条	(実態調査) 第4条 市長は、住居表示の円滑な実施のため必要があると認めるときは、住居表示の実態を調査することができる。	本条例	第 4 条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
103	土地利用調整課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市住居表示に関する条例	第5条	(住居番号の表示) 第5条 建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市長が別に定める場合のほか、当該建物その他の工作物の主要な出入口又は門柱のおおむね地上160センチメートルの高さで通行人から見やすい場所に住居番号を表示しておかなければならない。	本条例	第5条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
104	土地利用調整課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市宅地開発に関する条例	第6条	(宅地開発予定標識の設置) 第6条 開発予定者は、都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅地造成等規制法第8条の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請(以下「宅造許可申請」という。)を行う日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該宅地開発の計画を記載した宅地開発予定標識を、当該宅地開発区域内の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。	本条例	第 6 条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
105	土地利用調整課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市宅地開発に関する条例	第10条	(宅地開発許可標識の設置) 第10条 開発者は、宅地開発の工事に着手した日から完了する日までの間、規則で定めるところにより、当該宅地開発区域内の公衆の見やすい場所に当該宅地開発許可の概要を記載した宅地開発許可標識を設置しなければならない。	本条例	第10条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
106	土地利用調整課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市宅地開発に関する条例	第19条第3項	(明白に示す必要のない場合) 第19条 略 3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる勧告を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該勧告を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつても当該勧告を受けた者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から14日間を経過したときに、当該通知が当該勧告を受けた者に到達したものとみなす。	行政手続法	第 1 5 条第 3	(a)-1規制（国）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月
107	土地利用調整課	a.目視規制	条例	鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例	第27条	(立入調査) 第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に開発行為に係る土地、建築物の敷地その他の場所に立ち入り、当該土地、建築物の敷地等の状況を調査させることができる。	本条例	第 2 3 条第 1	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
108	土地利用調整課	a.目視規制	条例	鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例	第27条	(立入調査) 第23条 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	本条例	第 2 3 条第 2	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
109	土地利用調整課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例	第28条	(勧告又は命令に従わない者の公表) 第28条 3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる勧告又は命令を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該勧告又は命令を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつても当該勧告又は命令を受けた者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該勧告又は命令を受けた者に到達したものとみなす。	行政手続法	第 1 5 条第 3	(a)-1規制（国）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月
110	吉野区画整理課	a.目視規制	条例	都市計画事業吉野第二地区土地区画整理事業施行条例	第18条	(基準地積の決定) 第18条3 施行者は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請人及び隣接宅地所有者の立会いを求めて当該申請に係る宅地の地積を調査し、当該地積が事実と相違ないと認めたときは、当該地積を当該宅地の基準地積として更正するものとする。	本条例	第18条第3項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和7年11月
111	吉野区画整理課	g.往訪問覧・縦覧規制	条例	都市計画事業吉野第二地区土地区画整理事業施行条例	第25条	(換地計画の縦覧についての公告) 第25条 法第88条第2項の規定により換地計画を縦覧に供しようとする場合においては、施行者は、あらかじめ縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告するものとする。	土地区画整理法、施行令	法第88条第2	(a)-1規制（国）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
112	吉野区画整理課	a.目視規制	条例	鹿児島県都市計画事業吉野地区土地区画整理事業施行条例	第19条	(基準地積の更正等) 第18条3 施行者は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請人及び隣接宅地所有者の立会いを求めて当該申請に係る宅地の地積を調査し、当該地積が事実と相違ないと認めたときは、当該地積を当該宅地の基準地積として更正するものとする。	本条例	第18条第3項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和7年11月
113	吉野区画整理課	g.往訪問覧・縦覧規制	条例	鹿児島県都市計画事業吉野地区土地区画整理事業施行条例	第30条	(換地計画の縦覧についての公告) 第25条 法第88条第2項の規定により換地計画を縦覧に供しようとする場合においては、施行者は、あらかじめ縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告するものとする。	土地区画整理法、施行令	法第88条第2	(a)-1規制（国）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
114	谷山都市整備課	a.目視規制	条例	鹿児島県都市計画事業谷山駅周辺地区土地区画整理事業施行条例	第18条	(基準地積の決定) 第18条3 施行者は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請人及び隣接宅地所有者の立会いを求めて当該申請に係る宅地の地積を調査し、当該地積が事実と相違ないと認めたときは、当該地積を当該宅地の基準地積として更正するものとする。	本条例	第18条第3項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和7年11月
115	谷山都市整備課	g.往訪問覧・縦覧規制	条例	鹿児島県都市計画事業谷山駅周辺地区土地区画整理事業施行条例	第25条	(換地計画の縦覧についての公告) 第25条 法第88条第2項の規定により換地計画を縦覧に供しようとする場合においては、施行者は、あらかじめ縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告するものとする。	土地区画整理法、施行令	法第88条第2	(a)-1規制（国）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
116	谷山都市整備課	a.目視規制	条例	鹿児島県都市計画事業谷山第三地区土地区画整理事業施行条例	第18条	(基準地積の決定) 第18条3 施行者は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請人及び隣接宅地所有者の立会いを求めて当該申請に係る宅地の地積を調査し、当該地積が事実と相違ないと認めたときは、当該地積を当該宅地の基準地積として更正するものとする。	本条例	第18条第3項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和7年11月
117	谷山都市整備課	g.往訪問覧・縦覧規制	条例	鹿児島県都市計画事業谷山第三地区土地区画整理事業施行条例	第25条	(換地計画の縦覧についての公告) 第25条 法第88条第2項の規定により換地計画を縦覧に供しようとする場合においては、施行者は、あらかじめ縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告するものとする。	土地区画整理法、施行令	法第88条第2	(a)-1規制（国）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
118	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 法第111条第2項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合は、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第4条第4項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
119	長寿あんしん課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第10条	(受給資格等の確認) 第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第10条	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
120	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第17条	(施設サービス計画の作成) 第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握(次項及び第9項において「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に 面接 して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、 面接 の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(第2号において「 モニタリング 」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的 に入所者に 面接 すること。 (2) 定期的 に モニタリング の結果を 記録 すること。	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第17条第4項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
121	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第26条	(管理者) 第26条 介護医療院の管理者は、 専ら 当該介護医療院の職務に 従事 する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第45号)第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に 従事 することができるものとする。	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第26条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
122	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第32条	(非常災害対策) 第32条 介護医療院は、当該介護医療院の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別の非常災害に対する具体的計画を立てなければならない。 2 介護医療院は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び入所者に分かりやすく当該介護医療院内に 掲示 しなければならない。	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第32条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
123	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第35条	(掲示) 第35条 介護医療院は、当該介護医療院の 見やすい場所 に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を 掲示 しなければならない。	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第35条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
124	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第52条	(勤務体制の確保等) 第52条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員 配置 を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに 常時 1人以上の介護職員又は 看護職員を配置 すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は 看護職員 を夜間及び深夜の勤務に 従事 する職員として 配置 すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを 配置 すること。	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第52条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
125	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第6条	(職員の専任) 第6条 軽費老人ホームの職員は、 専ら 当該軽費老人ホームの職務に 従事 する者でなければならない。ただし、入所者に 提供するサービス に支障がない場合は、この限りでない。	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第6条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
126	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第8条第2項	(非常災害対策) 第8条 略 2 軽費老人ホームは、前項の具体的計画の内容について、職員及び入所者に分かりやすく当該軽費老人ホーム内に 掲示 しなければならない。	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第8条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
127	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第11条第2項	4 第1項第1号の施設長は、 専ら その職務に 従事 する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に 従事 することができる。	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第11条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
128	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第11条第9項	9 第6項及び第8項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を 置かなければならない 。	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第11条第9項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
129	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第11条第13項	13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に 宿直勤務 又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く 。)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第11条第13項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
130	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第28条	(掲示) 第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの 見やすい場所 に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を 掲示 しなければならない。	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第28条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
131	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	付則	13 前項第1号の施設長は、 専ら その職務に 従事 する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に 従事 することができる。	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	附則第14条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
132	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	付則	15 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に 宿直勤務 又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く 。))を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の敷地内に職員が居住していることにより、当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	附則第14条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
133	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第3条	(従業者の員数) 第3条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に 置 くべき医師、 看護 師、介護支援専門員及び介護その他の業務に 従事 する従業者の員数は、次のとおりとする。 4 介護老人保健施設の従業者は、 専ら 当該介護老人保健施設の職務に 従事 する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 5 第1項第7号の介護支援専門員は、 専ら その職務に 従事 する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に 従事 することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に 従事 する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合は、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に 従事 することができるものとする。	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第2条第4項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
134	長寿あんしん課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第9条	(受給資格等の確認) 第9条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を 確かめ るものとする。	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第6条	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
135	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第16条	(施設サービス計画の作成) 第16条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に 面接 して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、 面接 の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「 モニタリング 」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的 に入所者に 面接 すること。 (2) 定期的 に モニタリング の結果を 記録 すること。	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第14条第4項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
136	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第25条	(管理者) 第25条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第45号。以下この条において「指定地域密着型サービス条例」という。))第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設(指定地域密着型サービス条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第23条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
137	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第31条	(非常災害対策) 第31条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別の非常災害に対する具体的計画を立てなければならない。 2 介護老人保健施設は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び入所者に分かりやすく、当該介護老人保健施設内に掲示しなければならない。	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第28条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
138	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第34条	(掲示) 第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 2 介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第31条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
139	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第51条	(勤務体制の確保等) 第51条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第48条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
140	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例	第4条	(職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。	介護保険法施行規則	第百四十条の	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
141	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例	第4条第2項	(非常災害対策) 第4条 略 2 地域活動支援センターは、前項の具体的計画の内容について、職員及び利用者に分かりやすく当該地域活動支援センター内に掲示しなければならない。	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第6条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
142	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例	第10条第2項	(従たる事業所を設置する場合における特例) 第10条 略 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第8条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
143	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第6条	(職員の専任) 第6条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第12条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
144	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第8条第2項	(非常災害対策) 第8条 略 2 養護老人ホームは、前項の具体的計画の内容について、職員及び入所者に分かりやすく当該養護老人ホーム内に掲示しなければならない。	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第12条第5項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
145	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第12条第1項	(職員配置の基準) 第12条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)においては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにおいては第7号の調理員を置かないことができる。	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第12条第7項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
146	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第12条第5項	5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第12条第11項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
147	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第12条第7項	7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにおいては、常勤換算方法で、1人以上とする。	—	—	—	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
148	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第12条第11項	11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第58条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
149	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第59条	(従業者の員数) 第59条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第48条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
150	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第48条	(従業者の員数) 第48条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第47条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	所管課	規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
		規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し予定
151	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第49条	(管理者) 第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第49条の12	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
152	長寿あんしん課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第50条の5	(受給資格等の確認) 第50条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第53条の4第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
153	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第50条の12	(身分を証する書類の携行) 第50条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第53条の4第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
154	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第54条の4第1項	(揭示) 第54条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第54条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第180条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
155	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第54条の4第2項	第54条の4 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第59条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
156	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第166条第1項	(従業者の員数) 第166条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第63条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
157	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第60条	(管理者) 第60条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第64条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
158	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第64条第1項	(看護師等の員数) 第64条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。)ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第79条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
159	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第65条第1項	(管理者) 第65条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第88条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
160	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第79条	第79条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第117条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
161	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第88条	第88条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。)は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第117条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
162	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第117条第1項	第117条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)に置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 (1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上 (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等条例第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等条例第135条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上確保されていること又は利用者が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員が、利用者を10で除した数以上確保されていること。 イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保されていること。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第120条の4第(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
163	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第117条第2項	2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。 (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上確保されていること又は利用者が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員が、利用者を10で除した数以上確保されていること。 (2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されること。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第129条第1項(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
164	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第120条の4第2項	(非常災害対策) 第120条の4 略 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の具体的計画の内容について、従業員及び利用者に分かりやすい指定介護予防通所リハビリテーション事業所内に掲示しなければならない。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第129条第2項(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
165	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第129条第1項	(従業員の数) 第129条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)に置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等条例第146条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第139条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第130条(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
166	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第129条第2項	2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第145項第6項(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
167	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第130条	(管理者) 第130条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第157条第2項(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
168	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第145条第6項	(介護) 第145条 略 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第161条第7項(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
169	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第157条第2項	(勤務体制の確保等) 第157条 略 2 前項の従業員の勤務体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
170	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第161条第7項	(介護) 第161条 略 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第181条(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
171	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第167条	(管理者) 第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第208条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
172	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第173条	第173条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)に置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等条例第189条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等条例第188条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第179条において同じ。、を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。))を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。 (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する(勤務体制の確保等) 第194条 略 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第231条第7項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
173	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第194条第2項	(従業者の員数) 第194条 略 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
174	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第203条第7項	(従業者の員数) 第203条 略 7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第2項の場合においては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項の場合においては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第232条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
175	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第204条	(管理者) 第204条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第255条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
176	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第227条第1項	(従業者の員数) 第227条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第255条第6項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
177	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第227条第5項	5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合においては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第256条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
178	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第227条第6項	6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第2項の場合においては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合においては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第266条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
179	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第228条	(管理者) 第228条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第267条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
180	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第238条	(福祉利用専門相談員の員数) 第238条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。))に置くべき福祉利用専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。))の員数は、常勤換算方法で、2人以上とする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第274条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
181	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第239条	(管理者) 第239条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第274条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
182	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第246条第1項	(揭示及び目録の備付け) 第246条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第242条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第279条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
183	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第246条第2項	第246条 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第282条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
184	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第252条第1項	(福祉用具専門相談員の員数) 第252条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2人以上とする。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第283条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
185	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第255条	(福祉用具専門相談員の員数) 第255条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2人以上とする。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
186	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第256条	(管理者) 第256条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第2条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
187	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第4条第1項	(従業者の員数) 第4条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに指定介護予防支援の提供に当たる必要数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を1人以上置かなければならない。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第3条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
188	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第4条第2項	2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに指定介護予防支援の提供に当たる必要数の介護支援専門員を1人以上置かなければならない。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第3条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
189	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第5条第1項	(管理者) 第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第3条第4項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
190	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第5条第2項	2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第3条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
191	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第5条第4項	4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第9条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
192	長寿あんしん課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第9条	(受給資格等の確認) 第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第21条	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
193	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第11条	(身分を証する書類の携行) 第11条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第21条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
194	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第23条	(揭示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第30条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
195	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第23条	(揭示) 第23条 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。	—	—	—	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
196	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第32条	(指定介護予防支援の具体的取扱い方針) 第32条 指定介護予防支援の具体的取扱い方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱い方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(6)略 (7) 担当職員は、前号に規定する支援すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 (8)～(12)略 (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等の指定介護予防サービス等条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。 (14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。 (15)略 (16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。 イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月この期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。 (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 (従業者の員数)	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第2条第1項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
197	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第2条第9項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
198	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第12条第4項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
199	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 9 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第12条第10項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
200	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第16条	(施設サービス計画の作成) 第16条 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第13条第7項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
201	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第16条	(施設サービス計画の作成) 第16条 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者ととの連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に入所者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第21条	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
202	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第17条	(介護) 第17条 7 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第26条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
203	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第25条	(管理者) 第25条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。	—	—	—	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
204	長寿あんしん課	f.書面掲示規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第31条	(非常災害対策) 第31条 2 指定介護老人福祉施設は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び入所者に分かりやすく当該指定介護老人福祉施設内に掲示しなければならない。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第29条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
205	長寿あんしん課	f.書面掲示規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第34条	(掲示) 第34条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第43条第8項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
206	長寿あんしん課	f.書面掲示規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第34条	(配置) 第34条 2 指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第47条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
207	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第48条	(介護) 第48条 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
208	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第52条	(勤務体制の確保等) 第52条 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 (管理者) 第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第6条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
209	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第18条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し予定
210	長寿あんしん課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第11条	(受給資格等の確認) 第11条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第32条第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
211	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第18条	(身分を証する書類の携行) 第18条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第32条第2項	(a)-1規制（国）	類型4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
212	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第33条	(提示) 第33条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を提示しなければならない。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第41条	(a)-1規制（国）	類型4：公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
213	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第33条	(提示) 第33条 2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による提示に代えることができる。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第45条第1項	(a)-1規制（国）	類型4：公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
214	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第43条	(管理者) 第43条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第55条第1項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
215	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第48条	(従業者の員数) 第48条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第4節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第46条	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
216	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第59条	(従業者の員数) 第59条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。	—	—	—	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
217	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第49条	(管理者) 第49条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第56条	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
218	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第60条	(管理者) 第60条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第61条	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
219	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第131条	(従業者の員数) 第131条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第76条	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
220	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第65条	(管理者) 第65条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第85条	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
221	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第80条	(従業者の員数) 第80条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第93条第1項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
222	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第90条	(従業者の員数) 第90条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。)は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第93条第2項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
223	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第99条	(従業者の員数) 第99条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)は、次に掲げる指定通所介護事業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護事業者」という。)の員数は、次のとおりとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第94条	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
224	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第99条	(従業者の員数) 第99条 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第103条第2項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
225	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第100条	(管理者) 第100条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	—	—	—	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
226	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第109条	(非常災害対策) 第109条 2 指定通所介護事業者は、前項の具体的な計画の内容については、従業者及び利用者に分かりやすく指定通所介護事業所内に提示しなければならない。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第106条第2項	(a)-1規制（国）	類型4：公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
227	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第131条	(従業者の員数) 第131条 2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第111条第1項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
228	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第132条	(管理者) 第132条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	—	—	—	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
229	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第136条	(従業者の員数) 第136条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。) ここに置く べき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は 看護師 若しくは 准看護師 (以下この章において「 看護職員 」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業(指定介護予防サービス等条例第117第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテ-ション(指定介護予防サービス等条例第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。))の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。))を通じて 専ら 当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は 看護職員 若しくは介護職員が1人以上確保されていること。又は、利用者が数が10人を超える場合は、提供時間を通じて 専ら 当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は 看護職員 若しくは介護職員が、利用者を数で10で除した数以上確保されていること。 イ アに掲げる人員のうち 専ら リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保されていること。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第121条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
230	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第147条	(従業者の員数) 第147条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。) ここに置く べき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けことができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等条例第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等条例第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第164条において同じ。))の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。))が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を 置か ないことができる。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第122条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
231	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第182条	(従業者の員数) 第182条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに 置く べき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を 置か ないことができる。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第130条第6項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
232	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第148条	(管理者) 第148条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに 専ら その職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならない 。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所その他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第140条の8第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
233	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第156条	(介護) 第156条 6 指定短期入所生活介護事業者は、 常時 1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第140条の11	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
234	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第174条	(介護) 第174条 略 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 常時 1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第142条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
235	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第178条	(勤務体制の確保等) 第178条 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員 配置 を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに 常時 1人以上の介護職員又は 看護職員 を 配置 すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は 看護職員 を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として 配置 すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを 配置 すること。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第140条の28	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
236	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第189条	(従業者の員数) 第189条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。) ここに置く べき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に 置く べき医師、薬剤師、 看護職員 (看護師 及び 准看護師 をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等条例第173条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等条例第172条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第201条において同じ。))を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。))を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に 置く べき医師、薬剤師、 看護職員 、介護職員(同法に規定する 看護補助者 をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に 置く べき 看護職員 又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、 看護師 若しくは 准看護師 又は介護職員を1人以上 配置 していること。 (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に 置く べき医師、薬剤師、 看護職員 、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
237	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第182条	(管理者) 第183条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第155条の10	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
238	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第213条	(勤務体制の確保等) 第213条 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
239	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第217条	(従業者の員数) 第217条 7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第176条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
240	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第218条	(管理者) 第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第192条の4第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
241	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第239条	(従業者の員数) 第239条 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第192条の5	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
242	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第239条	(従業者の員数) 第239条 6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第194条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
243	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第240条	(管理者) 第240条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第195条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
244	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第249条	(福祉用具専門相談員の員数) 第249条 指定福祉用具貸与の事業者を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2人以上とする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第204条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
245	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第250条	(管理者) 第250条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第204条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
246	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第260条	(掲示及び目録の備付け) 第260条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第205条の2	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
247	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第260条	(掲示及び目録の備付け) 第260条 2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第208条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
248	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第263条	(福祉用具専門相談員の員数) 第263条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2人以上とする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第209条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
249	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第266条	(福祉用具専門相談員の員数) 第266条 指定特定福祉用具販売の事業者を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2人以上とする。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第2条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
250	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第267条	(管理者) 第267条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第3条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
251	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1人以上置かなければならない。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第3条第3項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
252	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	第5条	(管理者) 第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第3条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
253	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	第5条	(管理者) 第5条 3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第9条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
254	長寿あんしん課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	第9条	(受給資格等の確認) 第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第13条	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
255	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	第11条	(身分を証する書類の携行) 第11条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	—	—	—	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

規制の洗い出し							類型・PHASE			見直しの方向性等の検討				
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
256	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	第15条	(指定居宅介護支援の具体的な取扱い方針) 第15条 指定居宅介護支援の具体的な取扱い方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱い方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)(に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。))を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。 (14) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めることにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。 イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。 (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 d サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第22条第1項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
257	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	第24条	(提示) 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。))を提示しなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の4第17項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
258	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	第24条	(提示) 第24条 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による提示に代えることができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の4第43項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
259	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数) 第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。))ごとに置べき従事者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」という。))の職種及び員数は、次のとおりとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の4第63項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
260	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数) 第6条 4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。))の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の5	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
261	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数) 第6条 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の4第63項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
262	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第7条	(管理者) 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の12	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
263	長寿あんしん課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第12条	(受給資格等の確認) 第12条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の17	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
264	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第14条	(心身の状況等の把握) 第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の24第3項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
265	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第19条	(身分を証する書類の携行) 第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の32第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
266	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第26条	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成) 第26条 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握することという。))の結果を踏まえ、作成しなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の32第3項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
267	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第34条	(提示) 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。))を提示しなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
268	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第34条	(提示) 第34条 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による提示に代えることができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる提示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
269	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第47条	(訪問介護員等の員数) 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)に置くべき従業員(以下「夜間対応型訪問介護従業員」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業員を置かないことができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第5項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
270	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第47条	(訪問介護員等の員数) 第47条 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を受けて、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第7条	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
271	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第47条	(訪問介護員等の員数) 第47条 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を受けて、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第10条	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
272	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第48条	(指定夜間対応型訪問介護事業者の員数) 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を受けて、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第20条第1項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
273	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第51条	(指定夜間対応型訪問介護の具体的な取組方針) 第51条 夜間対応型訪問介護従業員の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるものとする。 (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業員は、利用者の面接及び1月又は3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第20条第3項	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
274	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第59条の3	(従業員の員数) 第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員(以下この部から第4部までにおいて「地域密着型通所介護従業員」という。)の員数は、次のとおりとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第21条	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
275	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第59条の3	(従業員の員数) 第59条の3 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第32条第2項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
276	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第59条の4	(管理者) 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	—	—	—	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
277	長寿あんしん課	f.書面掲示規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第59条の15	(非常災害対策) 第59条の15 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の具体的な計画の内容について、従業員及び利用者に分かりやすい指定地域密着型通所介護事業所内に掲示しなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第40条第2項	(a)-1規制（国）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
278	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第59条の23	第59条の23 2 前項の療養通所介護従業員のうち1人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第42条第1項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
279	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第59条の24	(管理者) 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第42条第2項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
280	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第61条	(従業員等の員数) 第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第43条	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
281	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第61条	(従業員等の員数) 第61条 2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第47条	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
282	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第62条	(管理者) 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第63条第1項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
283	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第66条	(管理者) 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	—	—	—	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
284	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第82条	(従業者の員数等) 第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業者を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)(ここに書く指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。))の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)(の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。))の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)(が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所においては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所においては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。))をいう。以下この章において同じ。)(の提供に当たる者を1人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第85項において同じ。)(に当たるときは1人以上及び夜間勤務に当たるときは夜間勤務(従業者の員数等) 第82条 10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	第63条第10項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
285	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第82条	(従業者の員数等) 第82条 10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第64条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
286	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第83条	(管理者) 第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第82条の2第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
287	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第89条	(身分を証する書類の携行) 第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第90条	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
288	長寿あんしん課	f.書面掲示規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第102条	(非常災害対策) 第102条 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく指定小規模多機能型居宅介護事業所内に掲示しなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第90条第5項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
289	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第110条	(従業者の員数) 第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業者を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)(ここに書く指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。))の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。)(が3人又はその端数を増すごとに1人以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。以下この項において同じ。)(を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とするこ	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第91条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
290	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第110条	(従業者の員数) 第110条 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。	—	—	—	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
291	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第111条	(管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第110条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
292	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第130条	(従業者の員数) 第130条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「地域密着型特定施設従業者」という。))の員数は、次のとおりとする。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
293	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第130条	(従業者の員数) 第130条 6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第111条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
294	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第131条	(管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	—	—	—	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
295	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第151条	(従業者の員数) 第151条 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第138条第4項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
296	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第151条	(従業者の員数) 第151条 11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第138条第10項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
297	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第158条	(地域密着型施設サービス計画の作成) 第158条 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第139条第7項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
298	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第158条	(地域密着型施設サービス計画の作成) 第158条 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に入所者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第146条	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
299	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第159条	(介護) 第159条 7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
300	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第166条	(管理者による管理) 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第163条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
301	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第183条	(介護) 第183条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第171条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
302	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第187条	(勤務体制の確保等) 第187条 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第171条第11項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
303	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第191条	(従業者の員数等) 第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。))ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)(の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)(を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(の提供に当たる者をその利用者が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)(の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)(をいう。以下この章において同じ。)(の提供に当たる者を2人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)(をいう。第6項において同じ。)(に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
304	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第191条	(従業者の員数等) 第191条 11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第172条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
305	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第192条	(管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護支援専門員に係る効果的な支援の方法に関する基準	第5条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
306	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第5条	(従業者の員数) 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第6条	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
307	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第5条	(従業者の員数) 第5条 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。	—	—	—	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
308	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第6条	(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第10条	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
309	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第10条	(管理者) 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第30条第2項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
310	長寿あんしん課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第14条	(受給資格等の確認) 第14条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第32条第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
311	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第30条	(非常災害対策) 第30条 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく指定介護予防認知症対応型通所介護事業所内に掲示しなければならない。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第32条第2項	(a)-1規制（国）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
312	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第32条	(掲示) 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第44条第1項	(a)-1規制（国）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
313	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第32条	(掲示) 第32条 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	—	—	—	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
314	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第44条	(従業者の員数等) 第44条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。))の提供に当たる者をその利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。))の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。))が3人又はその半数を増すごとに1人以上及び訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所においては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所においては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。))をいう。以下この章において同じ。))の提供に当たる者を1人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(夜間勤務を除く。))を	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第44条第10項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
315	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第44条	(従業者の員数等) 第44条 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)(の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第45条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
316	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第45条	(管理者) 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第58条の2第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
317	長寿あんしん課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第51条	(身分を証する書類の携行) 第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第70条	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
318	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第59条	(非常災害対策) 第59条 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所内に掲示しなければならない。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第71条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
319	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第71条	(従業者の員数) 第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)(ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)(の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)(の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)(の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)(が3人又はその端数を増すごとに1人以上以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(直直勤務を除く。)(をいう。以下この項において同じ。)(を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
320	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第72条	(管理者) 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第6条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
321	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第6条	(職員の専任) 第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	—	—	—	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
322	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第8条	(非常災害対策) 第8条 2 特別養護老人ホームは、前項の具体的計画の内容について、職員及び入所者に分かりやすく当該特別養護老人ホーム内に掲示しなければならない。	—	—	—	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
323	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第16条	(介護) 第16条 7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第37条第8項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
324	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第37条	(介護) 第37条 8 コニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
325	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第40条	(勤務体制の確保等) 第40条 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の号に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	—	—	—	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
326	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第46条	7 地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第57条第7項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
327	長寿あんしん課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第51条	(介護) 第51条 8 コニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第62条第8項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	規制の洗い出し			類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
							根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期	
328	地域福祉課	a.自視規制	条例	鹿児島市地域福祉館条例	第13条	(必要措置の命令等) 第13条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に 立ち入り 、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第13条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる通階での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度	
329	保護第一課	d.常駐・専任規制	条例	生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	第6条	(職員の専任) 第6条 救護施設等の職員は、 専ら 当該施設の職務に 従事 することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	救護施設、更生施設、投産施設及び宿舍提供施設の設備及び運営に関する基準	第6条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
330	保護第一課	f.書面揭示規制	条例	生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	第8条第2項	(非常災害対策) 第8条 略 2 救護施設等は、前項の具体的計画について、職員及び入居者に分かりやすく当該救護施設等内に 掲示 しなければならない。	救護施設、更生施設、投産施設及び宿舍提供施設の設備及び運営に関する基準	第7条	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
331	保護第一課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例	第8条第2項	(非常災害対策) 第8条 略 2 無料低額宿泊所は、前項の具体的計画の内容について、職員及び入居者に分かりやすく当該無料低額宿泊所内に 掲示 しなければならない。	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	第8条	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
332	保護第一課	c.定期検査・点検規制	条例	鹿児島市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例	第20条	(状況把握) 第20条 無料低額宿泊所は、原則として 1日に1回 以上、入居者に対し居室への 訪問 等の方法による状況把握を行わなければならない。	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	第20条	(c)規制（国通知等）	類型 3：実態・動向・量などの明確化（調査・測定）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
333	保護第一課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例	第27条	(指示及び公表) 第27条 無料低額宿泊所は、入居者の 見やすい場所 に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を 掲示 しなければならない。	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	第27条	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
334	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第5条第2項	(非常災害対策) 第5条 略 2 福祉ホームは、前項の具体的計画の内容について、利用者及び職員に分かりやすく当該福祉ホーム内に 掲示 しなければならない。	—	—	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—	
335	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第10条	(職員 配置 の基準) 第10条 福祉ホームには、管理人を 置かなければならない 。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準	第10条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
336	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合に 置 くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (5) 第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための 訓練 を行う能力を有する 看護師 その他の者を機能 訓練 指導員として 置 くことができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第4条第1項第	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
337	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 指定障害者支援施設等において 自立訓練(機能訓練) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。))第6条の6第1号に規定する 自立訓練(機能訓練) をいう。以下同じ。) を行う場合に置 くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (3) 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における 自立訓練(機能訓練) に併せて利用者の居室を 訪問 することによる 自立訓練(機能訓練) (以下この条において「 訪問 」による 自立訓練(機能訓練) 」という。) を提供 する場合は、前2号に 掲 げる員数の従業者に加えて、当該 訪問 による 自立訓練(機能訓練) を 提供 する生活支援員を1人以上 置 くものとする。 (4) 第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための 訓練 を行う能力を有する 看護師 その他の者を機能 訓練 指導員として 置 くことができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第4条第1項第	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
338	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 3 指定障害者支援施設等において 自立訓練(生活訓練) (省令第6条の6第2号に規定する 自立訓練(生活訓練) をいう。以下同じ。) を行う場合に置 くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (4) 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における 自立訓練(生活訓練) に併せて、利用者の居室を 訪問 することによる 自立訓練(生活訓練) (以下この条において「 訪問 」による 自立訓練(生活訓練) 」という。) を行う場合は 、前3号に 掲 げる員数の従業者に加えて、当該 訪問 による 自立訓練(生活訓練) を 提供 する生活支援員を1人以上 置 くものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第4条第1項第	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
339	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 4 指定障害者支援施設等において就労移行支援を行う場合に 置 くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (4) 前3号の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設(以下「認定指定障害者支援施設」という。))が就労移行支援を行う場合に 置 くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第4条第1項第	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
340	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 5 指定障害者支援施設等において就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) を行う場合に置 くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第4条第1項第	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
341	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第4条	(従業者の員数) 第4条 6 指定障害者支援施設等において施設入所支援を行う場合に 置 くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに 掲 げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに 掲 げる数とする。ただし、 自立訓練(機能訓練) 、 自立訓練(生活訓練) 、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、 宿直勤務 を行う生活支援員を1人以上とする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第4条第1項第	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
342	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第7条	(従たる事業所を設置する場合における特別) 第7条 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。) のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない 。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第5条の2第2	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
343	障害福祉課	i.書面規制（制限のあるもの）	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第15条	(受給資格の 確認) 第15条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を 確かめる ものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第12条第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—	

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
344	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第19条	(身分を証する書類の携行) 第19条 指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を行う場合は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第16条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
345	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第26条	(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第26条 10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に利用者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第23条第10項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
346	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第29条	(介護) 第29条 6 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第26条第6項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
347	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第30条	(訓練) 第30条 3 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第27条第3項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
348	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第44条	(管理者による管理等) 第44条 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第40条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
349	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第48条	(非常災害対策) 第48条 2 指定障害者支援施設等は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく当該指定障害者支援施設等内に掲示しなければならない。	本条例	本条例	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
350	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第51条	(掲示) 第51条 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第47条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
351	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第51条	(掲示) 第51条 2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第47条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
352	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	(管理者) 第6条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所その他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
353	障害福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第14条	(受給資格の確認) 第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第14条第1項	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
354	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第18条	(身分を証する書類の携行) 第18条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第18条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
355	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第35条	(掲示) 第35条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第35条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
356	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第35条	(掲示) 第35条 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第35条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
357	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第45条	(管理者) 第45条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所その他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第45条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
358	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第50条	(従業者の員数) 第50条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第50条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
359	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第50条	(従業者の員数) 第50条 4 第1項に規定する指定療養介護事業所の従業者(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)(は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第50条第4項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
360	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第51条	(管理者) 第51条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第51条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
361	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第59条	(療養介護計画の作成等) 第59条 4 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第58条第3項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
362	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第59条	(療養介護計画の作成等) 第59条 10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に利用者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第58条第10項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
363	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第71条	(非常災害対策) 第71条 2 指定療養介護事業者は、前項の具体的な計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく指定療養介護事業所内に掲示しなければならない。	本条例	本条例	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
364	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第73条	(掲示) 第73条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第72条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
365	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第73条	(掲示) 第73条 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第72条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
366	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第79条	(従業者の員数) 第79条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)(に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第78条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
367	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第79条	(従業者の員数) 第79条 4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第78条第4項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
368	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第79条	(従業者の員数) 第79条 5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第78条第5項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
369	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第80条	(従たる事業所を設置する場合における特例) 第80条 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)(のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第79条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
370	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第84条	(介護) 第84条 5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第83条第5項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
371	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第93条	(掲示) 第93条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第92条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
372	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第93条	(掲示) 第93条 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第92条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
373	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第113条	(従業者の員数) 第113条 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)(ごとに、サービス提供責任者を1人以上置かなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第127条第2項	(a)-1規制（国）	類型 2：施設や製品の安心・安全のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	規制の洗い出し			類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
					条項	条文	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													見直しし予定	
											見直しの方向性		見直し予定	
											a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期		
374	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第142条	(従業者の員数) 第142条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。))に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第156条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
375	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第142条	(従業者の員数) 第142条 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問」による指定自立訓練(機能訓練)という。))を提供する場合は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第156条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
376	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第142条	(従業者の員数) 第142条 5 第1項、第2項及び前項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第156条第5項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
377	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第142条	(従業者の員数) 第142条 6 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第156条第6項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
378	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第142条	(従業者の員数) 第142条 7 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第156条第7項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
379	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第142条	(従業者の員数) 第142条 8 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第156条第8項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
380	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第146条	(訓練) 第146条 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第160条第3項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
381	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第149条の3	(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準) 第149条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。))が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。))に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。 (2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。 ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上確保されていること。 イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第163条の3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
382	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第152条	(従業者の員数) 第152条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。))に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第166条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
383	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第152条	(従業者の員数) 第152条 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練(生活訓練)事業所における指定自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(生活訓練)(以下この項において「訪問」による指定自立訓練(生活訓練)という。))を提供する場合は、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第166条第3項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
384	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第152条	(従業者の員数) 第152条 5 第1項及び第2項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第166条第5項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
385	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第162条	(従業者の員数) 第162条 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。))に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第175条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
386	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第162条	(従業者の員数) 第162条 3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第175条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
387	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第173条	(従業者の員数) 第173条 指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援A型事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第186条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
388	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第173条	(従業者の員数) 第173条 3 第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第186条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
389	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第193条の3	(従業者の員数) 第193条の3 2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。))に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。) に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第206条の3項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
390	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第193条の3	(従業者の員数) 第193条の3 4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第206条の3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
391	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第193条の8	(職場への定着のための支援等の実施) 第193条の8 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第206条の8項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
392	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第193条の13	第193条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の連絡を受けて行う訪問、当該利用者からの相談に対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第206条の13項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
393	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第193条の14	(従業者の員数) 第193条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第206条の14項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
394	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第193条の14	(従業者の員数) 第193条の14 6 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第206条の14項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
395	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第193条の18	(定期的な訪問等による支援) 第193条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第206条の18項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
396	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第195条	(従業者の員数) 第195条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第208条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
397	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第195条	(従業者の員数) 第195条 3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第208条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
398	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第196条	(管理者) 第196条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第209条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
399	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第200条の4	(従業者の員数) 第200条の4 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(常勤勤務を除く。))を行う世話人又は生活支援員をいう。) を置くものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第213条の4項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
400	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第200条の4	(従業者の員数) 第200条の4 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第213条の4項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し予定
401	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第200条の8	(介護及び家事等) 第200条の8 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 常時 1人以上の従業者を介護又は家事等に 従事 させなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第213条の8第1項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
402	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第200条の14	(従業者の員数) 第200条の14 3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、 専ら 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に 従事 する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第213条の14第1項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
403	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第5条	(従業者の員数) 第5条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。) 又は 保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら 当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに 掲げる 障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第5条第1項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
404	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第5条	(従業者の員数) 第5条 2 前項各号に 掲げる 従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能 訓練 を行う場合には機能 訓練 担当職員(日常生活を営むのに必要な機能 訓練 を担当する職員をいう。以下同じ。)、を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かたん)吸引その他どこも家庭長官が定める医療行為をいう。以下同じ。) を 恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には 看護職員 (保健師、助産師、 看護師 又は 准看護師 をいう。以下同じ。) を 、それぞれ 置かなければならない 。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、 看護職員を置かない ことができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第5条第2項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
405	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第5条	(従業者の員数) 第5条 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。) を 通わせる指定児童発達支援事業所に 置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする 。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能 訓練 を行わない時間帯については、第4号の機能 訓練 担当職員を 置かない ことができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第5条第4項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
406	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第5条	(従業者の員数) 第5条 8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、 専任 かつ常勤でなければならない。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第5条第8項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
407	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	第6条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限り、以下この条において同じ。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする 。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所においては第4号の調理員を 置かない ことができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第1項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
408	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	第6条 2 前項各号に 掲げる 従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能 訓練 を行う場合には機能 訓練 担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には 看護職員を 、それぞれ 置かなければならない 。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、 看護職員を置かない ことができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第2項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
409	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	第6条 3 前2項に 掲げる 従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を 置かなければならない 。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第3項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
410	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	第6条 7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、 専ら 当該指定児童発達支援事業所の職務に 従事 する者又は指定児童発達支援の単位ごとに 専ら 当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に 従事 させることができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第7項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
411	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	第6条 8 第3項に規定する従業者は、 専ら 当該指定児童発達支援事業所の職務に 従事 する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に 直接従事 する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に 従事 させることができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第8項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
412	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第7条	(管理者) 第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに 専ら その職務に 従事 する管理者を 置かなければならない 。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に 従事 させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に 従事 させることができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第7条	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
413	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第8条	(従たる事業所を設置する場合における特例) 第8条 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ 専ら 当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に 従事 する者でなければならない。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第8条第2項	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
414	障害福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第17条	(支給資格の確認) 第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を 確かめる ものとする。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第17条	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
415	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第27条	第27条 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に 面接 しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、 面接 の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第27条第3項	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
416	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第27条	第27条 9 児童発達支援管理責任者は、 モニタリング に当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に 通所給付決定保護者及び障害児に 面接 すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録 すること。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第27条第9項	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
417	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第30条	(支援) 第30条 4 指定児童発達支援事業者は、 常時 1人以上の従業者を支援に 従事 させなければならない。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第30条第4項	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
418	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第40条	(非常災害対策) 第40条 2 指定児童発達支援事業者は、前項の具体的な計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく指定児童発達支援事業所内に 掲示 しなければならない。	本条例	本条例	(b)規制（市）	類型4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	規制の洗い出し				類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
					条項	条文	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直し予定
419	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第43条	(揭示) 第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の 見やすい場所 に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を 揭示 しなければならない。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第43条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
420	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第43条	(揭示) 第43条 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を 記載した書面 を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に 閲覧 させることにより、同項の規定による 揭示 に代えることができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第43条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
421	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第59条	(従業者の員数) 第59条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に 置くべき 従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら 当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに 掲げる 障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第54条の6第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
422	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第78条	(従業者の員数) 第78条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に 置くべき 従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら 当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに 掲げる 障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第66条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
423	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第78条	(従業者の員数) 第78条 2 前項各号に 掲げる 従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能 訓練 を行う場合には機能 訓練 担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には 看護職員 を、それぞれ 置かなければならない 。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、 看護職員を置かない ことができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第66条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
424	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第78条	(従業者の員数) 第78条 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に 置くべき 従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能 訓練 を行わない時間帯については、第4号の機能 訓練 担当職員を 置かない ことができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第66条第4項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
425	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第78条	(従業者の員数) 第78条 8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、 専任 かつ常勤でなければならない。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第66条第8項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
426	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第85条	(従業者の員数) 第85条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に 置くべき 従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら 当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに 掲げる 障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第71条の3	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
427	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第90条	(従業者の員数) 第90条 3 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、 専ら 当該指定居宅 訪問型 児童発達支援事業所の職務に 従事 する者でなければならない。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第71条の8第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
428	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第98条	(従業者の員数) 第98条 指定保育所等 訪問 支援の事業を行う者(以下「指定保育所等 訪問 支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等 訪問 支援事業所」という。)に 置くべき 従業者及びその員数は、次のとおりとする。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第73条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
429	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第98条	(従業者の員数) 第98条 2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、 専ら 当該指定保育所等 訪問 支援事業所の職務に 従事 する者でなければならない。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第73条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
430	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第102条	(従業者の員数に関する特例) 第102条 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)(は、第5条第6項及び第78条第6項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に 置くべき 従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。))のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第80条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
431	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第7条	(非常災害対策) 第7条 2 障害者支援施設は、前項の具体的計画の内容について、職員及び利用者に分かりやすく当該障害者支援施設内に 揭示 しなければならない。	本条例	本条例	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
432	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第11条	(職員 配置 の基準) 第11条 障害者支援施設には、施設長を1人 置かなければならない 。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第11条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
433	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第11条	(職員 配置 の基準) 第11条 9 第1項から第7項までに規定する障害者支援施設の職員(施設長を除く。)(は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに 専ら 当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は 専ら 自立 訓練 (機能 訓練)、自立 訓練 (生活 訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第11条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
434	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第11条	(職員 配置 の基準) 第11条 10 第1項の施設長は、 専ら その職務に 従事 する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に 従事 し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に 従事 することができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第11条第4項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
435	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第12条	(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数) 第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第2項第6号、同条第3項第5号及び第6号、同条第4項第5号、同条第5項第5号(同項第4号Aに係る部分を除く。)(並びに同条第6項第3号の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に 置くべき 職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。))のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第12条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
436	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第12条	(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数) 第12条 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第2項第3号及び第7号、同条第3項第2号及び第7号、同条第4項第2号及び第6号、同条第5項第3号、第4号イ及び第6号並びに同条第6項第2号及び第4号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第12条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
437	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第13条	(従たる事業所を設置する場合における特例) 第13条 略 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第12条の2第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
438	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第19条	(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 4 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第18条第4項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
439	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第19条	(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に利用者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第18条第10項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
440	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第22条	(介護) 第22条 6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第21条第6項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
441	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第23条	(訓練) 第23条 3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第22条第3項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
442	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	付則	付 則 (複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設における職員の員数) 2 複数の昼間実施サービスを行う厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、省令附則第1条の2の規定による就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設(以下「経過的障害者支援施設」という。)は、昼間実施サービス利用定員の合計が20人未満である場合は、当該経過的障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	附則第4条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
443	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	付則	付 則 3 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は、サービス管理責任者の数を次の各号に掲げる当該経過的障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	附則第4条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
444	障害福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第8条	(非常災害対策) 第8条 2 療養介護事業者は、前項の具体的計画の内容について、職員及び利用者に分かりやすく療養介護事業所内に掲示しなければならない。	本条例	本条例	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
445	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第12条	(職員配置の基準) 第12条 4 第1項に規定する療養介護事業所の職員(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第12条第4項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
446	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第12条	(職員配置の基準) 第12条 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第12条第5項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
447	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第17条	(療養介護計画の作成等) 第17条 4 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第17条第4項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
448	障害福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第17条	(療養介護計画の作成等) 第17条 10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に利用者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第17条第10項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
449	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第39条	(職員配置の基準) 第39条 5 第1項(第1号に掲げる者を除く。)及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第39条第5項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
450	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第39条	(職員配置の基準) 第39条 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第39条第6項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
451	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第40条	(従たる事業所を設置する場合における特例) 第40条 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第40条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
452	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第42条	(介護) 第42条 5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第42条第5項	(a)-1規制（国）	類型 1：施設や製品の安心・安全のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
453	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第52条	(職員配置の基準) 第52条 5 第1項(第1号に掲げる者を除く。)、第2項及び前項に規定する自立訓練(機能訓練)事業所の職員は、専ら当該自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第52条第5項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
454	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第52条	(職員配置の基準) 第52条 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(機能訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(機能訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(機能訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第52条第6項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
455	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第53条	(訓練) 第53条 3 自立訓練(機能訓練)事業者は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第53条第3項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
456	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第59条	(職員配置の基準) 第59条 5 第1項(第1号に掲げる者を除く。)(及び第2項に規定する自立訓練(生活訓練)事業所の職員は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第59条第5項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
457	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第59条	(職員配置の基準) 第59条 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(生活訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(生活訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(生活訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第59条第6項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
458	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第63条	(職員配置の基準) 第63条 3 第1項(第1号に掲げる者を除く。)(に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第64条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
459	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第63条	(職員配置の基準) 第63条 4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第64条第4項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
460	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第74条	(職員配置の基準) 第74条 3 第1項(第1号に掲げる者を除く。)(に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第75条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
461	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第74条	(職員配置の基準) 第74条 4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第75条第4項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
462	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第75条	(従たる事業所を設置する場合における特例) 第75条 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第76条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
463	障害福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第76条	(実施主体) 第76条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第77条第1項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
464	台山福祉課	a.目視規制	条例	鹿児島市軽費老人ホーム条例	第10条	(立入調査) 第10条 市長は、ホームの管理上必要があると認めるときは、居室に立ち入り、調査することができる。	本条例	第10条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
465	生活衛生課	a.目視規制	条例	鹿児島市理容師法施行条例	第7条	(立入検査) 第7条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、省令第28条に規定する環境衛生監視員に、出張理容消毒設備等を管理する場所又は出張理容を行う場所に立ち入り、法第9条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。	・理容師法 ・本条例	・第13条・第7	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
466	生活衛生課	a.目視規制	条例	鹿児島市理容師法施行条例	第7条第2項	(立入検査) 第7条 2 前項の規定により立入検査をする環境衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	・理容師法施行規則 ・本条例	・第28条・第7	(c)規制（国通知等）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
467	生活衛生課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市興行場法施行条例	第3条	(興行場について講ずべき措置の基準) 第3条 法第3条第2項の条例で定める興行場についての換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。 (6) 禁煙及び喫煙の場所については、入場者に対して案内するとともに、場内の適当な所にその旨を 掲示 すること。	興行場法第2条、第3条関係基準条例準則	Ⅱの8	(c)規制（国通知等）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
468	生活衛生課	c.定期検査・点検規制	条例	鹿児島市クリーニング業法施行条例	第2条	(営業者が講ずべき措置) 第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。 (11) 洗濯機、脱水機、仕上げ専用の作業台、洗濯物を保管する設備又は容器及び集配容器は、 毎月1回 以上、消毒を行うこと。 (12) 毎月1回 以上、ねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。 (衛生措置の基準) 第4条 法第4条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 排水溝は、 定期的 に清掃、補修等を行い、常に排水に支障が生じないように保つこと。 (3) 便所及び浴室は 毎日 、客室その他施設の内外は 定期的 に清掃をすること。 (4)～(6)略 (7) 複数の者が共同で使用する浴室(客室に附属するものを除く、以下「共同浴室」という。)及び当該浴室に係る設備については、次の措置を講ずること。 ア 浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、規則で定める水質基準に適合させること。また、営業者は、規則に定めるところにより、 定期的 に水質 検査 を行い、その結果が規則で定める水質基準に適合しないときは、直ちにその旨を市長に 報告 すること。 イ 略 ウ 浴槽の水は、 毎日 その全てを換水すること。ただし、これにより難い場合においては、1週間に1回以上浴槽水の全てを換水すること。 エ～オ 略 カ シャワーは、1週間に1回以上内部の水が 置き換わる ように通水するとともに、シャワーヘッド及びホースは、 6月に1回 以上 点検 し、 1年に1回 以上内部の汚れ及び堆積物の洗浄及び消毒を行うこと。 キ 略 (ア) 略 (イ) 貯湯槽の生物膜の状況を 定期的 に 監視 し、生物膜が発生している場合は、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。 (ウ) 略 ク 濾(ろ)過器を設置している場合においては、1週間に1回以上、当該濾過器を十分に逆洗浄(湯水を逆流させて濾過器内の汚れを除去すること。以下同じ。)をして汚れを排出するとともに、循環配管(湯水を浴槽と濾過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)について適切な方法で生物膜を除去し、その後浴槽を清掃すること。 ケ 略 コ 集毛器(手型髪を除去する設備をいう。以下同じ。)を設置している場合においては、 毎日 当該集毛(立入検査) 第7条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、省令第28条に規定する環境衛生監視員に、出張美容消毒設備等を管理する場所又は出張美容を行う場所に 立ち入り 、法第13条の規定による措置の実施の状況を 検査 させることができる。	・クリーニング所における衛生管理要領	・第3の2	(c)規制（国通知等）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	d. 継続検討	—
469	生活衛生課	c.定期検査・点検規制	条例	鹿児島市旅館業法施行条例	第4条	(衛生措置の基準) 第4条 法第4条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 排水溝は、 定期的 に清掃、補修等を行い、常に排水に支障が生じないように保つこと。 (3) 便所及び浴室は 毎日 、客室その他施設の内外は 定期的 に清掃をすること。 (4)～(6)略 (7) 複数の者が共同で使用する浴室(客室に附属するものを除く、以下「共同浴室」という。)及び当該浴室に係る設備については、次の措置を講ずること。 ア 浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、規則で定める水質基準に適合させること。また、営業者は、規則に定めるところにより、 定期的 に水質 検査 を行い、その結果が規則で定める水質基準に適合しないときは、直ちにその旨を市長に 報告 すること。 イ 略 ウ 浴槽の水は、 毎日 その全てを換水すること。ただし、これにより難い場合においては、1週間に1回以上浴槽水の全てを換水すること。 エ～オ 略 カ シャワーは、1週間に1回以上内部の水が 置き換わる ように通水するとともに、シャワーヘッド及びホースは、 6月に1回 以上 点検 し、 1年に1回 以上内部の汚れ及び堆積物の洗浄及び消毒を行うこと。 キ 略 (ア) 略 (イ) 貯湯槽の生物膜の状況を 定期的 に 監視 し、生物膜が発生している場合は、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。 (ウ) 略 ク 濾(ろ)過器を設置している場合においては、1週間に1回以上、当該濾過器を十分に逆洗浄(湯水を逆流させて濾過器内の汚れを除去すること。以下同じ。)をして汚れを排出するとともに、循環配管(湯水を浴槽と濾過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)について適切な方法で生物膜を除去し、その後浴槽を清掃すること。 ケ 略 コ 集毛器(手型髪を除去する設備をいう。以下同じ。)を設置している場合においては、 毎日 当該集毛(立入検査) 第7条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、省令第28条に規定する環境衛生監視員に、出張美容消毒設備等を管理する場所又は出張美容を行う場所に 立ち入り 、法第13条の規定による措置の実施の状況を 検査 させることができる。	・公衆浴場における衛生等管理要領等について	・別添3Ⅲ4	(c)規制（国通知等）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	d. 継続検討	—
470	生活衛生課	a.目視規制	条例	鹿児島市美容師法施行条例	第7条第1項	(立入検査) 第7条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、省令第28条に規定する環境衛生監視員に、出張美容消毒設備等を管理する場所又は出張美容を行う場所に 立ち入り 、法第13条の規定による措置の実施の状況を 検査 させることができる。	・美容師法 ・本条例	・第14条・第7	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
471	生活衛生課	a.目視規制	条例	鹿児島市美容師法施行条例	第7条第2項	(立入検査) 第7条 2 前項の規定により 立入検査 をする環境衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	・美容師法施行規則 ・本条例	・第28条・第7	(a)-1規制（国）	類型4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
472	生活衛生課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市公衆浴場法施行条例	第4条第1項	(一般公衆浴場の措置の基準) 第4条 一般公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準のうち構造設備に関するものは、次のとおりとする。 (1) 出入口は、男女別に設け、 見やすい場所 に男女の別を表示すること。 以下略	本条例	第4条	(b)規制（市）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
473	生活衛生課	c.定期検査・点検規制	条例	鹿児島市理容師法施行条例	第3条	(理容所について講ずべき措置) 第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 毎月1回 以上消毒を目的とした清掃を行うこと。	・理容所及び美容所における衛生管理要領について	・第3の1（1	(c)規制（国通知等）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	d. 継続検討	—
474	生活衛生課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市公衆浴場法施行条例	第7条	(掲示) 第7条 営業者(第2条第2項第3号に掲げる特殊公衆浴場の営業者を除く。)は、入浴者の 見やすい場所 に規則で定める入浴者心得事項を 掲示 しなければならない。	・公衆浴場における衛生等管理要領等について	別添2Ⅲ第	(c)規制（国通知等）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
475	生活衛生課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市診療所の専属薬剤師の配置基準に関する条例	第2条	(専属薬剤師の配置基準) 第2条 医師が 常時 3人以上勤務する診療所においては、開設者は、 専属薬剤師を置かなければならぬ ものとする。	医療法 医療法施行規則	第18条第6条	(a)-1規制（国）	類型4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ1：人の常駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
476	生活衛生課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例	第7条第1項	(犬の飼い主等の遵守事項) 第7条 犬の飼い主は、犬を飼養している旨の標識を、犬を飼養している場所の出入口付近の外壁から 見やすい箇所に掲示 しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。	同条例	第7条	(b)規制（市）	類型2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
477	生活衛生課	a.目視規制	条例	鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例	第17条第1項	(立入調査等) 第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、動物を飼養し、若しくは保管する者に対し 報告 させ、又はその職員に動物の飼養に関係のある場所(人の住居を除く。)に 立ち入り 、動物の飼養若しくは保管の状況について 調査 させ、若しくは関係者に質問させることができる。	①市動物の愛護及び管理に関する条例 ②動物の愛護及び管理に関する法律	①第13条第1	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
478	保育幼稚園課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第8条第2項	(非常災害対策) 第8条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の具体的な計画の内容について、職員並びに利用幼児及びその保護者に分かりやすく当該家庭的保育事業所等に 掲示 しなければならない。	本条例	第8条	(b)規制（市）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
479	生活衛生課	c.定期検査・点検規制	条例	鹿児島市興行場法施行条例	第3条	(興行場について講ずべき措置の基準) 第3条 法第3条第2項の条例で定める興行場についての換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。 (1) 機械換気設備、空気調和設備、機械排気設備及び照明設備は、その機能を維持できるよう 定期的 に保守 点検 を行い、入場者の衛生に支障のないように使用すること。 (2)略 (3) 入場者が利用する場所の消毒は1月以内 ごとに1回 、ねずみ、昆虫等の駆除は6月以内 ごとに1回 実施し、その実施記録は、1年以上保存すること。	興行場法第2条、第3条関係基準条例準則	・Ⅱの1、2	(c)規制（国通知等）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	d. 継続検討	—
480	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第24条	(職員) 第24条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を 置かなければならない 。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調理員を 置かない ことができる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第二十三条	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
481	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第30条	(職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を 置かなければならない 。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により増入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型においては、調理員を 置かない ことができる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第二十九条	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
482	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第32条	(職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う 研修 を修了した者(以下この条及び第48条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を 置かなければならない 。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により増入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型においては、調理員を 置かない ことができる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第三十一条	(a)-1規制（国）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
										類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													見直し予定	
										類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
483	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第35条	(職員) 第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型においては、調理員を置かないことができる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第三十四条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対 面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
484	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第45条	第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第四十四条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対 面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
485	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第48条	(職員) 第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内 保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業」という。)に は、保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小 規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型 事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第四十七条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対 面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
486	こども福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	第7条第2項	(非常災害対策) 第7条 略 2 児童福祉施設は、前項の具体的計画の内容について、職員及び利用者に分かりやすく当該児童福祉 施設内に掲示しなければならない。	児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準	第六条の二	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の 情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許 容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許 容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
487	生活衛生課	c.定期検査・点検規制	条例	鹿児島市美容師法施行条例	第3条	(美容所について講ずべき措置) 第3条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1)～(7)略 (8) 毎月1回以上消毒を目的とした清掃を行うこと。	・理容所及び美容所に おける衛生管理要領に ついて	第3の1（1）	(c)規制（国通知等）	類型 2：自らによる一定の基準へ の適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められてい る、または緩和規定があるが条件 が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手 法の見直し中、検査周期の一部 延長、結果報告のオンライン化が されている段階	d. 継続検討	—
488	こども福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	第23条	(第2種助産施設の職員) 第23条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を 置かなければならない。	児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準	第17条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対 面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
489	こども福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	第26条第1項	(職員) 第26条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う 者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かな ければならない。	児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準	第27条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対 面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
490	こども福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	第26条第2項	2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当 職員を置かなければならない。	児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準	第27条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対 面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
491	こども福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	第26条第4項	4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該 支援を行う場合は、個別対応職員を置かなければならない。	児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準	第27条第4項	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対 面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
492	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	第36条	(職員) 第36条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部 を委託する施設においては、調理員を置かないことができる。	児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準	第三十三条等	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対 面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
493	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	付則	(保育所の職員配置に係る特例) 5 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65 号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当 分の間、第36条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定 により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験 を有すると認める者を置かなければならない。	児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準	第九十四条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対 面対応のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
494	こども福祉課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第6条第2項	(非常災害対策) 第6条 略 2 女性自立支援施設は、非常災害計画の内容について、職員及び入所者に分かりやすく当該女性自 立支援施設内に掲示しなければならない。	本条例	本条例	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の 情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許 容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許 容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
495	こども福祉課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第9条第2項	(職員配置の基準等) 第9条 略 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければなら ない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	女性自立支援施設の設 備及び運営に関する基 準	第9条第2項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対 面対応のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用 により、常駐・専任の一部緩和な どがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
496	生活衛生課	c.定期検査・点検規制	条例	鹿児島市公衆浴場法施行条例	第4条第2項	2 一般公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準のうち構造設備に関するもの以外のものは、次のよ りとする。 (1) 略 (2) 浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、規則で定める水質基準に適合させること。また、 営業者は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行い、その結果が規則で定める水質基準に 適合しないときは、直ちに、その旨を市長に報告すること。 (3) 略 (4) 浴槽水は、毎日その全てを換水すること。ただし、これにより難しい場合においては、1週間に1回以上 浴槽水の全てを換水すること。 (5) 略 (6) 略 (7) シャワーは、1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水するとともに、シャワーヘッド及びホー スは、6月に1回以上点検し、1年に1回以上内部の汚れ及び堆積物の洗浄及び消毒を行うこと。 (8) 浴室、脱衣室及び便所並びに器具類は、毎日洗浄手入れをなし、かつ、毎月1回以上消毒を 実施すること。 (9) 略 (10) 貯湯槽を設置する場合においては、次の措置を講ずること。 ア 略 イ 貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、生物膜が発生している場合は、その除去を行うための清 掃及び消毒を行うこと。 ウ 略 (11)(12)略 (13) 集毛器を設置する場合においては、毎日当該集毛器の清掃及び消毒を行うこと。	・公衆浴場における衛生 等管理要領等について	別添2Ⅲ	(c)規制（国通知等）	類型 2：自らによる一定の基準へ の適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められてい る、または緩和規定があるが条件 が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手 法の見直し中、検査周期の一部 延長、結果報告のオンライン化が されている段階	d. 継続検討	—
497	保育幼稚園課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例	第8条	(受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保 護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当 する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育 必要量等を確かめるものとする。	特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業 並びに特定子ども・育 て支援施設等の運営に 関する基準	第八条	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・ 届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・ 届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—
498	保育幼稚園課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例	第21条第2項	(非常災害対策) 第21条 略 2 特定教育・保育施設は、前項の具体的計画の内容について、職員並びに教育・保育給付認定子 ども及び当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に分かりやすく当該特定教 育・保育施設内に掲示しなければならない。	本条例	第21条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の 情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許 容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許 容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
499	保育幼稚園課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例	第24条	(揭示等) 第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職 員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる 重要事項を提示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信さ れることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい。放送又は有線放送に該当す るものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。	特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業 並びに特定子ども・育 て支援施設等の運営に 関する基準	第二十三条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の 情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによ る揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによ る揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで 変更済み））	—

No.	規制の洗い出し								類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない （既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない （直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	
500	こども福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	条例	鹿児島市こども医療費助成条例	第7条	(受給者証等の提示) 第7条 受給者は、こどもが保険医療機関等(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)による診療を受ける場合は、当該保険医療機関等に医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給者証を提示しなければならない。	本条例	本条例	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
501	保育幼稚園課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市認定こども園の認定の要件を定める条例	第11条	(管理運営等) 第11条 略 11 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。	就学前の子に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	第八条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
502	保育幼稚園課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市認定こども園の認定の要件を定める条例	第13条第2項	(非常災害対策) 第13条 略 2 認定こども園は、前項の具体的計画の内容について、職員並びに子ども及びその保護者に分かりやすく当該認定こども園内に掲示しなければならない。	本条例	第 1 3 条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
503	こども政策課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	第11条第1項	(職員) 第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。	放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準	第十条第 1 項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
504	こども政策課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	第11条第5項	5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準	第十条第 5 項	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
505	保育幼稚園課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例	第7条第2項	(非常災害対策) 第7条 略 2 幼保連携型認定こども園は、前項の具体的計画の内容について、職員並びに園児及びその保護者に分かりやすく当該幼保連携型認定こども園内に掲示しなければならない。	本条例	第 7 条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
506	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例	第9条第1項	(職員の数等) 第9条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	第五条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
507	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例	第9条第3項	3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員数は、常時2人を下ってはならない。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	第五条	(a)-1規制（国）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
508	保育幼稚園課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例	第27条	(揭示) 第27条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	第十一条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
509	保育幼稚園課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	第7条第2項	(非常災害対策) 第7条 略 2 乳児等通園支援事業者は、前項の具体的計画の内容について、職員並びに利用乳幼児及びその保護者に分かりやすく乳児等通園支援事業所内に掲示しなければならない。	本条例	第 7 条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
510	保育幼稚園課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	第23条第1項及び第3項	(職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2 略 3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。 (私設消火栓(せん)の使用) 第11条 2 私設消火栓(せん)を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いのうえ、行わなければならない。	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	第二十二 条	(a)-1規制（国）	類型 4：利用者保護目的の対面対応のための専任	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
511	水道局水道管路課	a.目視規制	条例	鹿児島市給水条例	第11条	(私設消火栓(せん)の使用) 第11条 2 私設消火栓(せん)を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いのうえ、行わなければならない。	本条例	第11条第2項	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
512	水道局給排水設備課	a.目視規制	条例	鹿児島市給水条例	第6条	(工事の施行) 第6条 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。	水道法	第17条第1項	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	d. 継続検討	—
513	水道局料金課 給排水設備課 水運用課	a.目視規制	条例	鹿児島市給水条例	第14条	(給水装置及び水質の検査) 第14条 給水装置又は供給する水の水質について使用者等から検査の請求があつたときは、管理者は検査を行い、その結果を請求者に通知する。	本条例 (給)：本条例 (水)：本条例	(給)：第14条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
514	水道局給排水設備課	a.目視規制	条例	鹿児島市給水条例	第28条	(給水装置の検査) 第28条 管理者は、水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を検査し、使用者等に適切な措置を指示することができる。	水道法	第17条	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	d. 継続検討	—
515	水道局給排水設備課	c.定期検査・点検規制	条例	鹿児島市給水条例	第36条	(貯水槽水道の設置者の責務) 第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。	水道法 厚生労働省告示	第34条の2第2	(a)-1規制（国）	類型 1：第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）	フェーズ1：定期が定められている。または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	d. 継続検討	—
516	危機管理課	c.定期検査・点検規制	訓令	鹿児島市防災行政無線通信施設の管理、運用及び保全に関する規程	第24条	(定期点検) 第24条 統制管理者は、無線設備の機能を正常に維持するため、年2回定期点検を無線業者に委託して実施させるものとする。	本規則	電波法第 7 3	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合性の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている。または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている。または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
517	水道局給排水設備課	a.目視規制	条例	鹿児島市下水道条例	第7条	(排水設備等の工事の設計及び施行) 第7条 2 前項の規定により指定排水設備工事事業者が排水設備等の工事の設計及び施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。	下水道法	第13条第1項	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
518	水道局給排水設備課	a.目視規制	条例	鹿児島市工業用水道事業給水条例	第9条	(工事の申込み) 第9条 3 第1項の規定により使用者が工事を行う場合においては、管理者の設計審査、材料検査及び工事完了検査を受けなければならない。	本条例	第9条第3項	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	d. 継続検討	—
519	水道局給排水設備課	a.目視規制	条例	鹿児島市工業用水道事業給水条例	第11条	(給水施設等の検査等) 第11条 管理者は、管理上必要と認めたときは、その職員に給水施設等を検査させ、使用者に必要な措置を執ることを命ずることができる。	本条例	第11条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	d. 継続検討	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
520	水道局給排水設備課	a.目視規制	条例	鹿児島市工業用水道事業給水条例	第11条	2 前項の規定による給水施設等の 検査に従事 する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本条例	第11条第2項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる通階での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	d. 継続検討	—
521	総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	政治倫理の確立のための鹿児島市長の資産等の公開に関する条例施行規則	第11条第2項	(報告書の閲覧) 第11条 2 条例第5条第2項の規定による 報告書の閲覧 は、市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。	本規則	第11条第2項	(b)規制（市）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：デジタルによる通階での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
522	総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市聴聞手続規則	第5条	(文書等の閲覧の手続) 第5条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による 閲覧 を求めようとする当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を書れられる参加人(以下この条において「当事者等」という。)は、 文書等閲覧請求書(様式第3) を市長に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に必要となつた場合の 閲覧 については、口頭で求めれば足りる。 2 市長は、 文書等 の 閲覧 を認める決定をしたときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時及び場所を当該当事者等に 通知 するものとする。この場合において、市長は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。 3 市長は、聴聞の期日における審理の進行に必要となつた資料の 閲覧 の求めがあつた場合に、当該審理において 閲覧 させることができないとき(法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、 閲覧 の日時及び場所を指定し、当該当事者等に 通知 するものとする。この場合において、主幹者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定に基づき、当該 閲覧 の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：第18条 鹿児島市行政手続条例：第18条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化。閲覧申請等のオンライン化。インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—
523	人事課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	第11条	(年金証書) 第11条 3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の 提出 又は提示を求めることができる。	地方公務員災害補償法施行規則	第33条	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
524	職員課	f.書面揭示規制	規則	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則	第5条の4	第5条の4 2 前項の 文書の交付 は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、 通知 をすべき内容を市役所の 掲示場 に 掲示 することをもつてこれに代えることができるものとし、 掲示 された日から起算して2週間を経過した時に 文書の交付 があつたものとみなす。	人事院規則九・四〇 (期末手当及び勤勉手当)	第六条の四第	(c)規制（国通知等）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
525	職員課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	失業者の退職手当の支給に関する規則	第7条	(受給資格証の 交付) 第7条 2 受給資格者は、受給資格証の 交付 を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合は、受給資格者氏名・住所変更 届(様式第4の2) に氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる 書類 及び受給資格証を添えて、任命権者に 提出 しなければならない。ただし、受給資格証を 提出 することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。	雇用保険法施行規則	第十九条第三	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
526	職員課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	失業者の退職手当の支給に関する規則	第9条	(受給期間延長の申出) 第9条 条例第12条第1項の申出は、受給期間延長等 申請書(様式第6) に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる 書類 及び受給資格証(受給資格証の 交付 を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)を添えて任命権者に 提出 することによつて行うものとする。ただし、受給資格証を添えて 提出 することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。	雇用保険法施行規則	第十九条第三	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
527	職員課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	失業者の退職手当の支給に関する規則	第12条	(受給期間延長の申出) 第12条 条例第12条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、失業証明申告書(様式第8)に受給資格証を添えて 提出 した上、待期日数の間における失業の証明を失業証明書(様式第9)により受け取るものとする。	雇用保険法施行規則	第十九条第三	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
528	職員課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	失業者の退職手当の支給に関する規則	第13条	(公共職業 訓練 等を受講する場合における 届出) 第13条 受給資格者は、市長の指示により雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業 訓練 等を受けることとなつたときは、速やかに公共職業 訓練 等受講 届(様式第12。以下「受講届」という。) 及び公共職業 訓練 等通所 届(様式第13。以下「通所届」という。) に受給資格証を添えて任命権者に 提出 するものとする。第9条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。	雇用保険法施行規則	第十九条第三	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
529	職員課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	失業者の退職手当の支給に関する規則	第13条	(公共職業 訓練 等を受講する場合における 届出) 第13条 3 受給資格者は、受講 届 及び通所 届 の 記載事項 に変更があつたときは、速やかにその旨を 記載した届書 に受給資格証を添えて任命権者に 提出 しなければならない。第9条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。	雇用保険法施行規則	第十九条第三	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
530	職員課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	失業者の退職手当の支給に関する規則	第21条	(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等) 第20条 2 高年齢求職者給付金が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第12条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第12条第1項の規定による失業の証明を受けた後に、条例第12条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第6条の規定による求職の申込みをした後に任命権者が指定する失業の証明を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢求職者失業証明申告書に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を添えて 提出 した上、失業証明書の 交付 を受け、速やかに当該失業証明書を任命権者に 提出 しなければならない。	雇用保険法施行規則	第十九条第三	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
531	職員課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	失業者の退職手当の支給に関する規則	第21条	(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続等) 第21条 受給資格者は、条例第12条第8項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給 申請書(様式第17) に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。))を除く、以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給 申請書(様式第17の2) に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(就業促進定着手当に限る。)に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給 申請書(様式第17の3) に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給 申請書(様式第18) に、条例第12条第8項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給 申請書(様式第19) に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給 申請書(様式第20) に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(短期 訓練 受講費)に相当する退職手当支給 申請書(様式第20の2) に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給 申請書(様式第20の3) にそれぞれ受給資格証又は高年齢求職者給付金に添えて任命権者に 提出 しなければならない。ただし、受給資格証又は高年齢求職者給付金を添えて任命権者に 提出 することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。	雇用保険法施行規則	第十九条第三	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
532	職員課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市職員に対する退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	第6条	(文書等の閲覧の手続) 第6条 2 退職手当管理機関は、 閲覧 を許可したときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時及び場所を当該当事者等に 通知 しなければならない。この場合において、退職手当管理機関は、意見の 聴取 の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。	国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	第六条第二項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化。閲覧申請等のオンライン化。インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
533	職員課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市職員に対する退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	第6条	(文書等の閲覧の手続) 第6条 3 退職手当管理機関は、意見の 聴取 の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の 閲覧 の求めがあった場合に、当該審理において 閲覧 させることができないとき(準用行政手続条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、 閲覧 の日時及び場所を指定し、当該当事者等に 通知 しなければならない。この場合において、主事者は、準用行政手続条例第22条第1項の規定に基づき、当該 閲覧 の日時以降の日を新たな意見の 聴取 の期日として定めるものとする。	国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	第六条第二項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—
534	職員課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市職員に対する退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	第13条	(意見の 聴取 調査及び 報告書 の 閲覧 の手続) 第13条 2 主事者又は退職手当管理機関は、 閲覧 を許可したときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時及び場所を当該当事者又は参加人に 通知 しなければならない。	国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	第六条第二項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—
535	人事課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則	第5条	(人事異動 通知書 等) 第5条 人事異動 通知書 、処分説明書及び診断書の写は任命権者又は任命権者の定める上級の公務員が、職員に対し 直接 に 交付 しなければならない。ただし、 直接交付 し難い理由がある場合は、内容証明郵便等確実な方法により職員に送達しなければならない。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
536	国際交流課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市国際交流センター条例施行規則	第15条	(使用者の遵守事項) 第15条 使用者は、次に 掲げる 事項を守らなければならない。 (8) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第15条第8項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
537	情報システム課	c.定期検査・点検規制	訓令	鹿児島市電子計算機管理運営規程	第28条	(電磁的 記録媒体 の管理) 第28条 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、次に 掲げる 事項のうち必要なものについて対策を講じなければならない。 (1) 電磁的 記録媒体 の障害の有無について 定期的 に又は必要に応じて 点検 を実施すること。	本規則	第28条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期的が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
538	情報システム課	a.目視規制	訓令	鹿児島市電子計算機管理運営規程	第30条	(入出力帳票等の処分) 第30条 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、個人情報や公開を予定していない情報など機密性の高い情報が 記録 された入出力帳票、電磁的 記録媒体 又はドキュメントを処分するときは、次に 掲げる 方法によらなければならない。 (1)略 (2)略 (3) 前号の措置を行う場合は、本市庁舎内において復元が困難な状態に消去し、当該作業完了まで本市職員が 立ち会い による 確認 を行わなければならない。	情報システム機器の廃棄等におけるセキュリティの確保について	第30条	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
539	市民税課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市税条例施行規則	第14条	(種別割の課税免除) 第14条 条例第66条第2号に規定する課税免除の承認を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により 交付 された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の 交付 を受けている者で身体障害者手帳の 交付 を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。)、厚生労働大臣が定めることにより 交付 された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により 交付 された精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により 交付 された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を 常時 介護する者の運転免許証を提示するとともに、課税免除 申請書 に免除を必要とする理由を証明する 書類 を 添付 して 提出 しなければならない。	通知・通達等	「身体障害者等」	(c)規制（国通知等）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年1月
540	市民税課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市税条例施行規則	第14条	(種別割の課税免除) 第14条 2 条例第66条第3号に規定する課税免除の承認を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める 書類 の 提出 がある場合には、当該 書類 の 提出)をするとともに、課税免除 申請書 にその構造が専ら身体障害者等の利用に 供 するためのものであることを 記載 し、又はそれを証明する 書類 を 添付 して 提出 しなければならない。	通知・通達等	「身体障害者等」	(a)-2規制（県）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和8年9月
541	管財課	c.定期検査・点検規制	規則	鹿児島市庁用自動車管理規則	第5条	(運行状況の集計表作成) 第5条 主管課長は自動車毎の走行杆及び燃料補給量等 記録 を 毎月 の自動車運行集計表(様式第1)に記入しなければならない。	本規則	道路運送車両	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和7年10月
542	管財課	c.定期検査・点検規制	規則	鹿児島市庁用自動車管理規則	第6条	(定期点検) 第6条 主管課長は法第48条第1項に規定する 定期点検 を自動車 定期点検実施(計画)表(様式第2) により行わなければならない。	本規則	道路運送車両	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
543	管財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市庁用自動車管理規則	第9条第2項	第9条 2 様式 第3の整備管理者印の 押印 は、法定等庁用自動車の場合に限る。	本規則	道路運送車両	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和7年10月
544	管財課	c.定期検査・点検規制	規則	鹿児島市庁用自動車管理規則	第10条	(運転日誌) 第10条 運転者は 毎日 の運転状況等を運転日誌(様式第4)に 記載 し、主管課長に 提出 しなければならない。	本規則	道路運送車両	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和7年10月
545	管財課	c.定期検査・点検規制	規則	鹿児島市庁舎等管理規則	第3条	(庁舎管理者) 第3条 2 管理者は、 定期 又は随時に 点検 をし庁舎等が正常な状態であるように努めなければならない。	本規則	第3条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期的が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
546	管財課	a.目視規制	規則	鹿児島市財産規則	第6条	(取得前の措置) 第6条 課の長(以下「課長」という。)は、公有財産を取得しようとするとき(交換により取得しようとするときを除く。この項及び第8条において同じ。)は、事前に当該取得しようとする物件について 実地調査 を行い、登記又は登録されているものについては、公簿の 記載 事項及び関係図面について 調査 しなければならない。	本規則	第6条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
547	管財課	a.目視規制	規則	鹿児島市財産規則	第7条第2項	第7条 2 管財課長は、前項の 報告 の内容について、境界等の 実地調査 を行い、 審査 指導をするものとする。ただし、管財課長が 実地調査 の必要がないと認めたものについては、これを省略することができる。	本規則	第7条第2項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
548	管財課	a.目視規制	規則	鹿児島市財産規則	第10条第2項	(境界標の設置) 第10条 2 前項の境界標の設置に当たっては、事前に隣接地の所有者等の 立会 いを得て、境界を 確認 しなければならない。	本規則	第10条第2項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
549	管財課	d.常駐・専任規制	訓令	鹿児島市自家用電気工作物保安規程	第4条	(保安業務の 監督) 第4条 自家用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安業務は、管理者が総括管理し、電気主任技術者を事業場に 配置 してその 監督 にあたらせるものとする。	電気事業法施行規則	第50条第3項	(c)規制（国通知等）	類型 1：施設や製品の安心・安全のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
550	管財課	a.目視規制	訓令	鹿児島市自家用電気工作物保安規程	第6条	(設置者の義務) 第6条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し、または行なうるときは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。 2 略 3 略 4 所管官庁が法令に基づいて行なう 検査 には、電気主任技術者を 立会 わせるものとする。	電気事業法施行規則	第50条第3項	(c)規制（国通知等）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
551	管財課	f.書面揭示規制	訓令	鹿児島市自家用電気工作物保安規程	第17条	(運転又は操作等) 第17条 3 前項の連絡もしくは 報告 すべき事項ならびに経路は、受電室その他 見やすい場所 に 揭示 しておかなければならない。	電気事業法施行規則	第50条第3項	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

No.	所管課	規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
		規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
552	管財課	f.書面揭示規制	訓令	鹿児島市役所庁内防火等規程	第8条	第8条 所属長は各室毎に火気責任者の氏名を各室入口に 揭示 しなければならない。	本規定	第8条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
553	管財課	c.定期検査・点検規制	訓令	鹿児島市役所庁内防火等規程	第8条	第8条 2 火気責任者は常に火気に注意するとともに 毎日 退庁のとき火気を 点検 し、残務者のあるときはその残務者中の1名を指名してこの措置をさせなければならない。	本規定	第8条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている。または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
554	会計管理室	a.目視規制	規則	鹿児島市物品会計規則	第30条	(物品の事故 報告) 第30条 略 2 市長は、前項の 報告 を受けたときは、必要に応じ職員を して実地に検査 を行わせることができる。	本規則	第30条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
555	契約課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市契約規則	第12条	(予定価格) 第12条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を 記載した書面を封書 にし、開札の際これを開札場所に 置かなければならな	本規則	第 1 2 条第 1	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
556	契約課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市契約規則	第48条	第48条 4 検査員 は、第1項の 検査 を行ったときは、速やかに 検査調査 を作成しなければならない。ただし、物件の買入れのうち、軽易なものについては、契約の相手方の 提出 した代金の請求書に 検査済印 を押し、これに代えることができる。	本規則	第 4 8 条第 4	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
557	契約課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市契約規則	第50条	(契約代金の支払) 第50条 契約代金は、第48条第4項に規定する 検査調査 又は、 検査済印 に基づかなければ支払をすることができない。	本規則	第 5 0 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
558	財政課	a.目視規制	規則	鹿児島市補助金等交付規則	第5条	(補助金等の交付の決定) 第5条 市長は、補助金等の 交付 の申請があったときは、当該申請に係る 書類の審査 及び必要に応じて行う 現地調査 等により、当該申請に係る補助金等の 交付 が法令、条例及び規則(以下「法令等」とい。)並びに予算で定めるところに違反しないか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないかなどを 確認 し、補助金等を 交付 すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の 交付 の決定をしなければならない。	本規則		(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年10月
559	財政課	a.目視規制	規則	鹿児島市補助金等交付規則	第15条	(補助金等の額の確定等) 第15条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の 報告 を受けた場合においては、 報告書 等の 書類の審査 及び必要に応じて行う 現地調査 等により、その 報告 に係る補助事業等の成果が補助金等の 交付 の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを 調査 し、適合すると認めたときは、 交付 すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定 通知書 (様式第5)により当該補助事業者等に 通知 するものとする。	本規則	本条項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年10月
560	財政課	a.目視規制	規則	鹿児島市補助金等交付規則	第24条	(立入検査等) 第24条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正化を期するため必要があるときは、補助事業者等に 報告 させ、又は職員にその事務所、事業場等に 立ち入り 、帳簿 書類 その他の物件を 検査 させ、若しくは関係者に質問させることができる。	本規則	本条項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年10月
561	安心安全課	a.目視規制	規則	鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則	第8条	(客引き行為等対策指導員) 第8条 3 指導員は、第1項の事務を行うときは、鹿児島市客引き行為等対策指導員証(様式第10)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本規則	第 8 条第 3 項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
562	安心安全課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則	第10条	(公表) 第10条 条例第14条第1項の規定による公表は、鹿児島市公告示条例(昭和42年条例第2号)第2条第2項に定める 掲示場 への 掲示 、 インターネットの利用 その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。	本規則	第 1 0 条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
563	船舶運航課安全運航推進室	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市船舶局安全管理規程	第54条	(内部監査及び見直し) 第54条 内部 監査 を行う者は、船舶事業管理者の支援を得て関係者とともに 年1回 以上船舶及び陸上施設の 状況 並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全管理体制全般にわたり内部 監査 を行うものとし、船舶の 監査 は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。	本規程		0 (c)規制（国通知等）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている。または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている。または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
564	危機管理課	f.書面揭示規制	訓令	鹿児島市災害対策本部規程	第17条	(標示板の 揭示) 第17条 本部長は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により災害対策本部を設置したときは、標示板(様式第1)を 掲示 するものとする。	本規則	第17条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
565	危機管理課	f.書面揭示規制	訓令	鹿児島市災害対策本部規程	第17条	(標示板の 掲示) 第17条 2 本部長は、条例第4条の規定により 現地 災害対策本部を設置したときは、直ちに標示板(様式第2)を 掲示 するものとする。	本規則	第17条第 2 項	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
566	危機管理課	a.目視規制	訓令	鹿児島市災害対策本部規程	第19条	(証票等の携帯・提示・ 交付) 第19条 災害対策要員は、法第71条の規定により 立入検査 を行う場合は、 立入証 (様式第4)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本規則	第19条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
567	危機管理課	i.書面規制（制限有のもの）	訓令	鹿児島市災害対策本部規程	第19条	(証票等の携帯・提示・ 交付) 第19条 2 災害対策要員は、法第71条により 従事 命令等の発令並びに土地及び家屋等の管理、使用及びび用その他の処分を行う場合は、法第81条及び災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「令」という。)第34条第1項の規定に基づき公用令書を 交付 しなければならない。	災害対策基本法 ・ 災害対策基本法施行令	第81条・第34	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
568	危機管理課	i.書面規制（制限有のもの）	訓令	鹿児島市災害対策本部規程	第19条	(証票等の携帯・提示・ 交付) 第19条 3 災害対策要員は、法第71条により緊急輸送を行う場合は、当該緊急輸送車両として 確認 を受けるため令第33条第3項の規定に基づき公安委員会から 標章 及び 証明書 の 交付 を受けなければならない。	本規程	第19条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
569	国民健康保険課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市国民健康保険はり、きょう施設利用規則	第6条第2項	第6条 2 前項の 交付 を受けた施設担当者は、施設所の入口に施設所標示板を掲出するとともに、施設所内の 見やすい所 に施設担当者指定書を 掲示 しておかなければならない。	本規則		(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
570	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市印鑑条例施行規則	第6条	(本人であることを 確認 する方法) 第6条 条例第9条第1項に規定する登録証の再 交付 の申請をする者は、当該申請が適正であることの 確認 のため次の各号に掲げる 書類 のいずれかを提示しなければならない。 (1) 前条第1号及び第2号に掲げる 書類 (2) 前号に掲げるもののほか、本人であることを 確認 するため市長が 適当と認める書類	本規則	第6条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
571	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市印鑑条例施行規則	第8条	(法定代理人であることを 確認 する方法) 第8条 前条の法定代理人は、法定代理人であることを証する 書類 に加え、第5条各号のいずれかに該当する 書類 を提示しなければならない。	本規則	第8条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
572	市民課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市印鑑条例施行規則	第9条	(印鑑登録証明書の作成) 第9条 2 前項ただし書の場合においては、登録された印鑑の提示を求めなければならない。	本規則	第9条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
573	消費生活センター	a.目視規制	規則	鹿児島市消費生活条例施行規則	第4条第2項	(立入調査 等) 第4条 2 条例第25条第1項の規定により 立入調査 をし、又は質問をする職員は、関係人に 立入調査書 (様式第5)を提示しなければならない。	本規則	第4条第2項	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
574	消費生活センター	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市消費生活条例施行規則	第5条	(公表) 第5条 条例第26条第1項の規定による公表は、本市市役所の 掲示場 に 掲示 するとともに本市の広報紙に掲載して行うものとする。	本規則	第5条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月

規則の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
575	文化振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま近代文学館条例施行規則	第5条	（観覧手帳） 第5条 近代文学館に展示する文学資料等を観覧しようとする者は、観覧料を納付して観覧券の交付を受けなければならない。ただし、条例第4条第4項ただし書の規定により観覧料を後納する者、条例第9条の規定により観覧料の免除を受けた者、第15条第3項の規定により優待観覧券の交付を受けた者及び年間観覧券を提示して観覧する者については、この限りでない。	本規則	第 5 条第 1 項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
576	文化振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま近代文学館条例施行規則	第15条	（観覧料等の減免） 第15条 条例第9条の規定により観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、20人以上の団体の観覧料については、適用しない。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)内に居住する70歳以上の者(月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)(が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき 観覧料を免除 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)(の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。))を提示して観覧するとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)(の付添者に限る。)(1人が観覧するとき 観覧料を免除 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者福祉手帳」という。)(の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して観覧するとき、及びその付添者1人が観覧するとき 観覧料を免除 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(以下「療育手帳」という。)(の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して観覧するとき、及びその付添者1人が観覧するとき 観覧料を免除 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書(以下「医療特別手当証書等」という。)(の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示し	本規則	第 1 5 条第 1 項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
577	文化振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま近代文学館条例施行規則	第17条	(利用者の遵守事項) 第17条 2 使用者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (8) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第 1 7 条第 2 項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
578	文化振興課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	かごしま近代文学館条例施行規則	第22条第1項	(収蔵品等の館内閲覧) 第22条 収蔵品等の館内閲覧は、所定の場所で行なければならない。 2 前項に掲げる閲覧しようとする者は、かごしま近代文学館収蔵品等閲覧承認申請書(様式第12)により市長の承認を受けなければならない。	本規則	第 2 2 条第 1 項	(b)規制（市）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
579	文化振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしまメルヘン館条例施行規則	第5条	（観覧手帳） 第5条 メルヘン館の展示物を観覧しようとする者は、条例第3条に規定する観覧料を納付して観覧券の交付を受けなければならない。ただし、同条第3項ただし書の規定により観覧料を後納する者、条例第4条の規定により観覧料の免除を受けた者、第7条第3項の規定による優待観覧券の交付を受けた者及び年間観覧券を提示して観覧する者については、この限りでない。	本規則	第 5 条第 1 項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
580	文化振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしまメルヘン館条例施行規則	第7条	（観覧料の減免） 第7条 条例第4条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (1) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。))以上の者が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。))を提示して観覧するとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)(の付添者に限る。)(1人が観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して観覧するとき、及びその付添者1人が観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して観覧するとき、及びその付添者1人が観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除	本規則	第 7 条第 1 項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
581	文化振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市民文化ホール条例施行規則	第13条	(使用者の遵守事項) 第13条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (7) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第13条第7項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
582	文化振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	谷山サザンホール条例施行規則	第13条	(使用者の遵守事項) 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (7) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第13条第7項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
583	東桜島総務市民課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市改新交流センター条例施行規則	第8条	(使用料の減免) 第8条 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、鹿児島市改新交流センター施設使用料減免申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に該当する者がその身分を証する書面その他これに類するものとして市長が認めるものを提示して施設等を使用するとき、又は市長が特別の理由があるとき、この限りでない。	本規則	第8条2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
584	東桜島総務市民課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市改新交流センター条例施行規則	第10条	(使用者の遵守事項) 第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (4) 使用許可を受けた施設を使用する際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第10条第8号	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
585	男女共同参画推進課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市男女共同参画センター条例施行規則	第15条	(使用料の減免) 第15条 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、鹿児島市男女共同参画センター使用料減免申請書(様式第7)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号若しくは第3号に該当する者がその身分を証する書面その他これに類するものとして市長が認めるものを提示して施設等の一部を使用するとき、同項第4号若しくは第5号に該当するとき、又は市長が特別の理由があるとき、この限りでない。	本規則	第15条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
586	男女共同参画推進課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市男女共同参画センター条例施行規則	第17条	(使用者の遵守事項) 第17条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (8) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第17条第8号	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し予定
587	環境政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま環境未来館条例施行規則	第13条	(使用料の減免) 第13条 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、かごしま環境未来館使用料減免 申請書 （様式第7）を市長に 提出 しなければならない。ただし、前項第3号に該当するとき、同項第4号に該当する者がその身分を証する 書面 を提示して施設等を使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	本規則	第13条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
588	環境政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま環境未来館条例施行規則	第15条	(使用者の遵守事項) 第15条 使用者は、次に 掲げる 事項を守らなければならない。 (8) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員が要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第15条第8項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
589	環境衛生課	a.目視規制	規則	鹿児島市みんなでまちを美しくする条例施行規則	第4条	(まち美化推進指導員) 第4条 3 指導員は、命令等事務に 従事 する者の証として、鹿児島市まち美化推進指導員証（様式第1）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本条例	第4条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
590	環境衛生課	a.目視規制	規則	鹿児島市営墓地区条例施行規則	第5条	(埋葬、改葬手続) 第5条 使用者が死体又は焼骨を埋蔵し若しくは発掘するとき、は、埋火葬 許可証 又は改葬 許可証 を係員に 提出 し、その 立会 いの上措置しなければならない。	本規則	第 5 条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
591	環境衛生課	a.目視規制	規則	鹿児島市営納骨堂条例施行規則	第5条	(改葬手続) 第5条 使用者が焼骨を収蔵し、又は収蔵した焼骨を他の墳墓若しくは納骨堂に移すときは、埋火葬 許可証 又は改葬 許可証 を係員に 提出 し、その 立会 いの上措置しなければならない。	本規則	第 5 条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
592	環境衛生課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市営納骨堂条例施行規則	第9条	(使用 許可証 の提示) 第9条 使用者が葬祭等をするときは、使用 許可証 を係員に提示し、その指示に従わなければならない。	本規則	第 9 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
593	環境衛生課	a.目視規制	規則	鹿児島市営納骨堂条例施行規則	第15条第2項	(管理人の設置及び所掌事務) 第15条 2 管理人は、納骨堂を 巡視 し、火災、風水害、盗難等の事故防止及び施設等の保全に努めなければならない。	本規則	第15条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
594	環境衛生課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市営合葬墓条例施行規則	第7条	(合葬墓への埋蔵方法) 第7条 4 使用者は、指定納骨袋又は指定容器を管理人に引き渡す際に、使用 許可証 を提示しなければならない。	本規則	第7条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
595	環境衛生課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市営合葬墓条例施行規則	第18条第2項	(銘碑の使用方法) 第18条 2 記名板の 掲示場所 は、市長が指定する。	本規則	第18条第2項	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
596	環境保全課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	第16条第1項	(登録簿の 閲覧 請求) 第16条 条例第5条第3項の規定により登録簿の 閲覧 の請求をしようとする者は、浄化槽保守 点検 業者登録簿 閲覧 請求書（様式第11）を市長に 提出 しなければならない。 2 登録簿の 閲覧 の場所は、環境局環境部環境保全課内とする。 3 登録簿の 閲覧 日及び 閲覧 時間は、次のとおりとする。 (1) 閲覧 日 1月4日から12月28日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。 (2) 閲覧 時間 午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとする。	本規則	第16条第1項	(b)規制（市）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧、縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
597	廃棄物指導課	a.目視規制	規則	鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	第16条	(清掃指導員) 第16条 2 前項に規定する清掃指導員は、その職務の執行に際しては身分を示す清掃指導員証（様式第3）を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これを示さなければならない。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条第3項	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
598	廃棄物指導課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市廃棄物再生利用個別指定に関する規則	第16条第3項	(表示) 第16条 3 再生活用に係る指定業者は、再生生活のために使用する施設の入口の 見やすい箇 所に、再生生活用業者であることを表示する立札その他の設備を設けなければならない。	本規則		(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
599	雇用推進課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市勤労者交流センター条例施行規則	第11条	(使用料の減免) 第11条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 条例別表に定める使用料を免除 (2) 公益財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンターが主催する行事のために施設等を使用するとき 条例別表に定める使用料を免除 (3) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者が、その身分を証する 書面 を提示して体育館の一部使用(以下「一部使用」という。)をするとき 条例別表に定める使用料を免除 (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用をするとき 条例別表に定める使用料を免除 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく(精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき 条例別表に定める使用料を免除 (6) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき 条例別表に定める使用料を免除 (7) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用をするとき 条例別表に定める使用料を免除 (8) 第4号から前号までに 掲げる 者が、その身分を証する 書面 又は手帳等を提示してトレーニングルームを使用するとき、及びその付添人(第4号に 掲げる 者にあつては、1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。)以下)の者に限る。)に付添人としてトレーニングルームを利用するとき 条例別表に定める使用料を免除	本規則	第11条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
600	雇用推進課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市勤労者交流センター条例施行規則	13条	(使用者の遵守事項) 第13条 使用者は、次に 掲げる 事項を守らなければならない。 (7) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員が要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第13条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
601	産業政策課産業支援課	a.目視規制	規則	鹿児島市中小企業振興助成条例施行規則	第16条	(助成金額の確定) 第16条 市長は、前条の実績 報告 を受けた場合は関係 書類 を 審査 し、必要に応じて 現地確認調査 等を行い、事業の成果が助成金の 交付 決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、 交付 すべき助成金の額を確定し、共同施設設置事業助成金 交付 確定 通知書 （様式第17）により当該助成事業者に 通知 するものとする。	①本規則 ②市補助金等交付規則	①第16条②第	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
602	産業創出課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例施行規則	第8条	(スタジオ等の使用許可の変更申請等) 第8条 条例第4条第1項の規定によりスタジオ等の使用者が使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設スタジオ等使用許可変更 申請書 （様式第9）に使用 許可証 を添えて市長に 提出 し、その許可を受けなければならない。ただし、予約システムにより使用許可変更の申請をした者は、使用許可変更 申請書 を 提出 したものとみなす。この場合において、申請者は、使用 許可証 の 提出 を省略することができる。	本規則	第 8 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	規制の洗い出し			類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
					条項	条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													見直しし予定	
											見直しの方向性		見直し時期	
											a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期		
603	産業創出課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例施行規則	第9条	(スタジオ等の使用許可の取消し) 第9条 スタジオ等の使用者が使用許可の取消しを申請しようとするときは、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設スタジオ等使用許可取消申請書(様式第11)に使用許可証を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、予約システムにより使用許可取消の申請をした者は、使用許可取消申請書を提出したものとみなす。この場合において、申請者は、使用許可証の提出を省略することができる。	本規則	第9条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
604	産業創出課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	ソーホーかごしま条例施行規則	第9条	(会議室の使用許可の変更申請等) 第9条 条例第4条第1項の規定により会議室の使用者が使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、ソーホーかごしま会議室使用許可変更申請書(様式第13)に使用許可証を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。 （会議室のみの使用許可の取消し）	本規則	第9条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
605	産業創出課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	ソーホーかごしま条例施行規則	第10条	第10条 会議室の使用者が使用許可の取消しを申請しようとするときは、ソーホーかごしま会議室使用許可取消申請書(様式第15)に使用許可証を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。	本規則	第10条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
606	青果市場魚類市場	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市中央卸売市場業務条例施行規則	第36条第2項	(売買取引の方法) 第36条 2 市長は、業務条例第37条第1項第2号の市長が別に定める割合を定め、又は変更しようとするときは、その数値を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。	本条例	第36条第2項	(b)規制（市）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
607	青果市場魚類市場	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市中央卸売市場業務条例施行規則	第36条第3項	(売買取引の方法) 第36条 3 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。	本条例	第36条第3項	(b)規制（市）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
608	青果市場魚類市場	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市中央卸売市場業務条例施行規則	第39条	(銘柄による取引の場合の掲示) 第39条 第36条第4項ただし書に規定する銘柄による取引の場合、卸売業者は、売買取引前にその物品の出荷者、品種、産地、荷印、等級及び数量を売場に掲示しなければならない。	本規則	第39条	(b)規制（市）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
609	青果市場魚類市場	a.目視規制	規則	鹿児島市中央卸売市場業務条例施行規則	第57条第2項	(受託物品の検査) 第57条 略 2 業務条例第49条第1項の規定による検査は、申請人立合いのうえ本市係員が行う。	本規則	第57条第2項	(b)規制（市）	類型1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
610	青果市場魚類市場	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市中央卸売市場業務条例施行規則	第72条の2	(卸売の業務に関する物品の品質管理) 第72条の2 卸売業者は、卸売の業務に係る施設ごとに取扱品目、施設の設定温度(温度管理機能を有する卸売場に限る。)、及び品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに、品質管理の責任者の氏名を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。	本規則	第72条の2	(b)規制（市）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
611	青果市場魚類市場	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市中央卸売市場業務条例施行規則	第91条	(市場内の掲示事項) 第91条 次に掲げる場合には、市場内にこれを掲示する。	本規則	第91条	(b)規制（市）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
612	都市農業センター	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市都市農業センター条例施行規則	第13条	(使用許可の取消し等) 第13条 使用許可の取消し又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする使用者は、鹿児島市都市農業センター市民農園等使用許可取消(変更)申請書(様式第7)に許可証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、許可証の提出を省略することができる。	本規則	第13条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
613	都市農業センター	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市都市農業センター条例施行規則	第16条	(使用料の減免) 第16条 条例第5条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民農園 ア 市内に居住する満70歳以上の者で構成されている団体が、その身分を証する書面を提示して団体用区画を使用するとき 使用料の5割相当額を減額 イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。))の交付を受けている者であって市内に居住するもので構成されている団体が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。))を提示して団体用区画を使用するとき 使用料の5割相当額を減額 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))の交付を受けている者であって市内に居住するもので構成されている団体が、その身分を証する手帳等を提示して団体用区画を使用するとき 使用料の5割相当額を減額 エ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(以下「療育手帳」という。))の交付を受けている者であって市内に居住するもので構成されている団体が、その身分を証する手帳等を提示して団体用区画を使用するとき 使用料の5割相当額を減額 オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書(以下「手当証書等」という。))の交付を受けている者であって市内に居住するもので構成されている団体が、その身分を証する書面を提示して団体用区画を使用するとき 使用料の5割相当額を減額 カ 市内の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所その他の保育施設が、施設又は学級等を単位として、その行事のために団体用区画を使用するとき 使用料の5割相当額を減額 キ 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。))、義務教育学校若しくは特別支援学校又は同条に規定する幼稚園若しくはこれに類する施設が、施設又は学級等を単位として、その行事のために団体用区画を使用するとき 使用料の5割相当額を減額	本規則	第16条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
614	都市農業センター	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市都市農業センター条例施行規則	第18条	(使用者の遵守事項) 第18条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (8) 有料施設の使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第18条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
615	農政総務課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市農村研修施設条例施行規則	第9条	(使用料の減免) 第9条 2 前項の規定により施設等の使用料の減免を受けようとする者は、当該施設等に係る使用許可の申請時に、鹿児島市農村研修施設使用料減免申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第4号に該当する者がその身分を証する書面その他これに類するものとして市長が認めるものを提示して施設等を使用するとき、又は市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。	本規則	第9条2	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
616	農政総務課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市農村研修施設条例施行規則	第11条	(使用者の遵守事項) 第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (4) 使用の際は、使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第11条	(b)規制（市）	類型4：現物の携帯・提示	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
						(使用料の減免) 第6条 条例第7条に規定する特別の理由があるときは、次の各号に該当する場合とし、使用料の減額又は免除の内容は、当該各号に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の釣り料については、適用しない。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して公園を利用するとき、及びその付添人(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添人に限る。))1人が公園を利用するとき 条例別表に定める使用料を免除 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して公園を利用するとき、及びその付添人1人が公園を利用するとき 条例別表に定める使用料を免除 (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して公園を利用するとき、及びその付添人1人が公園を利用するとき 条例別表に定める使用料を免除 (4) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して公園を利用するとき 条例別表に定める使用料を免除 (5) 市内に居住する65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者が、平日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日をいう。))において、その身分を証する書面を提示して公園を利用するとき 条例別表に定める使用料のうち、釣り料の5割相当額を減額	本規則	第6条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
617	生産流通課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市海づり公園条例施行規則	第6条		本規則	第6条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
618	生産流通課	a.目視規制	規則	鹿児島市有林野管理規則	第7条	(監視をする者の服務要領) 第7条 監視をする者は次の事項に基づき、服務しなければならない。 (1) 区域を巡視し、盗伐、誤伐、侵襲、火災その他の加害行為の予防及び防止に努めること。	本規則	第7条	(b)規制（市）	類型3：監視（巡視・見張）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
619	生産流通課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市農業用水給水施設条例施行規則	第5条	(申請の取消し等) 第5条 使用者は、使用許可の申請を取り消し、又は申請した事項を変更しようとするときは、鹿児島市農業用水給水施設使用取消し(変更)申請書(様式第3)に前条第2項の許可証を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。	本規則	第5条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
620	観光振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま水族館条例施行規則	第4条	(入館券の交付等) 第4条 水族館に入館しようとする者は、入館料を納付して入館券の交付を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第3項ただし書の規定により入館料を後納する者及び年間入館券に係る入館券(次項において「年間パスポート」という。)を提示して入館する者については、この限りでない。 3 年間パスポートには、氏名及び有効期限を記載するとともに、写真を貼付するものとする。	本規則	第4条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
621	観光振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま水族館条例施行規則	第5条	(入館料の減免) 第5条 条例第4条の規定により入館料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体及び年間入館券の入館料については、適用しない。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して入館するとき、及びその付添人(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添人に限る。))1人が入館するとき 条例別表に定める入館料を免除 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入館するとき、及びその付添人1人が入館するとき 条例別表に定める入館料を免除 (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入館するとき、及びその付添人1人が入館するとき 条例別表に定める入館料を免除 (4) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して入館するとき 条例別表に定める入館料を免除 (5) 別表第1に掲げる施設の児童若しくは生徒又は別表第2に掲げる施設の入所者若しくは通所者が当該施設が行う活動として入館するとき 条例別表に定める入館料を免除 (6) 鹿児島市内(以下「市内」という。)の別表第3に掲げる施設の園児、児童若しくは生徒又は市内の別表第4に掲げる施設の入所者若しくは通所者が当該施設が行う活動として入館するとき 条例別表に定める入館料の5割相当額を減額 (7) 別表第1から別表第4までに掲げる施設又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校の児童、入所者等が当該施設が行う活動として入館する場合において、その引率者が入館するとき 条例別表に定める入館料を免除	本規則	第5条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
622	観光振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市維新ふるさと館条例施行規則	第5条	(入館料の減免) 第5条 条例第4条の規定により入館料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の入館料については適用しない。 (1) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。))以上の者が、その身分を証する書面を提示して入館するとき 条例別表に定める入館料を免除 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して入館するとき、及びその付添人1人が入館するとき 条例別表に定める入館料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入館するとき、及びその付添人(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添人に限る。))1人が入館するとき 条例別表に定める入館料を免除 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入館するとき、及びその付添人1人が入館するとき 条例別表に定める入館料を免除 (5) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して入館するとき 条例別表に定める入館料を免除	本規則	第5条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し予定
623	観光振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市桜島マグマ温泉条例施行規則	第5条	(使用料の減免) 第5条 条例第4条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 条例別表に定める使用料のうち一般浴場の個人入浴料については当該入浴料から100円を控除した額を減額 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して使用するとき 条例別表に定める使用料のうち、一般浴場の個人入浴料については本人及びその付添者(同法に基づき1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者に限る。)1人は免除、家族風呂の入浴料については50パーセント相当額を減額 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき 条例別表に定める使用料のうち、一般浴場の個人入浴料については本人及びその付添者1人は免除、家族風呂の入浴料については50パーセント相当額を減額 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき 条例別表に定める使用料のうち、一般浴場の個人入浴料については本人及びその付添者1人は免除、家族風呂の入浴料については50パーセント相当額を減額 (5) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 条例別表に定める使用料のうち一般浴場の個人入浴料については免除	本規則	第5条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
624	観光振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	平川動物公園管理規則	第4条	(入園券の交付等) 第4条 動物公園に入園しようとする者は、入園料を納付して入園券の交付を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、年間入園券に係る入園券(次項において「年間パスポート」という。)を提示して入園する者については、この限りでない。 3 年間パスポートには、氏名及び有効期限を記載するとともに、写真を貼付するものとする。	本規則	第4条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
625	観光振興課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	平川動物公園管理規則	第5条	(入園料の減免等) 第5条 条例第14条第3項の規定により入園料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第2(5)ロの表に定める20人以上の団体の入園料については、適用しない。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して入園する場合、及びその付添者(同法に基づき1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者に限る。)1人が入園する場合 条例別表第2(5)ロの表に定める入園料を免除 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入園する場合、及びその付添者1人が入園する場合 条例別表第2(5)ロの表に定める入園料を免除 (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入園する場合、及びその付添者1人が入園する場合 条例別表第2(5)のロの表に定める入園料を免除 (4) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して入園する場合 条例別表第2(5)ロの表に定める入園料を免除 (5) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程に限る。)の児童又は生徒が当該施設が行う活動として入園する場合 条例別表第2(5)ロの表に定める入園料を免除 (6) 別表第1に掲げる施設の児童若しくは生徒又は別表第2に掲げる施設の入所者若しくは通所者が当該施設が行う活動として入園する場合 条例別表第2(5)ロの表に定める入園料を免除 (7) 別表第1若しくは別表第2に掲げる施設、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は同条に規定する幼稚園若しくはこれに類する施設の児童、入所者等が当該施設が行う活動として入園する場合において、その引当者(職員)の立入り等) 第8条 市長は、有料施設等における秩序の維持又は管理上必要があると認めるときは、利用中の有料施設等に職員を立ち入らせ、利用者に対して有料施設等の利用に関し必要な指示を行い、又は職員に有料施設等の利用の状況を調査させることができる。	本規則	第5条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
626	観光振興課	a.目視規制	規則	平川動物公園管理規則	第8条	(職員)の立入り等) 第8条 市長は、有料施設等における秩序の維持又は管理上必要があると認めるときは、利用中の有料施設等に職員を立ち入らせ、利用者に対して有料施設等の利用に関し必要な指示を行い、又は職員に有料施設等の利用の状況を調査させることができる。	本規則	第8条	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
627	世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市観光農業公園条例施行規則	第14条	(使用料の減免) 第14条 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、鹿児島市観光農業公園滞在型市民農園等使用料減免申請書(様式第9)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号ウに該当する者がその身分を証する書面その他これに類するものとして市長が認めるものを提示して研修室等を使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	本条例	第14条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
628	世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市観光農業公園条例施行規則	第16条	(使用者の遵守事項) 第16条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (8) 有料施設の使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本条例	第16条第1項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
629	世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市都市農村交流センターお茶の里条例施行規則	第9条	(使用料の減免) 第9条 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、鹿児島市都市農村交流センターお茶の里施設等使用料減免申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に該当する者がその身分を証する書面その他これに類するものを提示して施設等を使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	鹿児島市都市農村交流センターお茶の里条例条例	第8条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
630	世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市都市農村交流センターお茶の里条例施行規則	第11条	(使用者の遵守事項) 第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (8) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	鹿児島市都市農村交流センターお茶の里条例	第6条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
631	世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課	a.目視規制	規則	鹿児島市都市農村交流センターお茶の里条例施行規則	第14条	(使用後の点検) 第14条 使用者は、施設等の使用が終了したとき、又は条例第6条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。	鹿児島市都市農村交流センターお茶の里条例	第6条	(b)規制（市）	類型1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
632	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島アリーナ条例施行規則	第11条	(使用料の減免) 第11条 条例第5条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 市が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者)については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者が、その身分を証する書面を提示してアリーナの一部の使用又は武道場、弓道場若しくはトレーニング室の個人による使用(以下「一部使用等」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者)については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者1人に限る。) (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第 1 1条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
633	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島アリーナ条例施行規則	第14条	(使用者の遵守事項) 第14条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (7) 使用許可書の交付を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第 1 4条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
634	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市スパランド棟・楽・良条例施行規則	第8条	(使用料の減免) 第8条 条例第9条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者)については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 条例別表1(1)中の年間使用に係る使用料を除く使用料(以下「浴室等使用料」という。)からトレーニングルーム使用に係る使用料相当額(以下「トレーニングルーム使用料」という。)を減額 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して使用するとき、及びその付添人(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者)については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添人に限る。) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 大人にあっては浴室等使用料からトレーニングルーム使用料及び90円を控除した額を減額、小人にあっては浴室等使用料を免除 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 大人にあっては浴室等使用料からトレーニングルーム使用料及び90円を控除した額を減額、小人にあっては浴室等使用料を免除 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 大人にあっては浴室等使用料からトレーニングルーム使用料及び90円を控除した額を減額、小人にあっては浴室等使用料を免除	本規則	第 8条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
635	スポーツ課	a.目視規制	規則	鹿児島市ピーチハウス条例施行規則	第10条	(職員の立入り等) 第10条 市長は、施設等における秩序の維持又は管理上必要があると認めるときは、使用中の施設等に職員を立ち入れ、現に施設等を使用している者に対して必要な指示をし、又は職員に使用の状況を調査させることができる。	本規則	第10条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年4月
636	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市マリンピア喜入条例施行規則	第9条	(使用料の減免) 第9条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者)については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 条例別表に定める八幡温泉保養館の浴場の大人の使用料から100円を控除した金額を減額及び室内温水プールの使用料を免除 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して使用するとき、及びその付添人(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者)については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添人に限る。) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 条例別表に定める浴場等の使用料を免除 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 条例別表に定める浴場等の使用料を免除 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 条例別表に定める浴場等の使用料を免除	本規則	第 9条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
637	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市喜入総合運動場管理規則	第10条	（使用料の減免） 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して喜入総合運動場の陸上競技場、テニスコート及び多目的グラウンドの一部の使用(以下「一部使用」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。)以上の者に限る。))の付添者に限る。))1人が一部使用をするとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用をするとき 使用料を免除	本規則	第 1 0 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
638	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市喜入総合運動場管理規則	第13条	（使用者の遵守事項） 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (6) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第 1 3 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
639	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市喜入総合体育館管理規則	第10条	（使用料の減免） 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して喜入総合体育館の一部の使用又は多目的ルームの個人による使用(以下「一部使用等」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限る。))1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第 1 0 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
640	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市喜入総合体育館管理規則	第13条	（使用者の遵守事項） 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (7) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第 1 3 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
641	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市吉田運動場管理規則	第10条	（使用料の減免） 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して吉田運動場のグラウンド及びテニスコートの一部の使用(以下「一部使用」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。)以上の者に限る。))の付添者に限る。))1人が一部使用をするとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用をするとき 使用料を免除	本規則	第 1 0 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
642	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市吉田運動場管理規則	第13条	（使用者の遵守事項） 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (6) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第 1 3 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
643	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市吉田多目的屋内運動場管理規則	第10条	（使用料の減免） 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して吉田多目的屋内運動場の一部の使用(以下「一部使用」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限るとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用をするとき 使用料を免除	本規則	第 1 0 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
644	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市吉田多目的屋内運動場管理規則	第13条	（使用者の遵守事項） 第13条 使用者は、次に 掲げる 事項を守らなければならない。 (7) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第 1 3 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
645	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市吉田文化体育センター管理規則	第10条	（使用料の減免） 第10条 条例第9条第1項の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して吉田文化体育センターの一部の使用又はトレーニング室の個人による使用(以下「一部使用等」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限るとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第 1 0 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
646	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市吉田文化体育センター管理規則	第13条	（使用者の遵守事項） 第13条 使用者は、次に 掲げる 事項を守らなければならない。 (7) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第 1 3 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
647	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市郡山花尾運動場管理規則	第10条	（使用料の減免） 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して郡山花尾運動場の一部の使用又は個人による使用(以下「一部使用等」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限るとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第 1 0 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
648	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市郡山花尾運動場管理規則	第13条	（使用者の遵守事項） 第13条 使用者は、次に 掲げる 事項を守らなければならない。 (5) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第 1 3 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
649	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市郡山早馬球技場管理規則	第10条	（使用料の減免） 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して郡山早馬球技場の一部の使用又は個人による使用(以下「一部使用等」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者(同法に基づ1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者に限る。))1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第1 0条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
650	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市郡山早馬球技場管理規則	第13条	（使用者の遵守事項） 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (5) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第1 3条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
651	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市郡山総合運動場管理規則	第10条	（使用料の減免） 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して郡山総合運動場の多目的グラウンド、多目的広場及びテニスコートの一部の使用又はグラウンド・ゴルフ場の個人による使用(以下「一部使用等」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者(同法に基づ1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者に限る。))1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第1 0条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
652	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市郡山総合運動場管理規則	第13条	（使用者の遵守事項） 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (6) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第1 3条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
653	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市郡山体育館管理規則	第10条	（使用料の減免） 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して郡山体育館の一部使用又は多目的ルームの個人による使用(以下「一部使用等」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者(同法に基づ1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者に限る。))1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第1 0条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
654	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市郡山体育館管理規則	第13条	（使用者の遵守事項） 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (7) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第1 3条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
						(使用料の減免) 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して桜島総合体育館の一部の使用又はトレーニング室の個人による使用(以下「一部使用等」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者に限る。))1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第10条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
655	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市桜島総合体育館管理規則	第10条		本規則	第10条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
656	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市桜島総合体育館管理規則	第13条		本規則	第13条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
657	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市桜島多目的広場管理規則	第10条	(使用料の減免) 第10条 条例第9条第1項の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。以下同じ。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して桜島多目的広場の一部の使用(以下「一部使用」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者に限る。))1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第10条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
658	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市桜島多目的広場管理規則	第13条	(使用者の遵守事項) 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (6) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第13条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
659	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市桜島溶岩グラウンド管理規則	第10条	(使用料の減免) 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。))以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して桜島溶岩グラウンドの一部の使用(以下「一部使用」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限る。))1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第10条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
660	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市桜島溶岩グラウンド管理規則	第13条	(使用者の遵守事項) 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (6) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第13条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
						(使用料の減免) 第5条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して使用するとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者に限る。)1人が使用するとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添者1人が使用するとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添者1人が使用するとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき、及びその付添者1人が使用するとき 使用料を免除	本規則	第 5 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
661	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市松元せせらぎ広場管理規則	第5条					類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
662	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市松元平野岡体育館管理規則	第10条	(使用料の減免) 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する書面を提示して松元平野岡体育館の一部の使用又は多目的ルームの個人による使用するとき 使用料を免除 (3) 高齢者が、その身分を証する書面を提示して松元平野岡体育館の温泉施設の個人による使用をするとき 条例別表2の5(3)の表に規定する温泉施設使用料のうち普通券の大人の使用料の額から100円を控除した額を減額 (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して松元平野岡体育館の一部使用又は多目的ルーム及び温泉施設の個人による使用(以下「一部使用等」という。)をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者に限る。)1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (6) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除 (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して一部使用等をするとき、及びその付添者1人が一部使用等をするとき 使用料を免除	本規則	第 1 0 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
663	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市松元平野岡体育館管理規則	第13条	(使用者の遵守事項) 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (7) 使用許可書の交付を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第 1 3 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
664	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市茶山ドームまつと管理規則	第10条	(使用料の減免) 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する書面を提示して茶山ドームまつとなどの一部の使用(以下「一部使用」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用するとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。)の付添者に限る。)1人が一部使用するとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用するとき、及びその付添者1人が一部使用するとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用するとき、及びその付添者1人が一部使用するとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して一部使用するとき、及びその付添者1人が一部使用するとき 使用料を免除	本規則	第 1 0 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
665	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市茶山ドームまつと管理規則	第13条	(使用者の遵守事項) 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (7) 使用許可書の交付を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第 1 3 条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
						(使用料の減免) 第9条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して東開庭球場の一部の使用(以下「一部使用」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者において65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限る。)1人が一部使用するとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用するとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用するとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用するとき 使用料を免除	本規則	第 9 条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
666	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市東開庭球場管理規則	第9条								b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
667	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市東開庭球場管理規則	第12条	(使用者の遵守事項) 第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (6) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第 1 2 条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
668	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市民体育館管理規則	第10条	(使用料の減免) 第10条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示して鹿児島市民体育館の一部の使用(以下「一部使用」という。)をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して一部使用をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限る。)1人が一部使用するとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用するとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用するとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して一部使用をするとき、及びその付添者1人が一部使用するとき 使用料を免除	本規則	第 1 0 条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
669	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市民体育館管理規則	第13条	(使用者の遵守事項) 第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (7) 使用許可書の 交付 を受けた者は、使用の際に使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは直ちに提示すること。	本規則	第 1 3 条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
670	スポーツ課	a.目視規制	規則	鹿児島市鴨池公園野球場等管理規則	第11条	(職員の立入り等) 第11条 市長は、野球場等の秩序の維持又は管理上必要があると認めるときは、利用中の野球場等に職員を 立ち入れ せ、利用者に対して野球場等の利用に関し必要な指示を行い、又は職員に野球場等の利用の状況を 調査 させることができる。	本規則	第 1 1 条	(b)規制 (市)	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
671	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市鴨池公園水泳プール管理規則	第4条	(使用料の減免) 第4条 条例第14条第3項の規定によりプールの使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 市が主催し、又は共催する行事のために使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者が、その身分を証する 書面 を提示して使用するとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して使用をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限る。)1人が使用するとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添者1人が使用するとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添者1人が使用するとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して使用するとき、及びその付添者1人が使用するとき 使用料を免除	本規則	第 4 条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
						(使用料の減免) 第9条 多目的屋内運動場を使用する場合において、条例第14条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除(以下「減免」という。)することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 市が主催する行事のために多目的屋内運動場を使用するとき 使用料を免除 (2) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。))以上の者(以下「高齢者」という。))が、その身分を証する 書面 を提示してトレーニング室の個人使用(以下「個人使用」という。))をするとき 使用料を免除 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。))を提示して個人使用をするとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者1人に限る。))1人が個人使用をするとき 使用料を免除 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して個人使用をするとき、及びその付添者1人が個人使用をするとき 使用料を免除 (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して個人使用をするとき、及びその付添者1人が個人使用をするとき 使用料を免除 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して個人使用をするとき、及びその付添者1人が個人使用をするとき 使用料を免除	本規則	第9条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
672	スポーツ課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市鴨池公園多目的屋内運動場管理規則	第9条			第9条	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
673	スポーツ課	a.目視規制	規則	鹿児島市鴨池公園多目的屋内運動場管理規則	第15条	(必要措置の命令等) 第15条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に 立ち入り 、使用者に質問し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	本規則	第15条	(b)規制 (市)	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
674	河川港湾課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市海岸保全区域管理規則	第8条	(標札の 掲示) 第8条 許可を受けた者又はその承継者は、当該行為の期間中、当該場所に標札(様式第6)を 掲示 し、又は 許可証 を携帯して、関係職員の要求があつたときは、これを 掲示 しなければならない。	本規則	第8条	(b)規制 (市)	類型2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
675	河川港湾課	a.目視規制	規則	鹿児島市海岸保全区域管理規則	第8条	(標札の 掲示) 第8条 許可を受けた者又はその承継者は、当該行為の期間中、当該場所に標札(様式第6)を 掲示 し、又は 許可証 を携帯して、関係職員の要求があつたときは、これを 掲示 しなければならない。	本規則	第8条	(b)規制 (市)	類型4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
676	河川港湾課	e.対面講習規制	規則	鹿児島市海岸保全施設操作規則	第6条第1項	(操作施設の操作の 訓練) 第6条 市長は、操作施設の操作の机上又は 実地 における 訓練 を、年に 1回 以上行うものとする。	本規則	第6条第1項	(b)規制 (市)	類型1：講習	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
677	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第2条	第2条 変電所員は諸機械器具を熟知し、安全円滑に運転できるよう、充分なる知識と技能を保有し、保守の万全に努力しなければならない。また、変電所は、1日 1回 以上 点検 を行わなければならない。	本規則	第2条	(b)規制 (市)	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
678	河川港湾課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市港湾管理条例施行規則	第3条	(許可の表示) 第3条 港湾施設(水域施設を除く。))の使用許可(電柱、線管類及びガス管、水道管その他の埋設物に係るものを除く。))を受けた者は、その 見やすい場所 に使用者の住所及び氏名、許可期間等を 記載 した標札(様式第1)を 掲示 しなければならない。	本規則	第3条	(b)規制 (市)	類型2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
679	河川港湾課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市準用河川管理規則	第5条	(標札等) 第5条 法第25条、第26条第1項及び第27条第1項の規定による許可を受けた者(当該許可を受けた者の権利義務を承継し、又は譲り受けた者を含む、以下同じ。))は、当該許可の期間中、当該場所に標識(様式第1)を 掲示 し、又は 許可証 を携帯して、関係職員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。	本規則	第5条	(b)規制 (市)	類型2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
680	河川港湾課	a.目視規制	規則	鹿児島市準用河川管理規則	第5条	(標札等) 第5条 法第25条、第26条第1項及び第27条第1項の規定による許可を受けた者(当該許可を受けた者の権利義務を承継し、又は譲り受けた者を含む、以下同じ。))は、当該許可の期間中、当該場所に標識(様式第1)を 掲示 し、又は 許可証 を携帯して、関係職員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。	本規則	第5条	(b)規制 (市)	類型4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
681	公園緑化課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市公園使用料の減免に関する規則	第3条	(有料公園施設使用料の減免) 第3条 2 個人が別表に掲げる有料公園施設を使用する場合における使用料を減免する場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。))以上の者(以下「高齢者」という。))が、その身分を証する 書面 を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 使用料を免除 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。))を提示して使用するとき、及びその付添人(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者においては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添人に限る。))1人が使用するとき 使用料を免除 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 使用料を免除 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 使用料を免除 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 使用料を免除	本規則	第3条第2項	(b)規制 (市)	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し予定
682	公園緑化課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま健康の森公園管理規則	第5条	(使用料の減免等) 第5条 条例第14条第3項の規定により有料公園施設(以下「有料施設」という。)の使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者)については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示してテニスコート、運動広場又は健康の森アクアジムのプール若しくは体育館の使用(体育館の専用使用を除く。以下「テニスコート等の使用」という。)をするとき、及びその付添人1人がテニスコート等の使用をするとき 使用料を免除 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示してテニスコート等の使用をするとき、及びその付添人(同法に基づき1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者)にあっては、65歳(月の中途において65歳に達する者)については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。)以上の者に限る。)の付添人に限る。)1人がテニスコート等の使用をするとき 使用料を免除 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき(精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示してテニスコート等の使用をするとき、及びその付添人1人がテニスコート等の使用をするとき 使用料を免除 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づき療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示してテニスコート等の使用をするとき、及びその付添人1人がテニスコート等の使用をするとき 使用料を免除 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示してテニスコート等の使用をするとき、及びその付添人1人がテニスコート等の使用をするとき 使用料を免除	本規則	第5条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
683	公園緑化課	a.目視規制	規則	かごしま健康の森公園管理規則	第8条	(職員の立入り等) 第8条 市長は、有料施設等における秩序の維持又は管理上必要があると認めるときは、利用中の有料施設等に職員を 立ち入 らせ、利用者に対して有料施設等の利用に関し必要な指示を行い、又は職員に有料施設等の利用の状況を 調査 させることができる。	都市公園法施行令	第10条第1項	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
684	公園緑化課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま健康の森公園パークゴルフ場管理規則	第7条	(使用料の減免等) 第7条 条例第14条第3項の規定によりパークゴルフ場の使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して使用するとき、及びその付添人(同法に基づき1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者)にあっては、65歳(月の中途において65歳に達する者)については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。)以上の者に限る。)の付添人に限る。)1人が使用するとき 使用料を免除 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき(精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 使用料を免除 (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づき療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 使用料を免除 (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 使用料を免除	本規則	第7条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
685	公園緑化課	a.目視規制	規則	かごしま健康の森公園パークゴルフ場管理規則	第10条	(職員の立入り等) 第10条 市長は、パークゴルフ場における秩序の維持又は管理上必要があると認めるときは、利用中のパークゴルフ場に職員を 立ち入 らせ、利用者に対してパークゴルフ場の利用に関し必要な指示を行い、又は職員にパークゴルフ場の利用の状況を 調査 させることができる。	都市公園法施行令	第10条第1項	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
686	公園緑化課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島ふれあいスポーツランド管理規則	第3条	(使用料の減免等) 第3条 条例第14条第3項の規定により有料公園施設の使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者)については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者(以下「高齢者」という。)が、その身分を証する 書面 を提示してプール、運動広場、屋内運動場、トレーニング室又はEXスタジオの使用(運動広場及び屋内運動場の全面使用を除く。以下「プール等の使用」という。)をするとき、及びその付添人1人がプール等の使用をするとき 使用料を免除 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき身体障害者手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示してプール等の使用をするとき、及びその付添人(同法に基づき1級から4級までの身体障害者手帳の 交付 を受けている者(4級の身体障害者手帳の 交付 を受けている者)にあっては、65歳(月の中途において65歳に達する者)については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。)以上の者に限る。)の付添人に限る。)1人がプールの使用をするとき 使用料を免除 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき(精神障害者保健福祉手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示してプール等の使用をするとき、及びその付添人1人がプールの使用をするとき 使用料を免除 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づき療育手帳の 交付 を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示してプール等の使用をするとき、及びその付添人1人がプールの使用をするとき 使用料を免除 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の 交付 を受けている者が、その身分を証する 書面 を提示してプール等の使用をするとき、及びその付添人1人がプール等の使用をするとき 使用料を免除	本規則	第3条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
687	公園緑化課	a.目視規制	規則	鹿児島ふれあいスポーツランド管理規則	第6条	(職員の立入り等) 第6条 市長は、有料公園施設その他の施設(以下「有料公園施設等」という。)における秩序の維持又は管理上必要があると認めるときは、利用中の有料公園施設等に職員を 立ち入 らせ、利用者に対して有料公園施設等の利用に関し必要な指示を行い、又は職員に有料公園施設等の利用の状況を 調査 させることができる。	都市公園法施行令	第10条第1項	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
688	公園緑化課	f.書面提示規制	規則	鹿児島市公園条例施行規則	第9条第1項	(保管工作物等の公示) 第9条 条例第11条の2第2項第1号の規則で定める場所は、保管した工作物等(以下「保管工作物等」という。)が 放置 されていた場所及び市役所の 掲示場 とする。	都市公園法施行令	第23条第1項	(a)-1規制（国）	類型2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月
689	公園緑化課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市公園条例施行規則	第9条第2項	2 市長は、条例第11条の2に規定する方法による公示をしたときは、あわせて保管工作物等一覧簿(様式第9号)を建設局建設管理部公園緑化課に備え付け、かつ、これを関係者に 閲覧 させなければならない。	都市公園法施行令	第23条第1項	(a)-1規制（国）	類型4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和8年10月
690	公園緑化課	f.書面提示規制	規則	鹿児島市公園駐車場管理規則	第9条第2項	(休止) 第9条 2 市長は、前項の規定により駐車場の供用を休止しようとするとき、及び休止している駐車場の全部又は一部の供用を開始しようとするときは、その旨を駐車場内の 見やすい箇所に掲示 するものとする。	本規則	第9条第2項	(b)規制（市）	類型4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年4月

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	規制の洗い出し			類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
						条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性		
													見直しし方向性	見直し予定	
691	公園緑化課	a.目視規制	規則	鹿児島市都市計画区域外に設置する公園に関する条例施行規則	第11条	(職員の立入り等) 第11条 市長は、公園における秩序の維持又は管理上必要があると認めるときは、利用中の公園の施設に職員を立ち入らせ、利用者に対して公園の施設の利用に関し必要な指示を行い、又は職員に公園の施設の利用の状況を調査させることができる。	都市公園法施行令	第10条第1項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）		令和8年度
692	公園緑化課	a.目視規制	規則	上町の杜公園管理規則	第6条	(職員の立入り等) 第6条 市長は、施設における秩序の維持又は管理上必要があると認めるときは、利用中の施設に職員を立ち入らせ、利用者に対して施設の利用に関し必要な指示を行い、又は職員に施設の利用の状況を調査させることができる。	都市公園法施行令	第10条第1項	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）		令和8年度
693	建築指導課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例施行規則	第6条	(公表の方法) 第6条 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 鹿児島市公告式条例(昭和42年条例第2号)に定める揭示場への揭示 (2) 市のホームページへの掲載 (3) その他市長が必要と認める方法	鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例	第 8 条 第 1 項	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
694	建築指導課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則	第6条	(公示の方法) 第6条 法第22条第13項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 標識(様式第7)の設置 (2) 鹿児島市公告式条例(昭和42年条例第2号)に定める揭示場への揭示 (3) 市のホームページへの掲載 (4) その他市長が必要と認める方法	鹿児島市空家等対策の推進に関する特別措置法	第 2 2 条 第 1	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
695	建築指導課	c.定期検査・点検規制	規則	鹿児島市建築基準法施行細則	第5条	(特定建築物の定期報告) 第5条 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、3年ごとの6月1日から12月28日までとする。		本細則	(a)-1規制（国）	類型 1：第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
696	建築指導課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市建築基準法施行細則	第20条	(建築主等の変更等) 第20条 2 建築主は、工事監督者及び工事施工者を定めた場合又はこれらの者を変更した場合は、工事監督者、工事施工者(変更)届(様式第17)に確認を受けた後においては確認済証を添えて建築主事に速やかに提出しなければならない。	本細則	第20条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討		—
697	建築指導課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市建築基準法施行細則	第24条第1項	(建築計画概要書等の閲覧) 第24条 省令第11条の3第3項の規定により、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書及び全体計画概要書並びに指定道路図及び指定道路調査(以下「概要書等」という。))の閲覧の場所は、建設局建築部建築指導課内(以下「閲覧所」という。))とする。	本細則	第24条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討		—
698	建築指導課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市建築基準法施行細則	第24条第2項	2 概要書等を閲覧できる時間は、午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時30分までとする。	本細則	第24条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討		—
699	建築指導課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市建築基準法施行細則	第25条第1項	(閲覧に供しない日等) 第25条 閲覧に供しない日は、次に定めるとおりとする。	本細則	第25条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討		—
700	建築指導課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市建築基準法施行細則	第25条第2項	2 市長は、概要書等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧時間を変更することができる。	本細則	第25条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討		—
701	建築指導課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市建築基準法施行細則	第27条第1項	(閲覧上の注意) 第27条 概要書等を閲覧する者は、係員から指示された場所で閲覧しなければならない。	本細則	第27条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討		—
702	建築指導課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市建築基準法施行細則	第27条第2項	2 概要書等は、閲覧所の外に持ち出してはならない。	本細則	第27条第2項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討		—
703	建築指導課	a.目視規制	規則	鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例施行規則	第8条	(行政代執行) 第8条 3 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき代執行責任者証(様式第8)を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。	行政代執行法	第 4 条	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
704	建築指導課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市建築協定条例施行規則	第7条	(建築協定書の縦覧) 第7条 法第71条(法第74条第2項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。以下同じ。))及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。))又は第73条第3項(法第74条第2項)、第75条の2第4項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定による建築協定書の縦覧は、市役所において行うものとし、その期間は20日間とする。	本規則	第7条	(a)-1規制（国）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ3：情報デジタル化～閲覧申請～縦覧等のすべてデジタル化されている段階（デジタル完結）	フェーズ3：情報デジタル化～閲覧申請～縦覧等のすべてデジタル化されている段階（デジタル完結）	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
705	建築指導課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例施行規則	第5条	第5条 条例第8条の規定による標識の設置については、次に定めるところによるものとする。 (1) 略 (2) 標識の設置位置は、建築等しようとする敷地の道路に接する部分(当該敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)の見やすい場所とし、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置すること。	本規則	第 5 条 （ 2 ）	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
706	住宅課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市営住宅条例施行規則	第36条の6第6項	(駐車場の使用の手続等) 第36条の6 6 使用決定者は、駐車場を使用するときは、前項に規定する駐車許可証を、駐車する自動車の運転席付近の外から目視できる場所に提示しなければならない。	本条例	鹿児島市営住	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
707	区画整理課	a.目視規制	規則	鹿児島市土地区画整理事業保留地処分規則	第6条	(抽せん) 第6条 抽せんは、買受申込者又はその委任を受けた代理人が所定の日に、所定の場所に出席して行うものとする。ただし、買受申込者又はその委任を受けた代理人が不在のときは、本市職員を立ちかわせるものとする。	本条例	第6条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
708	区画整理課	a.目視規制	規則	鹿児島市土地区画整理審議会会議規則	第4条	(委員の参集) 第4条 委員は、招集の日時に指定の場所に参集しなければならない。	土地区画整理法	第62条第2項	(a)-1規制（国）	その他（どの類型にも当たらない）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
709	区画整理課	a.目視規制	規則	鹿児島市都市計画土地区画整理事業清算事務取扱規則	第16条	(清算金徴収職員証) 第16条 清算金の徴収等に従事する職員は、清算金徴収職員証(様式第19)を携帯しなければならない。	本規則	第16条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
710	市街地まちづくり推進課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市上町ふれあい広場条例施行規則	第10条	(使用者の遵守事項) 第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (7) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第10条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
711	都市景観課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市屋外広告物条例施行規則	第14条の2	(保管した広告物等の公示) 第14条の2 条例第21条の2第2項第1号の規定で定める場所は、市役所の揭示場とする。	屋外広告物条例ガイドライン	第23条の3	(c)規制（国通知等）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）		令和8年10月
712	都市景観課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市屋外広告物条例施行規則	第14条の2	(保管した広告物等の公示) 第14条の2 2 市長は、条例第21条の2に規定する方法による公示をしたときは、あわせて保管広告物等一覧簿(様式第12の2)を所管課に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させなければならない。	屋外広告物条例ガイドライン	第23条の3第2	(c)規制（国通知等）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討		—

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	規制の洗い出し				類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
					条項	条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性		
													見直しし方向性	見直し予定	
												a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討		見直し完了時期	
713	都市景観課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市屋外広告物条例施行規則	第14条の4	(保管広告物等の返還手続) 第14条の4 保管広告物等(保管広告物等を売却して得た代金を含む。)を当該保管広告物等の所有者、占有者その他当該保管広告物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に返還するときは、返還を受ける者にその者の氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該保管広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(様式第12の3)と引換えに返還するものとする。	屋外広告物条例ガイドライン	第23条の7	(c)規制（国通知等）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
714	都市景観課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市屋外広告物条例施行規則	第19条の5	(屋外広告業者登録簿の閲覧所) 第19条の5 条例第26条の6に規定する屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するための閲覧所は、建設局都市計画部都市景観課内に置くものとする。	屋外広告物条例ガイドライン	第30条の6	(c)規制（国通知等）	類型4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討		—
715	都市景観課	e.対面講習規制	規則	鹿児島市屋外広告物条例施行規則	第20条	(講習会の開催) 第20条 市長は、条例第27条第1項に規定する講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、講習会開催予定日の20日前までに、開催の日時、場所その他講習会に関する事項を公告するものとする。	屋外広告物条例ガイドライン	第31条	(c)規制（国通知等）	類型1：講習	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、申込～受講～修了証発行の一部がオンライン化されている段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）		令和8年度
716	都市景観課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市屋外広告物条例施行規則	第24条の7第2項	(特例屋外広告業者届出簿) 第24条の7 2 条例第29条の3第7項に規定する特例屋外広告業者届出簿を一般の閲覧に供するための閲覧所は、建設局都市計画部都市景観課内に置くものとする。	屋外広告物条例ガイドライン	第30条の6	(c)規制（国通知等）	類型4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討		—
717	都市景観課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市屋外広告物条例施行規則	第24条の8	(監査処分簿の閲覧所等) 第24条の8 条例第29条の4第1項の屋外広告業者監査処分簿は、様式第21の10によるものとし、同項に規定する規則で定める一般の閲覧に供するための閲覧所は、建設局都市計画部都市景観課内に置くものとする。	屋外広告物条例ガイドライン	第33条の3	(c)規制（国通知等）	類型4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）		令和8年度
718	都市景観課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市景観法施行細則	第7条	(公表) 第7条 条例第12条第1項の規定による公表は、本市役所の掲示場に掲示するとともに、本市の広報紙及びホームページに掲載して行うものとする。	本規則		(b)規制（市）	類型2：公的証明書等の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
719	都市計画課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則	第5条	(許可票の揭示) 第5条 条例第2条第1項の許可又は変更許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中その行為を行う場所の見やすい位置に、風致地区内行為許可票(様式第5)を掲示しなければならない。	本規則	第5条	(b)規制（市）	類型2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
720	土地利用調整課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市開発登録簿閲覧規則	第2条	(閲覧所の場所) 第2条 登録簿の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)は、建設局都市計画部土地利用調整課内に置く。	本規則	第2条	(b)規制（市）	類型3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
721	土地利用調整課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市開発登録簿閲覧規則	第3条第1項	(閲覧日及び閲覧時間等) 第3条 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。 (1) 閲覧日 1月4日から12月28日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。) (2) 閲覧時間 午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分まで	本規則	第3条第1項	(b)規制（市）	類型3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
722	土地利用調整課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市開発登録簿閲覧規則	第3条第2項	2 市長は、登録簿の整理その他必要があると認めるときは、閲覧の休日を臨時に設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。	本規則	第3条第2項	(b)規制（市）	類型2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）		令和8年度
723	土地利用調整課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市開発登録簿閲覧規則	第5条第1項	(閲覧上の注意) 第5条 登録簿を閲覧する者は、関係職員から指示された場所で、登録簿を閲覧しなければならない。	本規則	第5条第1項	(b)規制（市）	類型3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
724	土地利用調整課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市開発登録簿閲覧規則	第5条第2項	2 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。	本規則	第5条第2項	(b)規制（市）	類型3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）		—
725	土地利用調整課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市地価公示閲覧規則	第2条	(台帳の閲覧場所) 第2条 台帳の閲覧場所を建設局都市計画部土地利用調整課内に置く。	地価公示法 地価公示法施行令	第七条第2項	(a)-1規制（国）	類型4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
726	土地利用調整課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市地価公示閲覧規則	第3条	(閲覧日及び閲覧時間等) 第3条 台帳の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。 (1) 閲覧日 1月4日から12月28日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。) (2) 閲覧時間 午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分まで	地価公示法 地価公示法施行令	第七条第2項	(a)-1規制（国）	類型4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
727	土地利用調整課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市地価公示閲覧規則	第7条	(閲覧後の点検) 第7条 閲覧者は、台帳の閲覧が終わったときは、当該係員に届け出てその点検を受けなければならない。	地価公示法 地価公示法施行令	第七条第2項	(a)-1規制（国）	類型4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
728	職員課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	失業者の退職手当の支給に関する規則	第7条	(受給資格証の交付) 第7条 2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合は、受給資格者氏名・住所変更届(様式第4の3)に氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。	雇用保険法施行規則	第十九条第三	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）		—
729	職員課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	失業者の退職手当の支給に関する規則	第9条	(受給期間延長の申出) 第9条 条例第12条第1項の申出は、受給期間延長等申請書(様式第7)に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。	雇用保険法施行規則	第十九条第三	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）		—
730	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市さくらじま白浜温泉センター条例施行規則	第6条	(使用の申請及び許可) 第6条 前条各号に掲げる者が、福祉浴場等を使用しようとするときは、福祉浴場等使用者名簿(様式第1)に住所、氏名その他必要事項を記載し、かつ、同条第1号から第5号までに掲げる者にあつては、その身分を証する書面その他これに類するものとして市長が認めるものを提示して、市長の許可を受けなければならない。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
731	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市さくらじま白浜温泉センター条例施行規則	第8条第1項	(使用料の減免) 第8条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 市内に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 条例別表に定める一般浴場及び一般休憩室並びに福祉休憩室(午後5時以降の使用に限る。)の大人の使用料から100円を控除した金額を減額	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—
732	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市さくらじま白浜温泉センター条例施行規則	第8条第2項	(使用料の減免) 第8条 (2) 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して使用するとき、及びその付添人(同法に基づき1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。)以上の者に限る。))の付添人に限る。)1人が使用するとき 条例別表に定める一般浴場及び一般休憩室並びに福祉休憩室(午後5時以降の使用に限る。)並びに福祉浴場等の使用料(以下「浴場等使用料」という。)を免除	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））		—

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	規制の洗い出し			類型・PHASE			見直しの方向性等の検討			
						条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性		見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期	
733	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市さくらじま白浜温泉センター条例施行規則	第8条第3項	(使用料の減免) 第8条 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 浴場等使用料を免除	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
734	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市さくらじま白浜温泉センター条例施行規則	第8条第4項	(使用料の減免) 第8条 (4) 療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 浴場等使用料を免除	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
735	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市さくらじま白浜温泉センター条例施行規則	第8条第5項	(使用料の減免) 第8条 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 浴場等使用料を免除	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—	
736	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま温泉健康プラザ条例施行規則	第6条第1項	(使用料の減免) 第6条 条例第4条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 鹿児島市に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者)については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)以上の者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 条例別表に定める使用料を免除	本例規		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
737	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま温泉健康プラザ条例施行規則	第6条第2項	(使用料の減免) 第6条 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して使用するとき、及びその付添人(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者)については、65歳(月の中途において65歳に達する者)については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。)以上の者に限る。)の付添人に限る。)1人が使用するとき 条例別表に定める使用料を免除	本例規		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
738	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま温泉健康プラザ条例施行規則	第6条第3項	(使用料の減免) 第6条 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 条例別表に定める使用料を免除	本例規		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
739	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま温泉健康プラザ条例施行規則	第6条第4項	(使用料の減免) 第6条 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき、及びその付添人1人が使用するとき 条例別表に定める使用料を免除	本例規		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
740	健康福祉政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	かごしま温泉健康プラザ条例施行規則	第6条第5項	(使用料の減免) 第6条 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 条例別表に定める使用料を免除	本例規		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—	
741	長寿支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市喜入老人憩の家条例施行規則	第5条の3第1項	(使用料の減免) 第5条の3 条例第6条の2の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して使用するとき 条例第6条第2項に定める浴室の使用料を免除	本条例	第5条の3第1項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
742	長寿支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市喜入老人憩の家条例施行規則	第5条の3第2項	(使用料の減免) 第5条の3 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき 条例第6条第2項に定める浴室の使用料を免除	本条例	第5条の3第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
743	長寿支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市喜入老人憩の家条例施行規則	第5条の3第3項	(使用料の減免) 第5条の3 (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき 条例第6条第2項に定める浴室の使用料を免除	本条例	第5条の3第3項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
744	長寿支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市喜入老人憩の家条例施行規則	第5条の3第4項	(使用料の減免) 第5条の3 (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 条例第6条第2項に定める浴室の使用料を免除	本条例	第5条の3第4項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
745	長寿支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則	第6条の3第1項	(使用料の減免) 第6条の3 条例第6条の2の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して使用するとき 条例第6条第2項に定める浴室の使用料を免除	本条例	第6条の3第1項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
746	長寿支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則	第6条の3第2項	(使用料の減免) 第6条の3 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき 条例第6条第2項に定める浴室の使用料を免除	本条例	第6条の3第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
747	長寿支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則	第6条の3第3項	(使用料の減免) 第6条の3 (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して使用するとき 条例第6条第2項に定める浴室の使用料を免除	本条例	第6条の3第3項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
748	長寿支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則	第6条の3第4項	(使用料の減免) 第6条の3 (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき 条例第6条第2項に定める浴室の使用料を免除	本条例	第6条の3第4項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
749	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則	第2条	(指定又は指定の更新を受けた旨の標示) 第2条 法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所の見やすい場所に提示するものとする。	本規則	第2条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													見直しし方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
750	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則	第2条	(指定又は指定の更新を受けた旨の標示) 第2条 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。	本規則	第2条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
751	長寿あんしん課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則	第2条	(指定又は指定の更新を受けた旨の標示) 第2条 法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。	本規則	第2条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
752	谷山福祉課	a.目視規制	規則	鹿児島市軽費老人ホーム条例施行規則	第4条	(利用の可否決定) 第4条 市長は、利用申請書の提出があつたときは、書類の審査、面接等により利用資格その他必要な事項を調査し、利用の可否を決定するものとする。ただし、利用資格を有する者の数が利用定数を超えるときは、抽せんにより利用者を決定する。	本規則	第4条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
753	障害福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市心身障害者総合福祉センター条例施行規則	第5条	(使用手続) 第5条 前条第1項第1号から第3号までに定める者が障害者福祉センターを使用しようとするときは、鹿児島市心身障害者総合福祉センター利用証交付申請書(様式第11。以下「利用証交付申請書」という。)を市長に提出するとともに、身体障害者手帳、療育手帳、その他障害者を証する書類を提示するものとする。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
754	障害福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市知的障害者福祉センター条例施行規則	第5条	(使用の申請及び許可) 第5条 前条第1号から第3号まで及び第5号に定める者が福祉センターを使用しようとするときは、鹿児島市知的障害者福祉センター利用証交付申請書(様式第11。以下「利用証交付申請書」という。)を市長に提出するとともに、療育手帳その他障害の程度を証する書類又は身分を証する書類を提示するものとする。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
755	障害福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市知的障害者福祉センター条例施行規則	第7条	(利用証等) 第7条 福祉センターを使用するときは、利用証又は使用許可書(以下「利用証等」という。)を受付に提示しなければならない。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
756	障害福祉課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市身体障害者福祉法施行細則	第4条の2第3項	(医師の指定等) 第4条の2 3 第1項に規定する指定を受けた者は、様式第4の3による標示をその見やすい場所に掲示しなければならない。	身体障害者手帳に係る交付手続及び医師の指定に関する取扱いについて	第2の1の(	(c)規制（国通知等）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
757	障害福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則	第6条	(登録事項変更の届出) 第6条 条例第5条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、重度心身障害者等医療費助成金受給資格者登録事項変更・資格喪失届(様式第7)に受給資格者証を添えて行うものとする。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
758	障害福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則	第8条	(助成金の支給申請) 第8条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)の証明(保険医療機関等が領収書を発行するときは、当該領収書)を付した重度心身障害者等医療費助成金支給申請書(様式第8又は様式第9)に受給資格者証を添えて行うものとする。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
759	障害福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市介護給付費等及び障害児通所給付費の額の特例に関する規則	第5条	(介護給付費等の額の特例の適用理由消滅の申告等) 第5条 介護給付費等の額の特例の適用を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を介護給付費等の額の特例理由消滅申告書(様式第4)に前条の規定により交付を受けた認定証を添えて市長に申告しなければならない。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
760	保護第一課	a.目視規制	規則	鹿児島市生活保護法施行細則	第30条第3項	(滞納処分に係る職務の委任等) 第30条 3 滞納処分職員は、徴収金の滞納者に係る財産の差押えを行い、又は差押えのための調査、質問若しくは検査を行う場合にあつては、生活保護法徴収金滞納処分職員証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	生活保護法	生活保護法第	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
761	生活衛生課	c.定期検査・点検規制	規則	鹿児島市旅館業法施行細則	第8条	(水質基準及び水質検査) 第8条 (3) 原湯、原水、上りの用水及び上り用湯については第1号の基準の検査を、毎日浴槽内の湯水の全てを換水している浴槽水については前号の基準の検査を1年に1回以上行い、毎日浴槽内の湯水の全てを換水していない浴槽水については前号の基準の検査を1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒の方法が塩素系の薬剤によるものでない場合は、1年に4回以上)行い、その結果は、検査の日から3年間保管すること。	・本条例 ・公衆浴場における衛生等管理要領等について	・第4条第7号	(c)規制（国通知等）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている。または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	d. 継続検討	—
762	生活衛生課	c.定期検査・点検規制	規則	鹿児島市公衆浴場法施行細則	第6条	(水質基準及び水質検査) 第6条 (3) 原湯、原水、上りの用水及び上り用湯については第1号の基準の検査を、毎日浴槽内の湯水の全てを換水している浴槽水については前号の基準の検査を1年に1回以上行い、毎日浴槽内の湯水の全てを換水していない浴槽水については前号の基準の検査を1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒の方法が塩素系の薬剤によるものでない場合は、1年に4回以上)行い、その結果は、検査の日から3年間保管すること。	・本条例 ・公衆浴場における衛生等管理要領等について	・第4条第2項	(c)規制（国通知等）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている。または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	d. 継続検討	—
763	生活衛生課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市理容師法施行細則	第6条	(免許証等の掲示) 第6条 開設者は、理容師の免許証及び検査確認済証を、客の見やすい場所に、掲示しなければならない。	本規則	第6条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
764	生活衛生課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市理容師法施行細則	第14条	(公表) 第14条 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所の掲示場に掲示するとともに、ホームページに掲載して行うものとする。	本規則	第14条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
765	生活衛生課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市美容師法施行細則	第6条	(免許証等の掲示) 第6条 開設者は、美容師の免許証及び検査確認済証を、客の見やすい場所に掲示しなければならない。	本規則	第6条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
766	生活衛生課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市美容師法施行細則	第14条	(公表) 第14条 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所の掲示場に掲示するとともに、ホームページに掲載して行うものとする。	本規則	第14条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
767	生活衛生課	f.書面揭示規制	規則	鹿児島市クリーニング業法施行細則	第6条	(免許証等の掲示) 第6条 開設者は、クリーニング師の免許証及び検査確認済証又は届出済証を、客の見やすい場所に掲示しなければならない。	本規則	第6条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
768	生活衛生課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市化粧製場等に関する規則	付 則(令和5年1月20日規則第6号)	備考 2 前項の指定区域を表示した図面は、健康福祉局保健部生活衛生課において縦覧に供する。	本規則	付則	(b)規制（市）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和8年度
769	生活衛生課	a.目視規制	規則	鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例等施行規則	第13条	(身分証明書) 第13条 条例第18条の動物愛護管理員は、同条に規定する犬の捕獲及び立入検査又は調査を行う場合には、身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めにより、これを提示するものとする。	動物の愛護及び管理に関する法律	第24条第2項	(c)規制（国通知等）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
770	生活衛生課	a.目視規制	規則	鹿児島市狂犬病予防法施行細則	第12条	(狂犬病予防技術員) 第12条 3 技術員が犬の捕獲に従事するときは、狂犬病予防員(以下「予防員」という。)の指示に従うほか、前項の証票及び身分証明書を携帯し、関係人の求めにより、これを提示しなければならない。	狂犬病予防法	第3条第2項	(c)規制（国通知等）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
771	保健支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市精神保健福祉交流センター条例施行規則	第4条	(使用の申請及び許可) 第4条 前条第1項各号に掲げる者が交流センターを使用しようとするときは、鹿児島市精神保健福祉交流センター利用証交付申請書(様式第11。以下「利用証交付申請書」という。)を市長に提出するとともに、精神障害者保健福祉手帳その他障害の程度を証する書類又は身分を証する書類を提示しなければならない。	本規則	第4条第1項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
772	保健支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市精神保健福祉交流センター条例施行規則	第6条	(利用証等) 第6条 交流センターを使用するときは、 利用証 又は使用許可書(以下「利用証等」という。)を受付に提示しなければならない。	本規則	第6条第1項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
773	介護保険課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市介護保険法施行細則	第5条	(被保険者証等の再 交付 の申請) 第5条 3 前2項に規定する再 交付 を代理人が申請する場合、当該代理人の身分を証明する 書面 を提示し、又は 提出 するものとする。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	介護保険法施行規則の改正に合わせる
774	介護保険課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市介護保険法施行細則	第30条	(旧措置入所者の利用者負担額の減額・免除等申請) 第30条 旧措置入所者は、利用者負担額の減額・免除認定を受けようとするときは、介護保険利用者負担額減額・免除等 申請書(様式第28) に被保険者証を添えて市長に 提出 するものとする。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	介護保険法施行規則の改正に合わせる
775	介護保険課	a.目視規制	規則	鹿児島市介護保険法施行細則	第39条	(滞納処分に係る職務の委任等) 第39条 3 滞納処分職員は、保険料の滞納者に係る財産の差押えを行い、又は差押えのための 調査 、質問若しくは 検査 を行う場合においては、介護保険料滞納処分職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本規則		(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
776	介護保険課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市居宅介護サービス費等の額の特例に関する規則	第5条	(居宅介護サービス費等の額の特例の適用理由消滅の申告等) 第5条 居宅介護サービス費等の額の特例の適用を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を居宅介護サービス費等の額の特例理由消滅申告書 (様式第3) に前条の規定により 交付 を受けた認定証を添えて市長に申告するものとする。	本規則		(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
777	介護保険課	a.目視規制	規則	鹿児島市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則	第13条	(報告 等) 第13条 2 前項の規定による質問又は 検査 を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯するとともに、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。	介護保険法	第二十四条	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	d. 継続検討	—
778	長寿支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市敬老バス交付規則	第4条	(申請及び 交付) 第4条 敬老バス の交付 を受けようとする者は、別に定める 交付申請書 を市長に 提出 するとともに、前条第1項に規定する資格を証する 書面 を提示しなければならない。	本規則	第4条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
779	長寿支援課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市敬老バス交付規則	第4条	(申請及び 交付) 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを 審査 のうえ、速やかに敬老バスを 交付 対象者本人に直接 交付 するものとする。この場合において、新たに満70歳となる者に対しては、満70歳に達する日の2週間前から 交付 することができる。	本規則	第4条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
780	こども政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市親子つどいの広場条例施行規則	第7条	(利用証等) 第7条 2 前項の規定により利用証を 交付 された者が受付に利用証を提示して親子つどいの広場を使用しようとするときは、第4条第1項の規定による申請があったものとみなし、許可する。ただし、条例第9条第1項各号に掲げる者に該当しなくなった者については、この限りでない。	本規則	第7条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
781	こども政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市親子つどいの広場条例施行規則	第7条	(利用証等) 第7条 3 前条の規定による使用許可(以下「施設使用許可」という。)を受けた者が親子つどいの広場を使用しようとするときは、使用許可書を受付に提示しなければならない。	本規則	第7条第3項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
782	こども政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市親子つどいの広場条例施行規則	第11条	(使用料の減免) 第11条 2 条例第14条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、鹿児島市親子つどいの広場使用料減免 申請書(様式第8) を市長に 提出 しなければならない。ただし、前項第1号に該当する者がその身分を証する 書面 その他これに類するものとして市長が認めるものを提示して有料施設を使用するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	本規則	第11条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
783	こども政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市すこやか子育て交流館条例施行規則	第10条	(利用証) 第10条 2 前項の規定により利用証を 交付 された者が受付に利用証を提示してすこやか子育て交流館を使用しようとするときは、前条第1項の規定による申請があったものとみなし、許可する。ただし、条例第4条第1項各号に掲げる者に該当しなくなった者については、この限りでない。	本規則	第10条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
784	こども政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市すこやか子育て交流館条例施行規則	第17条	(使用料の減免) 第17条 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、鹿児島市すこやか子育て交流館使用料減免 申請書(様式第9) を市長に 提出 しなければならない。ただし、前項第2号に該当するとき、同項第3号に該当する者がその身分を証する 書面 その他これに類するものを提示して有料施設を使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	本規則	第17条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
785	こども政策課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市すこやか子育て交流館条例施行規則	第19条	(使用者の遵守事項) 第19条 使用者は、次に 掲 げる事項を守らなければならない。 (9) 有料施設の使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第19条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
786	こども福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則	第9条	(助成金支給の申請) 第9条 助成金の支給を受けようとする者は、母子・父子家庭等医療費助成金支給 申請書(様式第6) に受給者証を添えて市長に 提出 しなければならない。	本規則	本規則	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
787	こども福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則	第13条	(届出) 第13条 受給者は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかに母子・父子家庭等医療費受給資格変更・喪失 届(様式第8) に受給者証を添えて市長に 提出 しなければならない。	本規則	本規則	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
788	こども福祉課	a.目視規制	規則	児童福祉法に基づく負担金徴収規則	第7条	(滞納処分に係る職務の委任等) 第7条 3 滞納処分職員は、負担金の滞納者に係る財産の差押えを行い、又は差押えのための 調査 、質問若しくは 検査 を行う場合においては、助産施設負担金等滞納処分職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本規則	本規則	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
789	母子保健課	a.目視規制	規則	鹿児島市児童福祉法施行細則	第13条の8	(検査) 第13条の8 法第21条の4第1項の規定により 検査 を行う当該職員は、児童福祉 検査員証(様式第20の2) を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本規則	第13条の8	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
790	母子保健課	a.目視規制	規則	鹿児島市母子保健法施行細則	第14条	(検査) 第14条 法第20条第7項において準用する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の4第1項の規定により、 検査 を行う当該職員は、その身分を示す 検査員証(様式第11) を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。	本規則	第14条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
791	母子保健課	a.目視規制	規則	鹿児島市母子保健法施行細則	第20条	(滞納処分に係る職務の委任等) 第20条 3 滞納処分職員は、自己負担金の滞納者に係る財産の差押えを行い、又は差押えのための 調査 、質問若しくは 検査 を行う場合においては、養育医療自己負担金滞納処分職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本規則	第20条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
792	こども福祉課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市こども医療費助成条例施行規則	第9条	(届出) 第9条 条例第11条の規定による 届出 は、こども医療費受給資格変更・喪失 届(様式第7) に受給者証を添えて行うものとする。	本規則	本規則	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	d. 継続検討	—
793	保育幼稚園課	a.目視規制	規則	鹿児島市子ども・子育て支援法等施行細則	第21条	(滞納処分に係る職務の委任等) 第21条 3 滞納処分職員は、保育料の滞納者に係る財産の差押えを行い、又は差押えのための 調査 、質問若しくは 検査 を行う場合においては、保育料等滞納処分職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本規則		(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	規制の洗い出し				類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
					条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													見直しし予定	
a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討														
見直し完了時期														
794	水道局給排水設備課	i.書面規制（制限有のもの）	規程	鹿児島市下水道条例施行規程	第6条	(排水設備等の新設等の工事の 審査) 第6条 管理者は、排水設備等の新設等の工事の申込みを受けたときは、第3条第1項に規定する設計書により、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定(以下この条において「技術上の基準」という。)に適合するか否かについて 審査 を行う。	鹿児島市 下水道条例	第7条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年4月
795	水道局給排水設備課	i.書面規制（制限有のもの）	規程	鹿児島市給水条例施行規程	第5条	(給水装置の新設等の工事の 審査) 第5条 管理者は、給水装置の新設等の工事の申込みを受けたときは、第2条第1項に規定する設計書により、その計画が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準(以下この条において「構造・材質基準」という。)に適合するか否かについて 審査 を行う。	鹿児島市 給水条例	第6条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年4月
796	水道局水道管路課	a.目視規制	規程	鹿児島市給水条例施行規程	第14条	(公設消火栓(せん)その他の水道施設からの臨時給水) 第14条 2 管理者の許可を得て公設消火栓(せん)その他の水道施設を使用するときは、管理者の指定する職員の 立会い のうえ、行わなければならない。	本条例施行規程	第14条第2項	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
797	水道局給排水設備課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市給水条例施行規程	第17条の2	(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等) 第17条の2 条例第36条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する 検査 の受検は、次に定めるところによるものとする。 (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア 水槽の掃除を 毎年1回以上定期 に行うこと。	本条例施行規程	第17条の2	(b)規制（市）	類型 1：第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
798	水道局給排水設備課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市給水条例施行規程	第17条の2	(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等) 第17条の2 (2) 前号の管理に関し、 毎年1回以上定期 に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度に関する 検査 及び残留塩素の有無に関する水質の 検査 を受けること。	本条例施行規程	第17条の2	(b)規制（市）	類型 1：第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
799	水道局給排水設備課	a.目視規制	規程	鹿児島市給水条例施行規程	第19条	(検査の立会い) 第19条 給水装置の 検査 は、申込者又はその代理人の 立会い のうえ行う。 立会い をしないときは、その 検査 に対して異議を申し立てることができる。	鹿児島市 給水条例	第14条第1項	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
800	水道局給排水設備課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市給水条例施行規程	第20条	(標識) 第20条 管理者は、建物の門戸等見易いところに、 標識(様式第12号) を掲げるものとする。	本規程	第20条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
801	水道局給排水設備課	i.書面規制（制限有のもの）	規程	鹿児島市工業用水道事業給水条例施行規程	第12条	(給水施設等の 検査) 第12条 管理者は、条例第11条に規定する給水施設等の 検査 を命じた場合においては、当該職員に工業用水道 検査員証(様式第12号) を交付しなければならない。	鹿児島市工業用水道 事業給水条例	第11条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
802	水道局総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市水道局安全衛生管理規程	第2条	(職員の遵守事項) 第2条 職員は、法令に基づきほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (4) 所管に係る機械器具及び作業用具の 点検整備を定期 に励行し、安全かつ適切な方法で使用する。	本規程	第2条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
803	水道局総務課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市水道局安全衛生管理規程	第19条	(作業主任者の氏名等の周知等) 第19条 安全管理者又は安全衛生推進者は、作業主任者を 選任 したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見易い箇所に 掲示 する等して関係職員に周知させるとともに、 報告書(様式第1) により総括安全衛生管理者を経て管理者に7日以内に 報告 しなければならない。	本規程	第19条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
804	水道局経営管理課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市水道局会計規程	第28条の3	(徴収等事務の委託) 第28条の3 3 受託者は、徴収等事務を行うときは、収納事務委託証明書を 見やすい場所 に 掲示 しなければならない。ただし、あらかじめ管理者の承認を得たものについては、この限りでない。	同規程	第28条の3第	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット掲示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年4月
805	水道局経営管理課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局会計規程	第72条	(実地たな卸) 第72条 2 前項に定める場合のほか、企業出納員は、たな卸資産が天災その他の理由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時 実地たな卸 を行わなければならない。	同規程	第72条第2項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
806	水道局経営管理課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局会計規程	第73条	(実地たな卸の立会い) 第73条 前条第1項及び第2項の規定により 実地たな卸 を行う場合は、企業出納員は、管理者の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を 立ち会 わせなければならない。	同規程	第73条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
807	料金課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局検計及び料金徴収等業務委託規程	第5条	(従事者証の交付) 第5条 2 受注者は、検計及び料金徴収等業務に 従事 する者に検計及び料金徴収等業務を行わせるときは、常に検計及び料金徴収等業務委託 従事者証 を携帯させ、水道使用者等から請求があったときは、これを提示させなければならない。	本規程	第5条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
808	料金課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局検計及び料金徴収等業務委託規程	第6条	(委託業務の 調査等) 第6条 管理者は、必要と認めるときは、随時、受注者に対して委託業務の処理状況について 調査 するとともに、 報告 又は資料の 提出 を求めることができる。	本規程	第6条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
809	水道局管財契約課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局固定資産等管理規程	第6条	(取得前の措置) 第6条 各課長は、固定資産を購入し、譲り受け、又は寄付その他により取得しようとするときは、当該固定資産について必要な 調査 を行い、権利が設定され、又は義務を負担するものがあるときは、その所有者又は権利者をしてこれを消滅させた後でなければ取得してはならない。ただし、設定された権利又は負担しなければならない義務が局の利益を書さないし管理者が認めたときは、この限りでない。	本規程	第6条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
810	水道局管財契約課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局固定資産等管理規程	第11条	(建設改良工事等により取得した固定資産等の引継ぎ) 第11条 2 前項の規定による固定資産等の引継ぎは、固定資産引継書(様式第2号)に図面、登記簿謄本等の関係 図書 を添え、 実地立会 のもとに行うものとする。ただし、 実地立会 の必要がないと認められるときは、これを省略することができる。	本規程	第11条第2項	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
811	水道局管財契約課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局固定資産等管理規程	第18条	(境界線の埋設等) 第18条 2 土地の境界が明らかでないときは、隣接地の所有者に対し、 立会 場所、期日その他必要な事項を 通知 して、境界を確定するための協議を求めなければならない。	本規程	第18条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
812	水道局管財契約課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局公舎管理規程	第15条	(係員の 立会い) 第15条 居住者は、退居に際し担当係員の 立会い のうえ、当該公舎の異状について 検査 を受けなければならない。	本規程	第15条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
813	水道局給排水設備課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程	第9条	(指定等の告示) 第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを水道局の 掲示板 に告示する。	本規程	第9条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
814	水道局給排水設備課	d.常駐・専任規制	規程	鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程	第11条	(主任技術者の 選任等) 第11条 指定給水工事事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を 選任 し、管理者に 届け出 なければならない。	本規程	第11条	(b)規制（市）	類型 2：施設や製品の安心・安全のための専任	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
815	水道局給排水設備課	d.常駐・専任規制	規程	鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程	第11条	(主任技術者の 選任等) 第11条 4 指定給水工事事業者は、主任技術者の 選任 を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。	本規程	第11条第4項	(b)規制（市）	類型 2：施設や製品の安心・安全のための専任	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
816	水道局給排水設備課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程	第12条	(事業の運営に関する基準) 第12条 指定給水工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。 (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。	本規程	第12条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
817	水道局給排水設備課	i.書面規制（制限有のもの）	規程	鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程	第14条	(工事検査) 第14条 指定給水工事業者は、条例第6条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事しゅん工後速やかに当該工事検査に係るしゅん工図により管理者に届け出なければならない。	鹿児島市給水条例	第6条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年4月
818	水道局給排水設備課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程	第14条	第14条 2 指定給水工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。	水道法	第17条第1項	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	d. 継続検討	—
819	水道局給排水設備課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程	第15条	(主任技術者の立会い) 第15条 管理者は、指定給水工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水工事業者に対し、当該工事に關し第12条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。	水道法	第17条第1項	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	d. 継続検討	—
820	水道局給排水設備課	d.常駐・専任規制	規程	鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程	第3条	(指定の基準) 第3条 管理者は、次条第1項の指定の申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。 (1) 鹿児島県下水道協会に登録された排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。))が1名以上専属していること。	本規程	第3条	(b)規制（市）	類型 2：施設や製品の安心・安全のための専任	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
821	水道局給排水設備課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程	第5条	(指定工事業者証) 第5条 2 指定排水工事業者は、指定排水工事業者証を営業所内の見やすい場所に掲げるものとする。	本規程	第5条第2項	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
822	水道局給排水設備課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程	第11条	(責任技術者の責務) 第11条 2 責任技術者は、当該工事がしゅん工した際に行われる工事検査に立ち会わなければならない。	下水道法	第13条第1項	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
823	水道局給排水設備課	i.書面規制（制限有のもの）	規程	鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程	第14条	(工事検査) 第14条 指定排水工事業者は、条例第7条第2項に規定する排水設備工事検査を受けるため工事しゅん工後速やかに当該工事検査に係るしゅん工図により管理者に届け出なければならない。	鹿児島市下水道条例	第7条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年4月
824	水道局給排水設備課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程	第14条	(工事検査) 第14条 2 指定排水工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。	下水道法	第13条第1項	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
825	水道局給排水設備課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程	第17条	(告示) 第17条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを水道局の掲示板上に告示する。	本規程	第17条	(b)規制（市）	類型 2：公的証明書等の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる揭示となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
826	水道局給排水設備課	e.対面講習規制	規程	鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程	第18条	(講習会) 第18条 管理者は、指定排水工事業者による排水設備等の工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて講習会を開催するものとする。	本規程	第18条	(b)規制（市）	類型 1：講習	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
827	水道局管財契約課	d.常駐・専任規制	規程	鹿児島市水道局自家用電気工作物保安規程	第3条	(主任技術者の選任等) 第3条 管理者は、水道部にあつては水運用課、下水道部にあつては水再生課に所属する係長級以上の職員で、法第43条第1項の規定により電気主任技術者の免状の交付を受けている者の中からそれぞれ統括電気主任技術者(統括行為を行う電気主任技術者、以下「主任技術者」という。))1人を選任する。	電気事業法施行規則	第50条第3項	(c)規制（国通知等）	類型 2：施設や製品の安心・安全のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
828	水道局管財契約課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局自家用電気工作物保安規程	第12条	(工事の実施) 第12条 3 施設の電気工作物に関する工事を、他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引渡しを受けるものとする。ただし、やむを得ない事情により主任技術者が検査できない場合、管理者から検査員を命じられた従事職員が検査を行い、検査結果を主任技術者に報告するものとする。	本規程	第12条第3項	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
829	水道局管財契約課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市水道局自家用電気工作物保安規程	第13条	(巡視点検及び定期点検) 第13条 主任技術者は、管理者の承認を経て、電気工作物の保安のため計画的に巡視点検及び定期点検を実施し、巡視点検の結果は、管理者が別に定める巡視点検記録に記録するものとする。	本規程	第13条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
830	水道局管財契約課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市水道局自家用電気工作物保安規程	第16条	(運転操作) 第16条 3 前項の緊急連絡体制表は、受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。	電気事業法施行規則	第50条第3項	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
831	水道局管財契約課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局自家用電気工作物保安規程	第17条	(長期間の保管) 第17条 主任技術者は、移動用電気工作物を長期間にわたり保管する場合、主要部分の点検及び手入れを行い、並びに防錆及び防湿等の必要な対策を講じるものとする。	本規程	第17条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
832	水道局管財契約課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局自家用電気工作物保安規程	第18条	(試運転等) 第18条 主任技術者は、移動用電気工作物を長期間にわたり保管した後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転等を行い、保安を確保するものとする。	本規程	第18条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
833	水道局管財契約課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局車両管理規程	第3条	(事務の総括) 第3条 2 総務部長は、車両の管理の適正及び効率的運用を図るため必要があると認めるときは、車両管理者に対し、その管理に係る車両の状況に関する資料若しくは報告を求め、実地に調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講じることができる。	本規程	第3条第2項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
834	水道局管財契約課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局車両管理規程	第8条	(運転者の管理義務) 第8条 運転者は、受待車両の出庫に際し、仕業点検を行うほか、常に車体の清掃及び整備を行い、事故、盗難、火災の予防に努めなければならない。	本規程、道路運送車両法	道路運送車両法	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
835	水道局管財契約課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局車両管理規程	第8条	(運転者の管理義務) 第8条 2 運転者は、前項に規定する仕業点検を行ったときは、その結果を自動車運行前点検記録表(様式第2号)に記録しなければならない。この場合において、点検箇所に不良な箇所があるときは整備管理者を経由して車両管理者に報告し、その指示を受けなければならない。運行中に異状を発見したときも同様とする。	本規程、道路運送車両法	道路運送車両法	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
836	水道局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局職員証規程	第4条	(職員証の携帯) 第4条 職員は、常に職員証を携帯し、公務について関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。	本規程	第4条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
837	水道局総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市水道局聴聞手続規程	第5条	(文書等の閲覧 の手続) 第5条 法第18条第1項又は手続条例第18条第1項の規定による 閲覧 を求めようとする当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。))は、 文書等閲覧請求書(様式第3) を管理者に 提出 しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の 閲覧 については、口頭で求めれば足りる。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：第18条 鹿児島市行政手続条例：第18条	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—
838	水道局総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市水道局聴聞手続規程	第5条	(文書等の閲覧 の手続) 第5条 2 管理者は、 文書等の閲覧 を認める決定をしたときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時及び場所を当該当事者等に 通知 するものとする。この場合において、管理者は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：第18条 鹿児島市行政手続条例：第18条	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—
839	水道局総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市水道局聴聞手続規程	第5条	(文書等の閲覧 の手続) 第5条 3 管理者は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の 閲覧 の求めがあった場合に、当該審理において 閲覧 させることができないとき(法第18条第1項後段又は手続条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。))は、 閲覧 の日時及び場所を指定し、当該当事者等に 通知 するものとする。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は手続条例第22条第1項の規定に基づき、当該 閲覧 の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：第18条 鹿児島市行政手続条例：第18条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—
840	水道局総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市水道局聴聞手続規程	第12条	(聴聞調書及び報告書の閲覧 の手続) 第12条 2 主宰者又は管理者は、法第24条第4項又は手続条例第24条第4項の 閲覧 を許可したときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時及び場所を当該当事者又は参加人に 通知 するものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：第24条 鹿児島市行政手続条例：第24条第4項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—
841	水道局経営管理課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市水道局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第32条	(ドキュメント等の管理) 第32条 2 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、次に掲げる事項のうち必要なものについて対策を講じなければならない。 (1) 電磁的 記録媒体 の障害の有無について 定期的 に又は必要に応じて 点検 を実施すること。	本規則	第32条第2項	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
842	水道局経営管理課	a.目視規制	規程	鹿児島市水道局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第33条	(ドキュメント等の管理) 第33条 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、個人情報や公開を予定していない情報など機密性の高い情報が 記録 された入出力帳票、電磁的 記録媒体 又はドキュメントを処分するときは、次に掲げる方法によらなければならない。 (3) 前号の措置を行う場合は、庁舎内において 記録 内容を復元不可能な状態に消去し、当該作業完了まで本市職員が 立ち会い による 確認 を行わなければならない。	情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について	第33条	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
843	水道局経営管理課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市水道局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第40条	(委託の 報告) 第40条 電算処理業務の外部委託を行っている情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、委託業務の遂行状況や重要情報及び貸与物の管理状況を 確認 するために外部委託業者の 監査 を 定期的 に又は必要に応じて行い、電算処理委託 報告書(様式第16) を作成し、情報セキュリティ責任者に 提出 しなければならない。	鹿児島市情報セキュリティ実施手順（共通手順）	第40条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
844	水道局管財契約課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市水道局防火管理規程	第6条	(点検検査基準) 第6条 火災予防上の自主 検査 及び消防用設備の 点検 基準は、次による。 (1) 自主 検査 検査区分 回数 防火上の設備 毎年2月、7月 整理清掃状況 3か月1回 たき火、喫煙管理状況 終業後1回以上 火気使用施設 終業後1回以上 電気設備 毎月1回以上 (2) 消防用設備 点検 点検区分 外観的事項 作動性能 精密 検査 消防の用に供するもの、消火、警報設備等 3か月1回 1年1回 5年1回 上設備の管理上の事項、消火器の員数、出入口、通路、非常口の障害状況 毎日1回以上	本規程	第6条	(b)規制（市）	類型 1：第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
845	船舶運航課安全運航推進室	a.目視規制	規程	鹿児島市船舶局安全管理規程	第35条	(車両区域の 立入制限) 第35条 2 船長は、やむを得ず旅客(前項各号の運転者を除く。)を車両区域に 立ち入 らせる場合は、乗組員を 立ち会 わせるものとする。	本規程 安全管理規程（ひな形）	0	(c)規制（国通知等）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
846	船舶運航課安全運航推進室	a.目視規制	規程	鹿児島市船舶局安全管理規程	第36条	(船内 巡視) 第36条 船長は、船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)第3条の6の規定により、乗組員を 配置 して旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を 巡視 させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を 確認 させ、 巡視 結果を船内 巡視記録簿 に 記録 せなければならない	船員法施行規則第 本規程 安全管理規程（ひな形）	0	(c)規制（国通知等）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
847	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第4条	第4条 諸機械器具及び建造物は清潔安全にたもつほか、 年2回 は特に端子接触部及び計器等に留意して、全体的な 定期 清掃をしなければならない。	本規則	第4条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
848	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第17条	第17条 シリコン整流器の 検査 は、第1号表により、 検査 の周期が1年のものは、 検査 基準日の前後45日以内に行うものとする。 (表省略)	本規則	第17条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
849	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第20条	第20条 変圧器の 検査 は、第2号表により、 検査 の周期が1年のものは、 検査 基準日の前後45日以内に行うものとする。 (表省略)	本規則	第20条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
850	船舶運航課安全運航推進室	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市船舶局安全管理規程	第55条	(安全管理規程等の備付け等) 第55条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。))及び運航基準図を船舶、事務所等その他必要と認められる場所に、容易に 閲覧 できるよう備え付けておかなければならない。	本規程 安全管理規程（ひな形）	0	(c)規制（国通知等）	類型 4：申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	フェーズ1：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
851	船舶局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市船舶局会計規程	第64条	(実地 たな卸) 第64条 総務課企業出納員は、毎事業年度末 実地 たな卸を行わなければならない。	本規則	第64条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
852	船舶局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市船舶局会計規程	第64条	(実地 たな卸) 第64条 2 前項に定める場合のほか、総務課企業出納員は、たな卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合には随時 実地 たな卸を行わなければならない。	本規則	第64条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
853	船舶局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市船舶局会計規程	第65条	(実地 たな卸の 立会い) 第65条 前条第1項及び第2項の規定により 実地 たな卸を行う場合は、総務課企業出納員は、管理者の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を 立ち会 わせなければならない。	本規則	第65条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
854	船舶局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市船舶局企業用財産規程	第8条	(土地の境界) 第8条 総務課長は、企業用財産である土地については、実測のうえ、隣接地の所有者又はその代理人の 立会い を求め、境界線上の重要な箇所に標識を埋設し、常にその境界を明らかにしておかなければならない。	本規則	第8条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
855	船舶局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市船舶局車両管理規程	第3条	(事務の総括) 第3条 2 総務課長は、車両の管理の適正及び効率的運用を図るため、必要があると認めたときは、車両管理者に対し、その管理に係る車両の状況に関する資料若しくは 報告 を求め、 実地に調査 し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。	本規程	第3条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
856	船舶局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市船舶局車両管理規程	第8条	(運転者の管理義務) 第8条 運転者は、受持ち車両の出庫に際し、運行前 点検 を行うほか、常に車体の清掃及び整備を行い、事故、盗難及び火災の予防に努めなければならない。	本規程	第8条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
857	船舶局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市船舶局職員証発行規程	第4条	(職員証の携帯) 第4条 職員証は、常に携帯しなければならない。	本規程	第4条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
858	船舶運航課安全運航推進室	a.目視規制	規程	鹿児島市船舶局船舶管理規程	第3条	(事務の総括) 第3条 2 管理者は、船舶の管理の適正及び効率的運用を図るため、必要があると認めたときは、船舶管理者に対し、その管理に係る船舶の状況に関する資料若しくは 報告 を求め、 実地に調査 し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。	本規程	第3条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
859	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第26条	第26条 配電盤の 検査 は、第5号表により、 検査 基準日の前後45日以内に行うものとする。 （表省略）	本規則	第26条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
860	船舶局総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市船舶局庁舎等管理規程	第3条	(庁舎管理責任者) 第3条 2 管理責任者は、 定期 又は随時に 点検 をし、庁舎等が正常な状態であるように努めなければならない。	本規則	第3条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
861	船舶局総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市船舶局庁舎等管理規程	第14条	(火気責任者) 第14条 2 火気責任者は、火災予防のため次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (2) 火気の残火を 点検 し、完全に消火させること。	本規則	第14条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
862	船舶局総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市船舶局聴聞手続規程	第5条	(文書等の閲覧 の手続) 第5条 2 管理者は、 文書等の閲覧 を認める決定をしたときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時及び場所を当該当事者等に 通知 するものとする。この場合において、管理者は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—	
863	船舶局総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市船舶局聴聞手続規程	第5条	(文書等の閲覧 の手続) 第5条 3 管理者は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の 閲覧 の求めがあった場合に、当該審理において 閲覧 させることができること(法第18条第1項後段又は市条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、 閲覧 の日時及び場所を指定し、当該当事者等に 通知 するものとする。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は市条例第22条第1項の規定に基づき、当該 閲覧 の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—	
864	船舶局総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市船舶局聴聞手続規程	第12条	(聴聞 調査 及び 報告書 の 閲覧 の手続) 第12条 2 主宰者又は管理者は、法第24条第4項又は市条例第24条第4項の 閲覧 を許可したときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時及び場所を当該当事者又は参加人に 通知 するものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—	
865	船舶局総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市船舶局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第30条	(電磁的 記録媒体 の管理) 第30条 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、次に 掲げる 事項のうち必要なものについて対策を講じなければならない。 (1) 電磁的 記録媒体 の障害の有無について 定期的 に又は必要に応じて 点検 を実施すること。	本規則		(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
866	船舶局総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市船舶局防火規程	第5条	(行動) 第5条 予防連絡救護班は、電気関係、危険物の設置箇所その他火災発生のおそれがある箇所を、少なくとも 3月 に 1回 査察 し、その結果を隊長に 報告 しなければならない。	本規程	第5条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
867	船舶局総務課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市船舶局防火規程	第12条	(火気責任者) 第12条 所属長は、各室ごとに火気責任者の氏名を各室入口に 掲示 しなければならない。	本規定	第12条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
868	生涯学習課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則	第4条	(使用許可事項の変更申請等) 第4条 条例第4条第1項後段の規定により、施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは、公民館施設等使用許可事項変更 申請書 (様式 第3)に公民館施設等使用 許可証 を添えて教育委員会に 提出 しなければならない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により申請者が使用許可の申請をしたときは、公民館施設等使用 許可証 の 提出 は省略することができる。	本規則	第4条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
869	生涯学習課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則	第5条	(使用中止の 届出) 第5条 条例第4条第3項の規定により、使用者が施設等の使用の中止の 届出 をしようとするときは、公民館施設等使用取消 届出書 (様式 第4)に公民館施設等使用 許可証 を添えて教育委員会に 提出 しなければならない。	本規則	第5条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
870	生涯学習課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則	第7条	(使用料の返還の申請) 第7条 条例第6条第3項ただし書の規定により、既納の使用料の返還を受けようとする者は、使用日から30日以内に公民館施設等使用料返還 申請書 (様式 第5)に公民館施設等使用 許可証 を添えて教育委員会に 提出 しなければならない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により申請者が使用許可の申請をしたときは、公民館施設等使用 許可証 の 提出 は省略することができる。	本規則	第7条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
871	図書館	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市図書館条例施行規則	第9条	(利用者カード) 第9条 図書館 資料を利用しようとするものは、個人利用申込書(様式 第4)又は団体利用申込書(様式 第5)(以下これを「利用申込書」という。)に必要な事項を 記載 し、前条第2項又は第3項に規定する資格を証明する身分証明書その他これに類するものを提示し、 図書館 利用者カード(「 様式 第6。以下「利用者カード」という。))の 交付 を受けなければならない。	本規則	第9条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
872	図書館	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市図書館条例施行規則	第10条	(貸出手続) 第10条 利用者が 図書館 資料の貸出を受けようとするときは、利用者カードを提示しなければならない。	本規則	第10条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
873	図書館	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市図書館条例施行規則	第24条	(使用者の遵守事項) 第24条 使用者は、次に 掲げる 事項を守らなければならない。 (7) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第24条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
874	生涯学習課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則	第15条	(使用料の減免) 第15条 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、鹿児島市生涯学習プラザ使用料減免 申請書 (様式 第7)を教育委員会に 提出 しなければならない。ただし、前項第2号若しくは第3号に該当する者がその身分を証する手帳その他これに類するものとして教育委員会が認めるものを提示して施設等を一部使用するとき、同項第4号若しくは第5号に該当するとき、又は教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	本規則	第15条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
875	生涯学習課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則	第17条	(使用者の遵守事項) 第17条 使用者は、次に 掲げる 事項を守らなければならない。 (8) 使用の際は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。	本規則	第17条	(b)規制（市）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	規制の洗い出し			類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
					条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期	
876	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立ふさと考古歴史館条例施行規則	第4条	(観覧手続) 第4条 ふさと考古歴史館の展示物を観覧しようとする者は、条例第5条に規定する観覧料を納付して観覧券の交付を受けなければならない。ただし、同条第3項ただし書の規定により観覧料を後納する者、条例第6条の規定により観覧料の免除を受けた者及び年間観覧券を提示して観覧する者については、この限りではない。	本条例	第4条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—	
877	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立ふさと考古歴史館条例施行規則	第5条	(観覧料の減免) 第5条 条例第6条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)内に居住する70歳以上の者(月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。))が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除	本条例	第5条第1項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
878	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立ふさと考古歴史館条例施行規則	第5条	(観覧料の減免) 第5条 条例第6条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして教育委員会が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して観覧するとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限る。)1人が観覧するとき 条例別表第1に定める観覧料を免除	本条例	第5条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
879	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立ふさと考古歴史館条例施行規則	第5条	(観覧料の減免) 第5条 条例第6条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して観覧するとき、及びその付添者1人が観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除	本条例	第5条第3項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
880	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立ふさと考古歴史館条例施行規則	第5条	(観覧料の減免) 第5条 条例第6条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して観覧するとき、及びその付添者1人が観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除	本条例	第5条第4項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
881	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立ふさと考古歴史館条例施行規則	第5条	(観覧料の減免) 第5条 条例第6条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除	本条例	第5条第5項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
882	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	旧鹿児島紡績所技師館条例施行規則	第4条	(入館料の減免) 第4条 条例第4条の規定により入館料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の入館料については、適用しない。 (1) 鹿児島市内(以下「市内」という。)に居住する70歳(月の中途において70歳に達する者については、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。))以上の者が、その身分を証する書面その他これに類するものとして市長が認めるものを提示して入館するとき 条例別表に定める入館料を免除	本条例	第4条第1項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
883	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	旧鹿児島紡績所技師館条例施行規則	第4条	(入館料の減免) 第4条 条例第4条の規定により入館料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の入館料については、適用しない。 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして市長が認めるもの(以下「手帳等」という。)を提示して入館するとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限る。)1人が入館するとき 条例別表に定める入館料を免除	本条例	第4条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
884	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	旧鹿児島紡績所技師館条例施行規則	第4条	(入館料の減免) 第4条 条例第4条の規定により入館料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の入館料については、適用しない。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入館するとき、及びその付添者1人が入館するとき 条例別表に定める入館料を免除	本条例	第4条第3項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
885	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	旧鹿児島紡績所技師館条例施行規則	第4条	(入館料の減免) 第4条 条例第4条の規定により入館料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の入館料については、適用しない。 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入館するとき、及びその付添者1人が入館するとき 条例別表に定める入館料を免除	本条例	第4条第4項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
886	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	旧鹿児島紡績所技師館条例施行規則	第4条	(入館料の減免) 第4条 条例第4条の規定により入館料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の入館料については、適用しない。 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して入館するとき 条例別表に定める入館料を免除	本条例	第4条第5項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
887	文化財課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	旧島津氏玉里邸庭園条例施行規則	第10条	(使用料の減免) 第10条 条例第12条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、旧島津氏玉里邸庭園茶室使用料減免申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に該当する者がその身分を証する書面その他これに類するものとして市長が認めるものを提示して使用するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	本条例	第11条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	
888	教育委員会総務課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立科学館条例施行規則	第4条	(入館券等) 第4条 科学館に入館しようとする者は、入館料を納付して入館券の交付を受けなければならない。 2 宇宙劇場における一般投影若しくは特別投影等又は企画展示室における特別展示を観覧しようとする者は、観覧料を納付して観覧券の交付を受けなければならない。 3 前2項にかかわらず、条例第4条第4項ただし書の規定により入館料等を後納する者、条例第6条の規定により入館料等の免除を受けた者及び年間入館券又は年間観覧券を提示して入館又は観覧する者についてはこの限りでない。	本条例	第4条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—	

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	規制の洗い出し				類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
					条項	条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直し予定
889	教育委員会総務課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立科学館条例施行規則	第6条	(入館料等の減免) 第6条 条例第6条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1及び別表第2に定める20人以上の団体の入館料等については適用しない。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)内に居住する70歳以上の者(月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。))が、その身分を証する書面(入館券等)を提示するとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上(入館料等の減免) 第6条 条例第6条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1及び別表第2に定める20人以上の団体の入館料等については適用しない。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入館するとき、及びその付添者1人が入館するとき 条例別表第1に定める入館料を免除	本条例	第6条第1項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
890	教育委員会総務課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立科学館条例施行規則	第6条	(入館料等の減免) 第6条 条例第6条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1及び別表第2に定める20人以上の団体の入館料等については適用しない。 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして教育委員会が認めるもの(以下「手帳等」という。))を提示して入館するとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上(入館料等の減免) 第6条 条例第6条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1及び別表第2に定める20人以上の団体の入館料等については適用しない。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入館するとき、及びその付添者1人が入館するとき 条例別表第1に定める入館料を免除	本条例	第6条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
891	教育委員会総務課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立科学館条例施行規則	第6条	(入館料等の減免) 第6条 条例第6条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1及び別表第2に定める20人以上の団体の入館料等については適用しない。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して入館するとき、及びその付添者1人が入館するとき 条例別表第1に定める入館料を免除	本条例	第6条第3項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
892	教育委員会総務課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立科学館条例施行規則	第6条	(入館料等の減免) 第6条 条例第6条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1及び別表第2に定める20人以上の団体の入館料等については適用しない。 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者がその身分を証する手帳等を提示して入館するとき、及びその付添者1人が入館するとき 条例別表第1に定める入館料を免除	本条例	第6条第4項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
893	教育委員会総務課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立科学館条例施行規則	第6条	(入館料等の減免) 第6条 条例第6条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1及び別表第2に定める20人以上の団体の入館料等については適用しない。 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく(医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して入館するとき 条例別表第1に定める入館料を免除	本条例	第6条第5項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
894	教育委員会総務課	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	第9条	(年金証書の交付等) 第9条 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。	本規則	0	(a)-1規制（国）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
895	少年自然の家	d.常駐・専任規制	訓令	鹿児島市立少年自然の家宿直規程	第3条	(宿直員) 第3条 宿直は、職員1人で行い、少年自然の家に宿泊者がいる場合に限り行う。	本規則	第3条	(b)規制（市）	類型3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ1：人の常駐の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常駐の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
896	美術館	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立美術館条例施行規則	第7条	(観覧手続) 第7条 美術館の展示する美術品等を観覧しようとする者は、条例第5条に規定する観覧料を納付して観覧券の交付を受けなければならない。ただし、条例第12条の規定により観覧料の減免を受けた者、第18条第3項の規定による優待観覧券の交付を受けた者及び年間観覧券を提示して観覧する者は、この限りでない。	本規則	第7条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
897	美術館	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立美術館条例施行規則	第18条	(観覧料等の減免) 第18条 条例第12条の規定により観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (1) 鹿児島市(以下「市」という。)内に居住する70歳以上の者(月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。))が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき 条例別表第1に定める常設展示観覧料を免除	本規則	第18条第1項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
898	美術館	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立美術館条例施行規則	第18条	(観覧料等の減免) 第18条 条例第12条の規定により観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳その他これに類するものとして教育委員会が認めるもの(以下「手帳等」という。))を提示して観覧するとき、及びその付添者(同法に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者(4級の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、65歳(月の中途において65歳に達する者については、65歳に達する日の属する月の初日において65歳に達したものとみなす。))以上の者に限る。))の付添者に限る。))1人が観覧するとき 条例別表第1に定める常設展示観覧料を免除	本規則	第18条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
899	美術館	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立美術館条例施行規則	第18条	(観覧料等の減免) 第18条 条例第12条の規定により観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その身分を証する手帳等を提示して観覧するとき、及びその付添者1人が観覧するとき 条例別表第1に定める常設展示観覧料を免除	本規則	第18条第3項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
900	美術館	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立美術館条例施行規則	第18条	(観覧料等の減免) 第18条 条例第12条の規定により観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者がその身分を証する手帳等を提示して観覧するとき、及びその付添者1人が観覧するとき 条例別表第1に定める常設展示観覧料を免除	本規則	第18条第4項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
901	美術館	i.書面規制（制限有のもの）	規則	鹿児島市立美術館条例施行規則	第18条	(観覧料等の減免) 第18条 条例第12条の規定により観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく(医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき 条例別表第1に定める常設展示観覧料を免除	本規則	第18条第5項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
902	交通局経営課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局会計規程	第14条	(企業出納員の検査) 第14条 企業出納員は、必要があると認めるときは、現金取扱員等の所管に係る現金等の出納事務について検査することができる。	同規程	第14条	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
903	交通局経営課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局会計規程	第54条	(収入金の処理) 第54条 乗車料金は、次のいずれかに規定するところにより処理しなければならない。 (3) 電車又は自動車の運転は、車内販売用の回数乗車券及び一日乗車券(以下「回数乗車券等」という。))並びに当該収入金を所定の手続により保管すること。回数乗車券等は、電車の運転士においては終業点呼時に運転司令へ返還し、自動車の運転士においては始業、終業点呼時に運行管理者の確認を受けること。	同規程	第54条第1項	(b)規制（市）	類型1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	規制の洗い出し				類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
					条項	条文	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直し予定
904	交通局経営課	i.書面規制（制限有のもの）	規程	鹿児島市交通局会計規程	第75条	(代理人払) 第75条 債権者でない者に支払をする必要がある場合は、企業出納員が認めたときに限り、委任状を提出させて支払うことができる。 2 前項の委任状により支払うときは、委任者の印鑑は、請求書の印鑑と照査し、被委任者の印鑑は、印鑑証明書その他によって照査して確認するものとする。	同規程	第75条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
905	交通局経営課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局会計規程	第101条	(物品の亡失、損傷等の報告) 第101条 企業出納員及び物品取扱員は、その所管に係る物品の亡失、損傷、変質、使用不能又は過不足を生じたときは、速やかにその原因及び状況を調査し、物品取扱員は企業出納員に、企業出納員は管理者に報告しなければならない。	同規程	第101条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
906	交通局経営課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局会計規程	第104条	(物品の検査) 第104条 財務係長は、請求を行った課の物品取扱員を立ち合わせて納入物品を検査し、その結果を企業出納員に報告するとともに、合格品のうち直購入品とすべきものは、当該物品取扱員に引き渡さなければならない。ただし、管理者が別に定める場合はこの限りでない。	同規程	第104条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
907	交通局経営課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局会計規程	第105条	(製作品の検収) 第105条 管理者は、購入契約又は交付材料により物品を製作させるときは、職員に命じてその仕様書に基づき品質、構造、形状及び過程等について随時検査を行わせる。	同規程	第105条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
908	交通局経営課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局会計規程	第115条	(たな卸) 第115条 企業出納員は、毎年3月末日をもって貯蔵物品のたな卸を行わなければならない。	同規程	第115条第1項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
909	交通局経営課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局会計規程	第115条	(たな卸) 第115条 2 前項の規定によりたな卸を実施する場合は、実地にその在庫を調査し、個別に点検して現品と帳簿在高等を照合するとともに、変質、型くずれその他の事由による不良品又は過不足品があることを発見したときは、速やかに管理者に報告しなければならない。	同規程	第115条第2項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
910	交通局経営課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局会計規程	第116条	(実地たな卸の立会) 第116条 前条の規定に基づいて実地たな卸を行う場合は、企業出納員は、管理者の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせなければならない。	同規程	第116条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
911	電車事業課	d.常駐・専任規制	規程	鹿児島市交通局軌道の電力管理に関する規程	第5条	(電力指令及び代行者の勤務時間等) 第5条 電力指令及び代行者の勤務時間等は、鹿児島市交通局職員就業規程(昭和51年交通局規程第5号。以下「就業規程」という。)によるものとし、車両の運行中は必ず電力指令又は代行者が事務所に常駐しなければならない。	同規程	第 5 条	(b)規制（市）	類型 1：施設や製品の安心・安全のための常駐	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
912	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道の電力管理に関する規程	第6条	(電力指令及び代行者の職務管理事項) 第6条 電力指令及び代行者の職務管理事項は、次のとおりとする。 (4) 電気事故が発生したときは、直ちにその状況を調査確認し、関係各責任者に対し適切な処置を行う。	同規程	第 6 条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
913	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道の電力管理に関する規程	第7条	(非常時の処置要項) 第7条 電力指令及び代行者は事故が発生した時は、次の処置をしなければならない。 受電関係の処置 受電停電を受けた時は、運行状況を勘案して増機運転等を行い、極力き電に務めると共に、運行司令にその状況を連絡すること。 き電関係の処置 (1) き電用遮断器が作動した場合は計器に注意しながら1回投入を試み再投入不能の場合もしくは投入後5分以内に遮断器が再作動した時は運転司令に連絡して故障の発見に努めるものとする。ただし、過負荷によるものと判断した場合は再投入し、その後の状況を監視すること。	同規程	第 7 条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
914	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第33条	第33条 気中開閉器、真空遮断器の検査は第7号表により、検査基準日の前後45日以内に行うものとする。 (表省略)	本規則	第33条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
915	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第38条	第38条 高速度遮断器の検査は第8号表により、検査基準日の前後45日以内に行うものとする。 (表省略)	本規則	第38条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
916	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第21条	(異状状態の軌条の監視) 第21条 異状を示した軌条は詳細に調査し、まだ更换を要するに至らない場合は、その部分に白ベントを塗って識別しやすいようにして監視に努め、軌条の損傷、亀裂等が急進の状態を現した場合は直ちに更换しなければならない。	軌道運転規則	第 1 0 条	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
917	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第23条	(継目落) 第23条 軌条の継目は継目落が生じないように、道床の噴泥に注意し、砕石及び継目板の保守点検を行うものとする。	同規程	第 2 3 条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
918	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第59条	(尖端軌条) 第59条 転てつ器の尖端軌条は常に基本軌条に密着するよう保守しなければならない。常時鎖錠してある転てつ器は時々転換して密着又は接続の状態を検査するものとする。	軌道運転規則	第 1 2 条	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
919	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第56条	第56条 制御装置点検は、第10号表によらなければならない。 (表省略)	本規則	第56条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
920	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第95条	(橋梁の監視点検) 第95条 橋梁の監視点検は、特に次の事項に注意し保全を期するものとし、その点検結果は、記録し、保守の資料とするものとする。	同規程	第 9 5 条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
921	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第105条	(舗装破損の原因究明) 第105条 舗装の破損は、下部構造の弛緩に起因することが多いので、弛緩の原因を調査し施工にあたっては、その欠陥の除去に努め舗装の破損を防止しなければならないものとする。	同規程	第 1 0 5 条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
922	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第111条	(樹脂の点検方法) 第111条 樹脂の点検は、目視及び触診により点検し、剥離及び隆起、変色等に注意し、点検するものとする。	同規程	第 1 1 1 条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
923	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第114条	(異状箇所の記録、点検、補修) 第114条 軌道及び建造物に異常を生じた場合にはその箇所を表示し記録を作成し時々点検を行ない異常の推移を観察し、危険のおそれがあると認める場合には直ちに修理するものとする。	同規程	第 1 1 4 条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
924	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第119条	(測定機器の点検) 第119条 軌間ゲージ水準器、高低測定器等は時々その正否を点検しなければならないものとする。	同規程	第 1 1 9 条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
925	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第120条	(電車の動揺検査) 第120条 軌道は随時適当な器具を用いて電車の動揺を測り不良箇所はその原因をただし整正するものとする。	同規程	第 1 2 0 条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる連続での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
926	バス事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局自動車安全管理規程	第10条	(安全統括管理者の責務) 第10条 安全統括管理者は、次の責務を負う。 (5) 輸送の安全の確保の状況について、 定期的 に、かつ必要に応じて、内部 監査 を行い、管理職に 報告 すること。	運輸事業等における安全管理の進め方に関するガイドライン	0	(c)規制（国通知等）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
927	バス事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局自動車安全管理規程	第15条	(輸送の安全に関する内部 監査) 第15条 安全統括管理者は、事業管理者が指名する者又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を 点検 するため、少なくとも 1年に1回 以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部 監査 を実施する。	運輸事業等における安全管理の進め方に関するガイドライン	0	(c)規制（国通知等）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
928	バス事業課	d.常駐・専任規制	規程	鹿児島市交通局自動車運行管理規程	第5条	(運行管理者及び補助者の勤務時間等) 第5条 運行管理者及び補助者の勤務時間は、鹿児島市交通局職員就業規程(昭和51年交通局規程第5号。以下「就業規程」という。)によるものとし、車両の運行中は必ず運行管理者又は補助者が営業所に 常駐 しなければならない。	旅客自動車運送事業運輸規則	第24条	(c)規制（国通知等）	類型 3：利用者保護目的の対面対応のための常駐	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
929	バス事業課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市交通局自動車運行管理規程	第6条	(運行管理者の職務官掌事項) 第6条 運行管理者の職務官掌事項は次のとおりとする。 (2) 遅延の場合の処置 運行時間に遅延が発生したときは、速やかに原因を 調査 し、必要な処置を講ずること。なお、到着が30分以上遅延した場合は、その概況を見易いところに 揭示 しなければならない。	旅客自動車運送事業運輸規則	第16条	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
930	バス事業課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市交通局自動車運行管理規程	第6条	(3) 事故の場合の処置 火災その他の事故により、事業計画に定める運行ができなくなつた場合は、次の事項を営業所に 揭示 し、関係機関に連絡しなければならない。	旅客自動車運送事業運輸規則	第18条	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	フェーズ2：インターネット揭示、オンライン手続可など、一部オンライン化している段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
931	バス事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局自動車運行管理規程	第6条	(5) 事故による死傷者が発生した場合の処置 乗客その他に死傷事故が発生した場合は、必ず 現場 に急行し次のことを行わなければならない。	本規程	—	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
932	バス事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局自動車運行管理規程	第6条	(13) 路線の実態把握 ア 路線を計画的に 巡視 し、その実態を把握して安全運行に必要な事項を乗務員に周知徹底させる。	本規程	—	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
933	バス事業課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市交通局自動車運行管理規程	第6条	(16) 事業用自動車の車内 揭示 車内の 揭示 は次のとおりとする。 ア 乗務員に 揭示 義務の指導を行うとともに 揭示 の場所、設備方法を考慮し、見易いように 揭示 しその主旨の徹底と励行の 確認 を図ること。 イ 揭示 事項 事業者の名称、乗務員の氏名、自動車登録番号、持込制限、乗客の禁止行為、禁煙、非常口の位置及び開扉方法	旅客自動車運送事業運輸規則	第42条 1項f	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
934	バス事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局自動車運行管理規程	第6条	(18) 消毒及び清掃の管理 車両の消毒清掃は次のとおりとする。 ア 車室内消毒は 毎月 下旬に実施するように指導し、消毒完了の 確認 を行うとともに車内に消毒済の表示をすること。 イ 車両の清潔保持の指導 監督 に努め、 毎月 下旬を特別清掃日として徹底させること。	旅客自動車運送事業運輸規則	第44条	(c)規制（国通知等）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
935	バス事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局自動車運行管理規程	第6条	(19) シートベルト ア 乗務員に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づきシートベルトの着用を義務付けること。 イ 貸切運行の場合は、乗客が使用するシートベルトを座席に埋没させないなど、 常時 着用することができるとともに、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促し、着用状況を 目視 にて 確認 するよう指導すること。	国自安第247号貸切バスのシートベルトの着用徹底について	0	(c)規制（国通知等）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
936	バス事業課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市交通局自動車整備管理規程	第2条	5 事業管理者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を局内の 見やすい ところに 揭示 して職員(概託職員を含む。以下「職員等」という。)全員に周知徹底するものとする。	整備管理規程（例）	第2条	(c)規制（国通知等）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
937	バス事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局自動車整備管理規程	第10条	第10条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車 点検基準 (昭和26年運輸省令第70号。以下「 点検基準 」という。)による日常 点検 を自ら実施するか、又は乗務する運転士に実施させなければならない。 (点検実施要領)	本規程、道路運送車両法	道路運送車両	(c)規制（国通知等）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
938	バス事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局自動車整備管理規程	第14条	第14条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、 定期点検整備 の実施計画(以下「 定期点検整備計画 」という。)を定め、自動車分解整備事業者に依頼する等して、これを確実に実施しなければならない。 2 この場合の 定期点検整備 とは、道路運送車両法第48条に定めるものをいうが、車両の使用状態等により、整備管理者が必要と認めたときは、適宜、1箇月自主 点検 などの 点検整備 を実施するものとする。	本規程、道路運送車両法	道路運送車両	(b)規制（市）	類型 1：第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
939	交通局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局車両管理規程	第3条	(事務の総括) 第3条 総務課長は、車両の管理に関する事務を総括する。 2 総務課長は、車両の管理の適正及び効率的運用を図るため、必要があると認めたときは、車両管理者に対し、その管理に係る車両の状況に関する資料若しくは 報告 を求め、 実地 に 調査 し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。	本規程	第 3 条第 2 項	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
940	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第58条	第58条 架台・キュービクル・蓄電池 点検 は、第11号表によらなければならない。 (表省略)	本規則	第58条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
941	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局信号設備保守心得	第6条	第6条 暴風雨、地震及び火災等の際は設備に支障をきたさないよう 巡回検査 をし若し異状を認めた時は適当な処置をしなければならない。	同規程	第 6 条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
942	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局信号設備保守心得	第9条	第9条 工事その他のため設備に影響を及ぼすおそれのあるときは 監視 をすると共に適当な処置を講じなければならない。	同規程	第 9 条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
943	市立病院総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市立病院放射線障害予防規程	第33条	(場所の 測定 及び実施時期) 第33条 3 密封放射性同位元素を取り扱う場所の 測定 は、次に掲げる事項に従い行わなければならない。 (1)放射線の量の 測定 は、使用施設、貯蔵施設、管理区域の境界、病院の境界について、それぞれ 測定 点を定め行うこと。 (2)実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後においては6月を超えない 期間ごとに1回 行うこと。 4 放射線発生装置を取り扱う場所の 測定 は、次に掲げる事項に従い行わなければならない。 (1)放射線の量の 測定 は、使用施設、廃棄施設、管理区域の境界、病院の境界について、それぞれ 測定 点を定め行うこと。 (2)実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後においては6月を超えない 期間ごとに1回 行うこと。	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	放射性同位元	(a)-1規制（国）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
944	情報管理課	c.定期検査・点検規制	訓令	鹿児島市消防通信規程	第9条	(通信機材の 点検) 第9条 通信係員は、通信指令センター機器保全 点検実施表 (様式第2)に基づいて毎朝、指令台その他の通信機器等の 点検 を実施し、その結果を情報管理課長に 報告 しなければならない。	本規程	第9条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
945	消防局総務課	c.定期検査・点検規制	訓令	鹿児島市消防署処務規程	第8条	(貸与品の管理) 第8条 署長は、所属署員の貸与品の保管及び取り扱いに関し、 定期的 には随時 監査 しなければならない。	本規程	第8条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
946	交通局総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局庁舎等管理規程	第3条	(庁舎管理責任者) 第3条 2 管理責任者は、 定期 又は随時に 点検 をし、庁舎等が正常な状態であるように努めなければならない。	本規程	第3条第2項	(b)規制（市）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
947	交通局総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市交通局聴聞手続規程	第5条	(文書 等の 閲覧 の手続) 第5条 法第18条第1項又は市条例第18条第1項の規定による 閲覧 を求めようとする当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。) は、文書等閲覧請求書(様式第3) を管理者に 提出 しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の 閲覧 については、口頭で求めれば足りる。 2 管理者は、 文書等 の 閲覧 を認める決定をしたときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時及び場所を当該当事者等に 通知 するものとする。この場合において、管理者は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。 3 管理者は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の 閲覧 の求めがあった場合に、当該審理において 閲覧 させることができること(法第18条第1項後段又は市条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。) は、閲覧 の日時及び場所を指定し、当該当事者等に 通知 するものとする。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は市条例第22条第1項の規定に基づき、当該 閲覧 の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：第18条 鹿児島市行政手続条例：第18条第1項	(a)-1規制（国）	類型3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d.継続検討	—
948	交通局総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市交通局聴聞手続規程	第12条	(聴聞調査及び報告書の閲覧 の手続) 第12条 法第24条第4項又は市条例第24条第4項の規定による 閲覧 の求めをしようとする当事者又は参加人は、 聴聞調査等閲覧請求書(様式第8) を、聴聞の終結前においては主宰者に、聴聞の終結後においては管理者に 提出 しなければならない。 2 主宰者又は管理者は、法第24条第4項又は市条例第24条第4項の 閲覧 を許可したときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時及び場所を当該当事者又は参加人に 通知 するものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：第24条 鹿児島市行政手続条例：第24条第4項	(a)-1規制（国）	類型3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d.継続検討	—
949	消防局情報管理課	c.定期検査・点検規制	訓令	鹿児島市消防局消防情報管理規程	第16条	(試験) 第16条 情報管理課員は、 毎日1回 端末との接続 テスト を行うものとし、 テスト の方法及び時間等は別に定めるものとする。	本規程	第16条	(b)規制（市）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
950	都市景観課	c.定期検査・点検規制	条例	鹿児島市景観条例	第14条	(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理基準) 第14条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次に 掲げる とおりとする。 (2) 景観重要建造物の滅失、き損等を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を 定期的に点検 すること。	本条例	第14条	(b)規制（市）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
951	河川港湾課	c.定期検査・点検規制	規則	鹿児島市海岸保全施設操作規則	第7条	(操作施設及び操作施設を操作するために必要な機械、器具等の 点検 その他の維持) 第7条 市長は、施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の 点検を年に1回 以上行うものとする。	本規則	第7条	(b)規制（市）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
952	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局通信設備保守心得	第29条	第29条 電話機 試験 は次の各号によらなければならない。 (1) 通話 試験 ア 試験台 又は交換台(以下「 試験台 」という。) を呼び出して 通話を行い、雑音または断線等による障害があるときは、原因を 調査し 修理を行い、再 試験 を行うておくこと。 イ 通話 試験 の成績が良好であるときは、 試験台 からの番号によって電鈴鳴電を調べその結果に応じて修理、調整を行い、繰り返し 試験 を行うて完全に調整すること。 (2) ダイヤル試験 ア 試験台 にインパルス・レシオ及びスピードの 試験 を行わせ、その結果が 試験値 の許容範囲にないときは、予備ダイヤルと取替え、再 試験 を行うて完全に調整しておくこと。	同規程	第29条	(b)規制（市）	類型1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
953	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局電気保安規程	第4条	(管理者の義務) 第4条 4 所管官庁が法令に基づいて行なう 検査 には、主任技術者を 立合 わせるものとする。	同規程	第4条	(b)規制（市）	類型1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
954	電車事業課	e.対面講習規制	規程	鹿児島市交通局電気保安規程	第10条	(保安に関する 訓練) 第10条 電気工作物の工事、維持または運用に 従事 する者に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について、 年1回以上実地指導訓練 を行なうものとする。	同規程	第10条	(b)規制（市）	類型1：講習	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
955	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局電気保安規程	(工事の実施) 第12条	(工事の実施) 第12条 3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを 検査し 、保安上支障ないことを 確認して 引取るものとする。	同規程	第12条	(b)規制（市）	類型1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
956	交通局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第23条	第23条 情報システム管理者は、電子計算機、情報システム室等に火災その他の災害又はデータの漏えい、盗用、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに復旧等に努めなければならない。また、その経緯及び被害状況を 調査し 、最高情報セキュリティ責任者、最高情報セキュリティ副責任者、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に 報告 しなければならない。	本規則	第23条	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
957	交通局総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第27条	(電磁的 記録媒体 の管理) 第27条 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、次に 掲げる 事項のうち必要なものについて対策を講じなければならない。 (1) 電磁的 記録媒体 の障害の有無について 定期的 に又は必要に応じて 点検 を実施すること。	本規則	第27条第1号	(b)規制（市）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
958	交通局総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第29条	(入出力帳票等の処分) 第29条 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、個人情報や公開を予定していない情報など機密性の高い情報が 記録 された入出力帳票、電磁的 記録媒体 又はドキュメントを処分するときは、次に 掲げる 方法によらなければならない。 (3) 前号の措置を行う場合は、本市庁舎内において復元が困難な状態に消去し、当該作業完了まで本局職員が 立ち会い による 確認 を行わなければならない。	情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について	-	(a)-1規制（国）	類型1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
959	交通局総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第34条	(委託の 報告) 第34条 電算処理業務の外部委託を行っている情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、委託業務の遂行状況や重要情報及び貸与物の管理状況を 確認 するために外部委託業者の 監査を定期的 又は必要に応じて行い、電算処理委託 報告書(様式第7) を作成し、情報セキュリティ責任者に 提出 しなければならない。	鹿児島市情報セキュリティ実施手順（共通手順）	-	(b)規制（市）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
960	船舶運航課安全運航推進室	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市船舶局安全管理規程	第40条	(船舶の 点検整備) 第40条 船長は、次の設備、装置等について 点検簿 を作成し、それに従って、原則として 毎日1回以上点検 を実施するものとする。ただし、当日、発航前 検査 を実施した事項については 点検 を省略することができる。	本規程 安全管理規程（ひな形）	0	(c)規制（国通知等）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
961	電車事業課	d.常駐・専任規制	規程	鹿児島市交通局電車運行管理規程	第5条	(運転司令及び代務者の勤務時間等) 第5条 運転司令及び代務者の勤務時間等は、鹿児島市交通局職員就業規程(昭和51年交通局規程第5号。以下「就業規程」という。) によるものとし 、車両の運行中は必ず運転司令又は代務者が事業所に 常駐 しなければならない。	同規程	第5条	(b)規制（市）	類型1：施設や製品の安心・安全のための常駐	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	フェーズ1：人の常の駐在、資格保有者の専任が義務となっている段階	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
962	船舶運航課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市船舶局安全管理規程	第41条	(陸上施設の 点検整備) 第41条 運航管理者は、 毎日1回 以上以上の施設等の 目視点検 を実施させるものとする。所管課長は施設等に異常を発見したときは、別に定める「不適合／是正処置 報告書 」で船舶運航課長に 報告 しなければならない。	本規程 安全管理規程（ひな形）	0	(c)規制（国通知等）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
963	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局電力線路保守心得	第14条	第14条 気象状態については常に注意し、風水害による事故を未然に防止するよう 監視 しなければならない。	同規程	第14条	(b)規制（市）	類型3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
964	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局電力線路保守心得	第15条	第15条 工事その他のため電力線路に影響を及ぼすおそれのあるときは 監視 をすると共に適当な処置を講じなければならない。	同規程	第 1 5 条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる通廊での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
965	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局電力線路保守心得	第16条	第16条 建築限界については特に注意が必要があれば、関係係員 立会いの上点検 しなければならない。	同規程	第 1 6 条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
966	船舶運航課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市船舶局船舶用燃料貯蔵所及び取扱所予防規程	第7条	(施設の 点検 維持管理) 第7条 施設の構造及び設備の維持管理上必要な 点検 は、 毎日点検 及び 定期点検 とし、その実施箇所及び実施時期は別に定める。 2 毎日点検 に関する事項は、危険物取扱主任者又は補助職員が当該作業開始前に 点検 を行うほか、必要に応じて随時行うものとする。 3 定期点検 に関する事項は、危険物取扱主任者又は補助職員が防火管理責任者の指示に基づき 点検 を行い、その結果を 点検簿 に記入するものとする。	本規程	第7条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
967	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第3条	(軌道の 巡視) 第3条 軌道は、車両を安全に運転することができる状態に保持し、 毎日 少なくとも1回軌道掛員は 巡視 しなければならない。ただし、車両の安全な運転に支障を及ぼすおそれのないと認められるときは、1週間に1回 巡視 しなければならない。 巡視 は、作業車、電車(車上)又は徒歩により、線路及び舗装等の良否、分岐器の機能等の異常の有無並びに標識類の良否について、 目視 又はこれと同等以上の方法で行うものとする。	軌道運転規則ほか	第 1 1 条	(a)-1規制（国）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
968	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第4条	(軌道の 検査) 第4条 軌道については、 検査 基準日を9月1日として、 検査 基準日から起算して1年を経過した日の前後45日以内に 定期検査 を行うものとする。	軌道運転規則	第 1 2 条	第 (a)-1規制（国）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
969	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局軌道整備心得	第94条	(建造物の 検査) 第94条 建造物については、 検査 基準日を6月1日として、 検査 基準日から起算して1年を経過した日の前後45日以内に 定期検査 を行うものとする。	軌道運転規則	第 1 3 条	第 (a)-1規制（国）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
970	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第9条	第9条 修理、改造、移設、その他の作業が修了した時は必ず設備の 検査 をし、機能の完全なることを 確認 すること。	本規則	第9条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
971	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局信号設備保守心得	第2条	第2条 係員は1週間に1回以上設備の 巡視 をしなければならない。	軌道運転規則ほか	第 1 6 条	(a)-1規制（国）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
972	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局信号設備保守心得	第17条	第17条 信号設備は次のとおり 点検・検査 し、 検査 期の周期が1年のものは、 検査 基準日の前後45日以内に、6か月のものは、30日以内に行うものとする。 （表省略）	軌道運転規則ほか	第 1 9 条	(a)-1規制（国）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
973	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局信号設備保守心得	第18条	第18条 電気回路の 検査 は次の各号によらなければならない。	同規程	第 1 8 条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
974	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局信号設備保守心得	第22条	第22条 踏切保安設備は次のとおり 点検・検査 し、 検査 期間は 検査 基準日の前後45日以内に行うものとする。 （表省略）	軌道運転規則ほか	第 1 9 条	(a)-1規制（国）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
975	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局通信設備保守心得	第14条	第14条 終端と通話 試験 は 毎日1回 実施し通信線路は 1日1回巡視 しなければならない。	同規程	第 1 4 条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
976	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第45条	第45条 係員は 1日1回設備の巡視 をしなければならない。	本規則	第45条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる通廊での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
977	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局通信設備保守心得	第15条	第15条 設備について次のとおり 検査 し、 検査 基準日の前後45日以内に行うものとする。 （表省略） 2 交換機器は、 毎月1回検査 し、設備の機能を完全なものとしておくとともに、障害の未然防止に努めなければならない。	同規程	第 1 5 条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
978	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局通信設備保守心得	第24条	第24条 回線 試験 は次の各号により行なわなければならない。 (1) 線条絶縁抵抗 試験 年 1回 以上 (2) 線路導体抵抗 試験 必要に応じて (3) 地中導体抵抗 試験 年 1回 以上	同規程	第 2 4 条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
979	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市交通局変電所設備保守心得	第59条	第59条 架台・キュービクル・蓄電池 点検 については、次の各号に留意しなければならない。 (1) 架台締付 確認 は、各ボルトナットを専用工具にて緩み・締め忘れがないこと。 (2) 架台・キュービクル・ 外観目視点検 及び清掃は、傷・へこみ・塗装剥がれ・汚れ・破損また、扉の開閉がスムーズに出来ること等に注意し 点検 すること。 (3) 入力電圧は範囲内に保つこと。 (4) ファンは動作を 確認 し、異音・異臭がないことを 点検 すること。 (5) 蓄電池(各モジュール電圧 測定)は、範囲内に保つこと。	本規則	第59条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
980	交通局総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局防火規程	第5条	(行動) 第5条 予防連絡救護班は、電気関係、危険物の 設置 が所その他火災発生のおそれがあるが所を、少なくとも 3月に1回査察 し、その結果を隊長に 報告 しなければならない。	本規程	第 5 条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
981	交通局総務課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市交通局防火規程	第12条	(火気責任者) 第12条 所属長は、各室ごとに火気責任者の氏名を各室入口に 揭示 しなければならない。	本規程	第 1 2 条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
982	交通局総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局防火規程	第13条	(火気の 検査) 第13条 火気責任者は、退庁の際火気 点検 し、火災発生のおそれのないよう処置しなければならない。ただし、残務者があるときは、その後の責任を残務者に引き継ぐものとする。	本規程	第 1 3 条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
983	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市電気軌道運転取扱心得	第14条	(機械、器具の 点検) 第14条 係員は、就業前にそれぞれの取り扱う機械及び器具について、その作用及び状態等の 点検 を行い、結果を司令に 報告 し、異常がある場合は、司令は、速やかに担任係員に是正を指示しなければならない。	同規程	第14条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
984	電車事業課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市電気軌道運転取扱心得	第17条	(本線路の運転) 第17条 車両は、安全に運転することができる状態であって、所定の標識を 掲げ 、行先を明示し、かつ、車掌が省略することができる設備をした車両(以下「単独運転車両」という。)以外の車両にあつては、車掌が同乗しなければ本線路を運転してはならない。	軌道運転規則	第88条	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
985	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市電気軌道運転取扱心得	第38条	(扉の取扱い) 第38条 2 単独運転車両において、運転士は、扉を閉じるときは、乗客 確認 表示灯の消灯並びに車内鏡及び後写鏡又はモニターによって支障のないことを 確認 しなければならない。	同規程	第38条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
986	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市電気軌道運転取扱心得	第39条	(発車) 第39条 全ての車両において、運転士は、乗客の乗降が終了、完全に扉を閉め、進先行の安全を 確認 した後でなければ発車してはならない。 2 車掌が乗務している車両を運転する運転士は、前項に規定する場合のほか、車掌の発車合図を 確認 した後でなければ発車してはならない。	軌道運転規則	第65条	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
987	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市電気軌道運転取扱心得	第47条	(停車位置指示標示のあるポイントにおける一旦停止) 第47条 車両は、停車位置指示標示のあるポイントにおいては、必ずその表示位置で一旦停止し、信号の現示とポイントの開通方向を 確認 しなければならない。 2 発進の際は、矢印の現示とポイントが定位に密着していることを指差 確認 し、進行信号の現示に従って進行しなければならない。	軌道運転規則	第75条	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
988	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市電気軌道運転取扱心得	第59条	(工事箇所の通過) 第59条 車両が軌道又は電車線の故障若しくは工事中の箇所を通過するときは、運転士又は車掌は、その箇所が安全であることを 確認 した後徐行しなければならない。	同規程	第59条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
989	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市電気軌道運転取扱心得	第62条	(非常弁操作後の措置) 第62条 運転士は、単独運転車両を運行中、乗客が客室非常ブレーキを操作したときは、直ちに制御器(ハンドルを「オフ」又は「中立」)にし、かつ、停車手配を行い、乗客及び状況を 確認 しなければならない。また、事後において非常操作弁を定位置に戻してから発車しなければならない。	同規程	第62条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
990	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市電気軌道運転取扱心得	第67条	(密着の 確認) 第67条 転てつ器を転換したときは、その尖端軌条が基本軌条に密着していることを 確認 しなければならない。	同規程	第62条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
991	電車事業課	a.目視規制	規程	鹿児島市電気軌道運転取扱心得	第75条	(指導者同乗の 確認) 第75条 指導券を携帯する車両の運転士は、後続の最後の車両に指導者が同乗することを 確認 しなければならない。	軌道運転規則	第73条	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
992	電車事業課	e.対面講習規制	規程	電車運転関係係員教育訓練規程	第8条	(知識技能の認定) 第8条 新任教養、現任教養及び臨時現任教養を終えたときは、その係員の作業を行うに必要な知識技能を修得し又は保有しているかを確めるために口頭質問又は 面接 質問を行う。	軌道運転規則	第7条の2	(a)-1規制（国）	類型 1：講習	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
993	医事情報課	a.目視規制	規程	鹿児島市病院事業の料金の徴収又は収納の事務委託に関する規程	第9条	(検査) 第9条 管理者は、必要があると認めるときは、受託者の徴収又は収納の事務に関する 記録 及び徴収又は収納の事務の処理状況を 検査 することができる。	本規程	第9条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
994	市立病院経営管理課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市立病院会計規程	第20条	(現金及び預金の在高照会) 第20条 現金は、 毎日 その在高を帳簿と照合しなければならない。 2 普通預金は、 毎日 普通預金通帳又は収支 報告書 と帳簿とを照合しなければならない。ただし、その他の預金は、 毎月 末日において照合するものとする。	本規定	第20条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
995	市立病院経営管理課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市立病院会計規程	第62条	(未払小切手の整理) 第62条 経営管理課の企業出納員は、 毎月 末、支払小切手の未払高を 調査 しなければならない。	本規定	第62条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
996	市立病院経営管理課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院会計規程	第88条	(実地 たな卸) 第88条 薬剤部の企業出納員は、毎事業年度末に 実地 たな卸を行わなければならない。	本規定	第88条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
997	市立病院経営管理課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院会計規程	第90条	(立会い) 第90条 薬剤部の企業出納員は、 実地 たな卸を行うときは、管理者の指定するたな卸資産の受払いに関係のない職員を 立ち会 わせなければならない。	本規定	第90条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
998	市立病院総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市立病院建物等管理規程	第2条	(建物管理者) 第2条 4 建物管理者又は補助者は、 定期 又は随時に 点検 し、建物等が正常な状態であるよう努めなければならない。	本規程	第2条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
999	市立病院経営管理課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院固定資産管理規程	第29条	(検査) 第29条 医療器械等の検査は、経営管理課長が行う。 2 経営管理課長は、医療器械等の修理完了後、業者から機器修理 報告書 が 提出 されたときは、物品取扱員又は科(課)等の担当者とともに業者の 立会い のもとに当該修理機器の検査を行わなければならない。	本規程	第29条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1000	市立病院経営管理課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院固定資産管理規程	第36条	(事故報告) 第36条 2 企業出納員は、前項の 報告 を受けたときは、必要に応じて所属職員をして 実地 に 検査 を行わせることができる。	本規定	第36条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1001	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院自家用電気工作物保安規程	第7条	(設置者の義務) 第7条 4 所管官庁が法令に基づいて行なう 検査 には、電気主任技術者を 立ち会 わせるものとする。	本規程	第7条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
1002	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院自家用電気工作物保安規程	第15条	(巡視 、 点検 及び 測定) 第15条 電気工作物の保安のための 巡視 、 点検 及び 測定 は、別表第1に定める基準に従い、管理者の承認を経て電気主任技術者の指導のもとに計画的に実施するものとする。	本規程	第15条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
1003	市立病院総務課	f.書面掲示規制	規程	鹿児島市立病院自家用電気工作物保安規程	第17条	(運転又は操作) 第17条 電気主任技術者は、 平常時 及び事故その他 異常時 における電気工作物の操作順序、方法等について、保安の確保が的確に行われるよう定めておかなければならない。 2 電気主任技術者若しくは代務者又は職員は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に 報告 若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとるものとする。 3 前項の規定により 報告 すべき事項及びその連絡経路を、受電室その他 見やすい場所 に 掲示 しておかななければならない。	本規程	第17条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1004	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院車両管理規程	第3条	(事務の総括) 第3条 事務局長は、車両の管理に関する事務を統括する。 2 事務局長は、車両の管理の適正及び効率的運用を図るため必要があると認めるときは、車両管理者に対し、その管理に係る車両の状況に関する資料若しくは 報告 を求め、 実地 に 調査 し、又はその結果に基づいて必要な措置を講じることができる。	本規程	第3条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1005	市立病院総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市立病院車両管理規程	第7条	(運行状況の集計表作成) 第7条 車両管理者は自動車毎の走行杆及び燃料補給量等 記録 を 毎月 の自動車運行集計表(様式 第2)に記入しなければならない。	本規程、道路運送車両法	道路運送車両	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1006	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院車両管理規程	第8条	(運転者の管理業務) 第8条 運転者は、受持車両の出庫に際し、運行前 点検 を行うほか、常に車体の清掃及び整備を行い、事故、盗難、火災の予防に努めなければならない。	本規程、道路運送車両法	道路運送車両	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
1007	市立病院総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市立病院車両管理規程	第9条	(運転日誌) 第9条 運転者は、 毎日 の運転状況等を運転日誌(様式 第4)に 記載 し、車両管理者に 提出 しなければならない。	本規則	道路運送車両	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度

No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	規制の洗い出し			類型・PHASE			見直しの方向性等の検討			
					条項	条文	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
1008	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院宿日直員服務規程	第7条	(宿日直員の遵守事項) 第7条 7 看護師長である宿日直員は、各病棟を巡回し、患者その他に異状を発見したときは、直ちに宿日直医に連絡する等適切な処置をとらなければならない。	本規程	第7条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1009	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院宿日直員服務規程	第9条	(宿日直日誌) 第9条 各宿日直員は、宿日直日誌(様式第2)又はこれに準ずるものに所要事項を記載するとともに、特に重要と認めた事項は、管理者に直接口頭で報告しなければならない。	本規程	第9条	(b)規制（市）	その他（どの類型にも当たらない）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1010	市立病院総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市立病院聴聞手続規程	第5条	(文書等の閲覧の手続) 第5条 法第18条第1項又は手続条例第18条第1項の規定による閲覧を求めようとする当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)は、文書等閲覧請求書(様式第3)を管理者に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。 2 管理者は、文書等の閲覧を認める決定をしたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、管理者は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。 3 管理者は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段又は手続条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知するものとする。この場合において主宰者は、法第22条第1項又は手続条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：第18条 鹿児島市行政手続条例：第18条第1項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—
1011	市立病院総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規程	鹿児島市立病院聴聞手続規程	第12条	(聴聞調査及び報告書の閲覧の手続) 第12条 法第24条第4項又は手続条例第24条第4項の規定による閲覧の求めをしようとする当事者又は参加人は、聴聞調査等閲覧請求書(様式第8)を、聴聞の終結前においては主宰者に、聴聞の終結後においては管理者に提出しなければならない。 2 主宰者又は管理者は、法第24条第4項又は手続条例第24条第4項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。	行政手続法 鹿児島市行政手続条例	行政手続法：第24条 鹿児島市行政手続条例：第24条第4項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—
1012	医事情報課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院電子計算機管理運営規程	第26条	(事故発生時の措置) 第26条 情報システム管理者は、電子計算機、情報システム室等に火災その他の災害又はデータの漏えい、盗用、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに復旧等に努めなければならない。また、その経緯及び被害状況を調査し、最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。	本規程	第26条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1013	医事情報課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市立病院電子計算機管理運営規程	第30条	(電磁的記録媒体の管理) 第30条 情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者は、次に掲げる事項のうち必要なものについて対策を講じなければならない。 (1) 電磁的記録媒体の障害の有無について定期的に又は必要に応じて点検を実施すること。	本規程	第30条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
1014	市立病院経営管理課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院物品管理規程	第6条	(検収) 第6条 物品の検収は、経営管理課長が行う。ただし、医薬品は薬剤部の長が行う。 2 経営管理課長は、物品の修理完了後、業者から修理完了報告書が提出されたときは、物品取扱員又は科(課)等の担当者とともに業者の立会いのもとに修理機器の検収を行わなければならない。	本規程	第6条	(b)規制（市）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1015	市立病院経営管理課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院物品管理規程	第16条	(実地照合) 第16条 経営管理課の企業出納員は、物品取扱員の立会いのもとに物品出納簿と消耗備品の実態を照合することができる。実態を照合した場合は、その結果を管理者に報告しなければならない。	本規定	第16条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1016	市立病院経営管理課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院物品管理規程	第17条	(事故報告) 第17条 2 企業出納員は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて所属職員を して実地に検査 を行わせることができる	本規定	第17条	(b)規制（市）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1017	市立病院総務課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市立病院放射線障害予防規程	第18条	(保管) 第18条 2 放射性同位元素を保管する場合においては、次の各号に定める技術上の基準に従って行わなければならない。 (5) 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を 提示 すること。	本規則	第18条 第27条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1018	市立病院総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市立病院防火管理規程	第8条	(火元責任者の任務) 第8条 火元責任者は、常に火気に注意するとともに 毎日 退室のとき火気を 点検 し残務者のあるときは、その残務者の中の1名を指名してこの措置をさせなければならない。	本規則	第8条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術による手法の見直し中、検査周期の一部延長、結果報告のオンライン化がされている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
1019	市立病院総務課	e.対面講習規制	規程	鹿児島市立病院放射線障害予防規程	第9条	(放射線取扱主任者等) 第9条 2 病院長は、 選任 された主任者に対してRI規制法に規定する期間毎に 定期講習 を受講させなければならない。	放射性同位元素等の規制に関する法律	放射性同位元	(a)-1規制（国）	類型 1：講習	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、申込～受講～修了証発行の一部がオンライン化されている段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
1020	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院放射線障害予防規程	第19条	(巡視及び点検) 第19条 施設管理担当者は、電気設備、空調設備、給排水設備、医療ガス設備のほか、壁・床等のひび割れ、などについて随時 点検 を行い、その結果を施設管理責任者へ 報告 しなければならない。	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	放射性同位元	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1021	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院放射線障害予防規程	第22条	(密封された放射性同位元素) 第22条 密封された放射性同位元素を使用する者は、管理区域責任者の管理の下に、次に 掲げる 事項を遵守しなければならない。 (1)使用に際して、放射線 測定 定器等により密封状況が正常であることを 確認 すること。 (略) (6)線源を移動して使用する場合、使用後直ちにその線源の紛失、漏えい等異常の有無を放射線 測定 器等により 点検 し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。 (略) (9)インターロックを設置している場合は、使用前にインターロック等が正常に作動することを 確認 するとともに、 立ち入り を禁止している区域に人がいないことを 確認 すること。	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	放射性同位元	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1022	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院放射線障害予防規程	第23条	(放射線発生装置) 第23条 放射線発生装置を使用する者は、管理区域責任者の管理の下、次に 掲げる 事項を遵守しなければならない。 (1)インターロックを設置している場合、使用前にインターロック等が正常に作動することを 確認 するとともに、 立ち入り を禁止している区域に人がいないことを 確認 すること。	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	放射性同位元	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1023	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院放射線障害予防規程	第25条	(放射性同位元素等の受入れ・払出し) 第25条 放射性同位元素等の受入れ及び払出しは、次に 掲げる 事項に従って行わなければならない。 (1)受入れ及び払出しの手続きは主任者が行うものとし、また管理区域責任者が受入れ、払出しの 確認 及び 記録 を行わなければならない。 (2)受入れを行う際、放射性同位元素が許可されている核種であり、かつ保管数量、貯蔵能力を超えていないことを 確認 しなければならない。	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	放射性同位元	(a)-1規制（国）	類型 1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1024	市立病院総務課	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市立病院放射線障害予防規程	第26条	(保管) 第26条 放射性同位元素等の保管は、次に 掲げる 事項に従って行わなければならない。 (5)貯蔵施設(設備)の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を 提示 すること。	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	放射性同位元	(a)-1規制（国）	類型 4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
1025	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局電車安全管理規程	第34条	(車両関係係員の資質管理等) 第34条 車両管理者は、車両の保守に係る係員に対する教育訓練計画を定め、実施する。 2 車両管理者は、車両の保守に係る係員が作業を行うに必要な知識及び技能を保有していることを定期的に確認する。	同規程	第34条	(b)規制（市）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1026	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局電力線路保守心得	第4条	第4条 電車線路で本線路に関係のあるものは、毎日少なくとも1回巡視しなければならない。	軌道運転規則ほか	第 1 6 条	(a)-1規制（国）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
1027	市立病院総務課	a.目視規制	規程	鹿児島市立病院放射線障害予防規程	第45条	(危険時の措置) 第45条 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生した場合、又は災害、火災等により放射線障害が発生した場合又はそのおそれのある場合、発見者は実施要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の処置を講じるとともに、主任者に報告しなければならない。 6 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じてこれを安全な場所へ移し、その場所の周囲に縄を張り、標識等を設け、かつ見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入らないようにすること。	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	放射性同位元素	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1028	選挙管理委員会	a.目視規制	委員会規程	鹿児島市選挙事務手続規程	第40条	(得票同数の場合の当選人) 第40条 2 前項の(じ)を引く場合、選挙長は選挙立会人の意見を聴取すると共にその立会を求めなければならない。	公職選挙法	第 8 0 条	(a)-1規制（国）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1029	選挙管理委員会	f.書面揭示規制	委員会規程	鹿児島市選挙事務手続規程	第45条	(自動車、自転車及び軽車両の表示) 第45条 3 表示板は自動車にあつては、その前面、拡声器にあつては、送話口の下部、船舶にあつては操舵室の前面又はこれらに準ずる箇所で四囲より見やすい場所に使用中、常時掲示しておかなければならない。	公職選挙法	第 1 4 1 条	(a)-1規制（国）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1030	選挙管理委員会	f.書面揭示規制	委員会規程	鹿児島市選挙事務手続規程	第80条	(自動車の表示) 第80条 3 表示板は、自動車の前面にその使用中常時掲示しなければならない。	公職選挙法	第 1 4 1 条	(a)-1規制（国）	類型 2：公的証明書等の掲示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1031	選挙管理委員会	g.往訪問覧・縦覧規制	委員会規程	鹿児島市選挙事務手続規程	第87条	(閲覧請求及び閲覧の時間) 第87条 法第192条第4項の規定による報告書の閲覧の請求並びに閲覧は、市の委員会の執務時間中にしなければならない。	公職選挙法	第 1 9 2 条第	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1032	選挙管理委員会	g.往訪問覧・縦覧規制	委員会規程	鹿児島市選挙事務手続規程	第88条	(閲覧の場所) 第88条 報告書は市の委員会の事務局において、その指定する場所で閲覧しなければならない。	公職選挙法	第 1 9 2 条第	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1033	農業委員会事務局	f.書面揭示規制	委員会規程	鹿児島市農業委員会委員の選任に関する規程	第6条	(推薦及び募集の周知) 第6条 農業委員の推薦及び募集に当たっては、次の手続等を通じて、市内の農業関係者への周知に努めるものとする。 (1) 市広報紙への掲載 (2) 市の掲示板への掲示 (3) 市のホームページへの掲載	本規程	第 6 条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1034	農業委員会事務局	f.書面揭示規制	規程	鹿児島市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程	第7条	(推薦及び募集の周知) 第7条 推進委員の推薦及び募集に当たっては、次の手続等を通じて、市内の農業関係者への周知に努めるものとする。 (1) 市広報紙への掲載 (2) 市の掲示板への掲示 (3) 市のホームページへの掲載	本規程	第 6 条	(b)規制（市）	類型 4：公的証明書等以外の情報の掲示	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	フェーズ3：基本的にデジタルによる掲示となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1035	固定資産評価審査委員会	i.書面規制（制限有のもの）	委員会規程	固定資産評価審査委員会規程	第9条第3項	(審査申出人の口頭による意見陳述) 第9条 3 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び当該調査を作成した書記が署名押印しなければならない。	本規程	第 9 条第 3 項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
1036	固定資産評価審査委員会	i.書面規制（制限有のもの）	委員会規程	固定資産評価審査委員会規程	第10条第8項	(口頭審理) 第10条 8 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、審理を行なった委員及び当該調査を作成した書記が署名押印しなければならない。	本規程	第10条第8項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
1037	固定資産評価審査委員会	i.書面規制（制限有のもの）	委員会規程	固定資産評価審査委員会規程	第11条第2項	2 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、調査を行なった委員及び当該調査を作成した書記が署名押印しなければならない。	本規程	第11条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
1038	予防課	i.書面規制（制限有のもの）	訓令	鹿児島市火災予防査察規程	第16条	(立入検査結果等の通知) 第16条 3 通知書は、関係者に直接交付し、受領書(様式第5)に署名押印を求めるものとする。ただし、関係者が通知書の受領を拒否した場合その他特別の事由がある場合は、郵送により交付することができるものとする。	本規定	鹿児島市火災	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1039	情報管理課	a.目視規制	訓令	鹿児島市消防通信規程	第24条	(無線通信の監理) 第24条 情報管理課長は、無線電話の通話状況を監視するとともに、必要があると認めるときは、無線通信の統制を行い、重要な通信の確保に努めなければならない。	本規程	第24条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1040	情報管理課	a.目視規制	訓令	鹿児島市消防通信規程	第7条	(通信係員の業務) 第7条 通信係員は、業務の実施に際して次に掲げる事項に留意しなければならない。 (3) 通信の状況を監視し、必要に応じて通信の中継又は統制を行い円滑な通信の確保に努めること。	本規程	第7条	(b)規制（市）	類型 3：監視（巡視・見張）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人ではできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
1041	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局電力線路保守心得	第17条	第17条 電力線路の検査は、定期検査及び臨時検査とする。	軌道運転規則ほか	第 1 7 条	(a)-1規制（国）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
1042	電車事業課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市交通局電力線路保守心得	第18条	第18条 定期検査は別表第1「電力線路検査方法」により施行し不良なものは取替え又は修理をしなければならない。 2 定期検査は使用状況、使用環境及び機能の低下の程度等を考慮し、個々の設備又はその部分ごとに別表第2「電力線路検査周期及び検査時期」に定める検査時期に行うものとする。なお、検査時期とは検査の周期及び検査基準日に応じた次に定める時期のことをいう。 (表省略)	軌道運転規則ほか	第 1 7 条	(a)-1規制（国）	類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	—
1043	予防課	a.目視規制	訓令	鹿児島市火災予防査察規程	第46条	(証票の携帯) 第46条 署長その他の査察員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第4項第4号の証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを呈示するものとする。	消防法	消防法第 4 条	(a)-1規制（国）	類型 4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1044	予防課	a.目視規制	訓令	鹿児島市火災調査規程	第24条	(実況見分) 第24条 3 調査員は、第1項の実況見分を行うときは、原則として火元者その他関係のある者に対し立会いを求めるものとし、火災現場における調査を完了したときは、火災調査に関する事項について説明するものとする。3 調査員は、第1項の実況見分を行うときは、原則として火元者その他関係のある者に対し立会いを求めるものとし、火災現場における調査を完了したときは、火災調査に関する事項について説明するものとする。	消防法	消防法第 3 2	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1045	予防課	a.目視規制	訓令	鹿児島市火災調査規程	第24条	(実況見分) 第24条 調査員は、火災調査のため必要があると認めるときは、火災現場その他関係のある場所の実況見分を行い、火災調査に必要な資料の収集に努めるとともに、実況見分調査書(様式第6)を作成するものとする。	消防法	消防法第 3 1	(a)-1規制（国）	類型 2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し予定
1046	予防課	a.目視規制	訓令	鹿児島市火災調査規程	第19条	(児童等に対する火災調査) 第19条 調査員は、児童に実児見分の立会いを求め、又は質問を行うときは、保護者等の立会人を置いて行うものとする。ただし、年齢、心情その他諸般の事情を考慮して支障がないと判断される場合又は立会人を置くことにより真実の申述を得られないと判断される場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、心神喪失、心身耗弱及び聴覚障害の状態にある者その他これらに類する者に対する火災調査に準用するものとする。	消防法	消防法第32	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1047	消防局総務課	e.対面講習規制	訓令	鹿児島市消防吏員任用規程	第5条	(試験の方法) 第5条 第2条の昇任試験は、第1次試験では筆記試験を行い、第2次試験では第1次試験に合格した者について面接試験及び術科試験を行うものとする。ただし、消防局長の指示があった場合は、試験の一部を実施しないことができる。	本規程	第5条	(b)規制（市）	類型1：講習	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1048	市立病院総務課	c.定期検査・点検規制	規程	鹿児島市立病院放射線障害予防規程	第32条	(放射線測定器等の信頼性の確保) 第32条 管理区域責任者は、安全管理に係る放射線測定器等について常に正常な機能を維持するように保守を行い、信頼性を確保しなければならない。 2 放射線施設に立ち入る者に係る外部被ばくによる線量の測定に関してはISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部機関に委託して行うこと。 3 緊急作業及び一時立ち入る者の外部被ばくの線量の測定に用いる放射線測定器に関しては点検及び校正を一年毎に適切に組み合わせて行うこと。 4 施設の放射線の量の測定に用いる放射線測定器に関しては点検及び校正を一年毎に適切に組み合わせて行うこと。 5 第3項及び第4項の点検及び校正に関して具体的な計画や実施方法、頻度等は実施要領に定めるものとする。	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	放射性同位元	(a)-1規制（国）	類型2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	フェーズ1：定期が定められている、または緩和規定があるが条件が不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1049	予防課	i.書面規制（制限有のもの）	訓令	鹿児島市火災予防査察規程	第17条	(指示書) 第17条 2 指示書は、関係者に直接交付し、受領書に署名押印を求めるものとする。ただし、関係者が指示書の受領を拒否した場合その他特別の事由がある場合は、郵送により交付することができるものとする。	本規定	鹿児島市火災	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1050	消防局総務課	e.対面講習規制	訓令	鹿児島市消防吏員任用規程	第3条	(採用試験の方法) 第3条 消防吏員の採用試験は、第1次試験では筆記試験を行い、第2次試験では第1次試験に合格した者について面接試験、作文試験及び体力試験を行うものとする。	本規程	第3条	(b)規制（市）	類型1：講習	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	フェーズ1：対面規制あり又は解釈不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1051	予防課	a.目視規制	訓令	鹿児島市火災予防査察規程	第12条	(査察時の留意事項) 第12条 査察員は、立入検査の実施にあたって、法第4条、第16条の5又は石炭法第40条に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1) 略 (2) 努めて関係者、防火管理者、防災管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者又は責任のある者(以下「関係者等」という。)の立会いのもとに行うこと。	消防法	消防法第4条	(a)-1規制（国）	類型1：一定の基準への適合性を判定（検査・点検・監査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1052	予防課	a.目視規制	訓令	鹿児島市火災調査規程	第6条	(建築申請の審査等) 第6条 火災調査の実施者(以下「調査員」という。)、は、消防局予防課の職員(以下「局調査員」という。))及び消防署の職員(以下「署調査員」という。))とし、それぞれ次に掲げる区分に応じた火災について調査を実施するものとする。 (略) 3 局調査員は、必要に応じて、署調査員が火災調査を実施する現場に出向し、出火原因の判定に係る助言その他必要な支援を行うものとする。	消防法	消防法第31	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1053	予防課	a.目視規制	訓令	建築同意事務処理規程	第5条	(建築申請の審査等) 第5条 前条による建築申請を受理した場合は、書類審査及び現地調査を行い、建築申請の計画が、法律又はこれに基づき命令若しくは条例の規定で、建築物の防火に関するものに違反しないものであるかどうかについて建築調査書(様式第3又は様式第4)を作成するとともに、防火対象物管理システムに必要事項を入力するものとする。ただし、特に必要がないと認めたものについては、現地調査を省略することができるものとする。	「消防法第7条の規定に基づき建築物の確認等に対する同意について」(昭和38年5月8日付自消乙字発第11号)	昭和38年5月	(c)規制（国通知等）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1054	固定資産評価審査委員会	i.書面規制（制限有のもの）	委員会規程	固定資産評価審査委員会規程	第13条	(決定書の作成) 第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した固定資産評価審査決定書(様式第6)を作成しなければならない。	本規程	第13条	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1055	予防課	i.書面規制（制限有のもの）	訓令	鹿児島市火災予防査察規程	第25条	(警告書の送達) 第25条 警告書は、関係者に直接交付し、受領書に署名押印を求めるものとする。	本規定	鹿児島市火災	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1056	固定資産評価審査委員会	i.書面規制（制限有のもの）	委員会規程	固定資産評価審査委員会規程	第12条第2項	(議事についての調書) 第12条 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び当該調書を作成した書記が署名押印しなければならない。	本規程	第12条第2項	(b)規制（市）	類型：書面規制	フェーズ1：申請・届出等にあたり、原本の提出や対面での提出を求めている段階	フェーズ2：オンラインでの申請・届出等が可能となっている段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	—
1057	予防課	a.目視規制	訓令	鹿児島市火災調査規程	第17条	(火災状況見分) 第17条 調査員並びに指隊隊、消防小隊、救助小隊及び救急小隊の隊員(以下「消防隊員等」という。))は、出動途上及び火災現場における火災の状況を見分し、火災調査のため必要な事項の把握に努めるものとする。	消防法	消防法第31	(a)-1規制（国）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1058	予防課	a.目視規制	訓令	鹿児島市火災予防査察規程	第23条	(違反調査) 第23条 局長等は、次条に規定する警告を行う場合、違反処理基準に該当する場合又は前条第4項の規定により行政措置権の行使が必要である場合は、査察員に当該違反の調査(以下「違反調査」という。))を実施させ、違反調査報告書(様式第7又は様式第8)により報告させるものとする。	本規定	鹿児島市火災	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1059	予防課	a.目視規制	訓令	鹿児島市火災予防査察規程	第19条	(違反是正状況の確認) 第19条 2 署長は、違反是正が完了した旨の報告があったときは改善計画書に明示した履行期限を超過したときは、査察員に立入検査を実施させ、是正状況を確認するものとする。ただし、届出書類等で状況を確認できる場合は、この限りでない。	本規定	鹿児島市火災	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1060	予防課	a.目視規制	訓令	鹿児島市火災予防査察規程	第21条	(違反処理の留意事項) 第21条 違反処理は、次の事項に留意して行うものとする。 (3) 違反処理を行った事案については、適宜、追跡調査を行い、関係者等に違反の是正を行うよう指導すること。	本規定	鹿児島市火災	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1061	市民税課	a.目視規制	規則	鹿児島市税条例施行規則	第3条	(徴税吏員の証票) 第3条 徴税吏員が携帯する証票の様式は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市税の賦課徴収に関する調査のために質問又は検査を行なう場合及び市税に関する犯則事件の調査のために質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押を行なう場合 様式第1 (2) 徴収金の徴収及び滞納処分のため財産の搜索又は差押並びに質問又は検査を行なう場合 様式第2	本規則 地方税法第22条の12	地方税法第16	(b)規制（市）	類型4：現物の携帯・提示	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	—
1062	水道局給排水設備課	d.常駐・専任規制	条例	鹿児島市下水道条例	第7条第1項	(排水設備等の工事の設計及び施行) 第7条 排水設備等の工事の設計及び施行は、管理者又は排水設備等の工事に関し技能を有する者として管理者が別に定める者が専属する事業者で管理者が指定したもの（以下「指定排水設備工事事業者」という。）が行う。			(c)規制（国通知等）	類型2：施設や製品の安心・安全のための専任	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	フェーズ2：デジタル技術の活用により、常駐・専任の一部緩和などがされている段階	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年3月
1063	保育幼稚園課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	第28条	(電磁的記録) 第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	第27条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
1064	交通局総務課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市交通局文書取扱規程	第3条	(定義) 第3条 この規程における用語の意義は、次に定めるもののほか、条例及び規則の例による。 (1) 文書 条例第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)(その他局において受け付け、 発送し、保管し、又は保存する全ての書類、簿冊類、小包等をいう。 (2) 電子文書 局において受け付け、発送し、保管し、又は保存する電磁的記録(電子的方式、 磁気 的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(による公文書をい う。 (3) 課 鹿児島市交通局事務分掌規程(昭和62年交通局規程第10号)第2条に規定する課をい う。 (4) 課長 前号に規定する課の長をいう。 (5) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規	本規程	第3条	(b)規制(市)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種 類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種 類などを指定していない	a-1. 要見直し(条文の改正が必要) a-2. 要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3. 要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1. 見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用まで変更済み)) b-2. 見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちに運用の変更は困難)) c-1. 見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2. 見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在) d. 継続検討	見直し完了時期
1065	交通局総務課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市交通局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第2条	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ネットワーク 交通局(以下「局」という。)(内におけるコンピュータ等を相互に接続するための通信網 及びその構成機器(ルータ、ハブ等のハードウェア及びソフトウェア)並びに局と市長の組織を相互に接続す るための機器(ルータのハードウェア及びソフトウェア)をいう。 (2) 電子計算機 与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器をいう。 (3) 個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)(第2条第 1項に定める個人情報等をいう。 (4) 保有個人情報 法第60条第1項に定める個人情報等をいう。 (5) 電算処理 電子計算機による情報の入力、蓄積、加工、検索、出力又はこれに類する処理を行 うことをいう。 (6) データ 入出力帳票等の紙媒体及び電磁的 記録媒体 に記録されている情報をいう。 (7) 情報資産 機密性、完全性及び可用性が損なわれることにより、電子計算機の管理運営に支障 をきたす可能性がある以下のものをいう。 ア ネットワーク及び情報システムに関する設備及び電磁的 記録媒体 イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。) ウ 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書 (8) 入出力帳票 電算処理に使用する入力帳票及び出力帳票をいう。 (9) 電磁的 記録媒体 磁気ディスク 、 磁気テープ 、 光磁気ディスク その他電算処理のデータを記録し ている媒体をいう。 (10) ドキュメント システム設計書、プログラム仕様書、コード一覧表、操作手順書その他の電算処理 に必要な仕様書等をいう。 (11) 情報システム コンピュータ(ハードウェア及びソフトウェア)、ネットワーク及び 記録媒体 で構成され、 電算処理を行う仕組みをいう。 (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。 (13) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること をいう。 イ ネットワーク及び情報システムに関する設備及び電磁的 記録媒体 イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。) ウ 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書 (8) 入出力帳票 電算処理に使用する入力帳票及び出力帳票をいう。 (9) 電磁的 記録媒体 磁気ディスク 、 磁気テープ 、 光磁気ディスク その他電算処理のデータを記録し ている媒体をいう。 (10) ドキュメント システム設計書、プログラム仕様書、コード一覧表、操作手順書その他の電算処理 に必要な仕様書等をいう。 (11) 情報システム コンピュータ(ハードウェア及びソフトウェア)、ネットワーク及び 記録媒体 で構成され、 電算処理を行う仕組みをいう。 (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。 (13) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること をいう。	本規程	第2条	(b)規制(市)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使 用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種 類などを指定していない	a-1. 要見直し(条文の改正が必要)	令和8年度
1066	交通局総務課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市交通局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第18条	(電磁的記録媒体の受渡し) 第18条 情報システム管理者は、主管課との間で電磁的記録媒体の受渡しを行うときは、電磁的記録 媒体受渡台帳(様式第6号)により行わなければならない。 2 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、委託業者等の外部との間で電磁的記録媒体 の受渡しを行うときは、記録内容が第三者に漏えいすることがないよう必要な措置を講じなければならな い。	本規程	第18条	(b)規制(市)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種 類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種 類などを指定していない	b-1. 見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで 変更済み))	—
1067	介護保険課	h.FD等の記録媒体規制	規則	鹿児島市介護保険法施行細則	第37条	(特別徴収額の通知等) 第37条 法第136条第1項又は第138条第1項の規定による特別徴収義務者への通知は所定の磁 気媒体により行うものとする。	本規則		(b)規制(市)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使 用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種 類などを指定していない	a-1. 要見直し(条文の改正が必要)	令和8年度
1068	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に 関する条例	第7条	(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交 付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記 すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつ て次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)(により提供することができる。この場合にお いて、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織(介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用 に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)(を使用する方法のうちア 又はイに掲げるもの ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接 続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する 方法 イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を 電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使 用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を 受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスク その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって 調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	介護医療院の人員、施 設及び設備並びに運営 に関する基準	第7条第2項	(a)-1規制(国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使 用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種 類などを指定していない	a-1. 要見直し(条文の改正が必要)	令和8年度
1069	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に 関する条例	第55条	(電磁的記録等) 第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定 において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつ て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)(で行うこ が規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13 条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)(については、書面に 代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気 的方式その他の人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(によ り行うことができる。 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」 という。)(のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについ ては、当該交付等相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気 的方法その他 人の知覚によって認識することができない方法をいう。)(によることができる。	介護医療院の人員、施 設及び設備並びに運営 に関する基準	第55条	(a)-1規制(国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種 類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種 類などを指定していない	a-1. 要見直し(条文の改正が必要)	令和8年度

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
1070	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第6条	(内容及び手続の説明及び同意) 第6条（略） 2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの (以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスク その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第5条第2項	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1071	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	第54条	(電磁的記録等) 第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第12条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的 方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第51条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1072	こども福祉課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	第41条	(電磁的記録) 第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第88条の11	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1073	総務課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市公文書管理条例	第2条	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの イ 本市の図書館その他の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの (3) 歴史的公文書 将来にわたり保存する必要がある歴史資料として重要な公文書で、第8条第1項及び第2項の規定により保存するものをいう。	—	—	—	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1074	総務課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市公文書管理条例	第6条	(公文書の保存) 第6条 実施機関は、公文書について、当該公文書の保存期間が満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な 記録媒体 により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。 2 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、公文書について集中管理の推進に努めなければならない。	—	—	—	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1075	総務課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市公文書管理条例	第9条	(歴史的公文書の保存) 第9条 実施機関は、歴史的公文書について、永久に保存しなければならない。 2 実施機関は、歴史的公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な 記録媒体 により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。 3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、歴史的公文書について集中管理の推進に努めなければならない。 4 実施機関は、規則で定めるところにより、歴史的公文書の検索に必要な事項を記載した目録を作成し、一般の利用に供するものとする。	—	—	—	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1076	図書館	h.FD等の記録媒体規制	規則	鹿児島市図書館条例施行規則	第8条	(貸出) 第8条 図書館資料の貸出は、個人貸出及び団体貸出(天文館図書館を除く。)とする。ただし、電子書籍(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた図書館の資料であつて、インターネットにより利用可能なものをいう。以下同じ。)の貸出は個人貸出とする。 2 個人貸出を利用できる者は、市内に居住し、通勤し、若しくは進学する者又は館長が特に必要と認める者とする。 3 団体貸出を利用できる団体は、市内の地域団体、社会教育関係団体その他の団体で、市立図書館の館長が適当と認めるものとする。	本規則	第8条	(b)規制（市）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1077	障害福祉課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例	第20条	(電磁的記録等) 第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的 方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	第19条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
1078	こども福祉課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第19条	(電磁的記録) 第19条 女性自立支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気 的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準	第20条	(a)-1規制 (国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1079	保育幼稚園課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第50条	(電磁的記録) 第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第49条	(a)-1規制 (国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1080	都市景観課	h.FD等の記録媒体規制	規則	鹿児島市屋外広告物条例施行規則	第24条の3	(帳簿の記載事項等) 第24条の3 条例第28条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 注文者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号 (2) 広告物等の表示又は設置の場所 (3) 表示又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量 (4) 表示又は設置の年月日 (5) 請負金額 2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は 磁気ディスク 、 シー・ディー・ロム その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「 磁気ディスク 等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。 3 第1項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は 磁気ディスク 等を含む。次項において同じ。)は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。 4 屋外広告業者は、第1項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間当該営業所に当該帳簿を保存しなければならない。	屋外広告物条例ガイドライン	第32条の3	(c)規制 (国通知等)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1081	市民課	h.FD等の記録媒体規制	訓令	鹿児島市戸籍事務取扱規程	第6条	(戸籍の決裁及び記載) 第6条 磁気ディスク をもって調製された戸籍に係る決裁及び 磁気ディスク をもって調製された戸籍以外の戸籍の 記載 及び決裁は、本庁において行うものとする。	戸籍法	第百十八条第	(a)-1規制 (国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年3月
1082	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第50条の2	(内容及び手続の説明及び同意) 第50条の2 (略) 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第49条の2	(a)-1規制 (国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1083	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第266条	(電磁的記録等) 第266条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第50条の5第1項(第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(第159条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第181条(第196条において準用する場合を含む。))及び第209条第1項(第234条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第293条	(a)-1規制 (国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1084	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第6条	(内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスク その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第4条第4項	(a)-1規制 (国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
1085	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第35条	(電磁的記録等) 第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第32条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)(については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的 方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第33条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1086	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第6条	(内容及び手続の説明及び同意) 第6条 （略） 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスク その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって複製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第4条第2項	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1087	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第55条	(電磁的記録等) 第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第12条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)(については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的 方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第50条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1088	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第9条	(内容及び手続の説明及び同意) 第9条 （略） 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスク その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって複製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の7	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1089	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第203条	(電磁的記録等) 第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。))、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)(については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第31条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1. 要見直し（条文の改正が必要） a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直し完了時期
1090	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第11条	(内容及び手続の説明及び同意) 第11条（略） 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第11条第2項	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1091	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	第91条	(電磁的記録等) 第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第90条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1092	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第8条	(内容及び手続の説明及び同意) 第8条（略） 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第8条第2項	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1093	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第276条	(電磁的記録等) 第276条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第112条の3、第134条の3、第145条、第167条(第180条において準用する場合を含む。))、第180条の3、第187条、第203条(第215条において準用する場合を含む。))及び第223条第1項(第247条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第217条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1094	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	第6条	(内容及び手続の説明及び同意) 第6条（略） 5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準	第4条第5項第	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
						(電磁的記録等) 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第15条第24号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)(については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的 方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準	第31条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要） a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直し完了時期
1095	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	第33条	(電磁的記録等) 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第15条第24号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)(については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的 方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準	第31条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1096	障害福祉課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第105条	(電磁的記録等) 第105条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第58条、第62条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。))、第17条(第58条、第62条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)(については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的 方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第83条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1097	障害福祉課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第203条	(電磁的記録等) 第203条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第94条の5、第122条、第148条、第148条の5、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12並びに第193条の20において準用する場合を含む。))、第14条(第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の5、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。))、第53条第1項、第103条第1項(第109条の4において準用する場合を含む。))、第197条の3第1項(第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)(については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的 方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第224条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1098	障害福祉課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	第61条	(電磁的記録等) 第61条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項、第15条及び次項に規定するものを除く。)(については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的 方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第57条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1099	教育委員会総務課	h.FD等の記録媒体規制	訓令	鹿児島市教育委員会文書取扱規程	第2条	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 文書 条例第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。))その他教育委員会において受け付け、発送し、保管し、又は保存する全ての書類、簿書類、小包等をいう。 (2) 電子文書 本市において受け付け、発送し、保管し、又は保存する電磁的記録(電子的方式、 磁気的 方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))による公文書をいう。 (3) 教育機関等 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則(昭和46年教育委員会規則第5号。以下この条において「事務分掌規則」という。))第2条第2号に定める教育機関(ただし、市立学校を除く。以下同じ。))及び同条第3号に定めるその他の機関をいう。 (4) 部 事務分掌規則第3条に定める部をいう。 (5) 課 事務分掌規則第3条及び第3条の2に定める課及び課に準ずる組織をいう。 (6) 課長 前号に規定する課の長をいう。 (7) 所属長 第2号に規定する教育機関等の長をいう。 (8) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名であって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。 (9) 文書管理システム 規則第2条第1項第3号に規定する文書管理システムをいう。		第2条	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—	

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
1100	総務課	h.FD等の記録媒体規制	訓令	鹿児島市文書取扱規程	第2条	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 文書 条例第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。) その他本市において受け付け、発送し、保管し、又は保存する全ての書類、簿書類、小包等をいう。 (2) 電子文書 本市において受け付け、発送し、保管し、又は保存する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。) による公文書をいう。 (3) 局 鹿児島市組織及び事務分掌等に関する規則(昭和62年規則第22号。以下「事務分掌規則」という。) 第3条及び第33条に規定する局及び局に準ずる組織をいう。 (4) 部 事務分掌規則第3条及び第33条に規定する部及び部に準ずる組織をいう。 (5) 課 事務分掌規則第3条、第3条の2、第11条、第15条及び第33条に規定する課及び課に準ずる組織をいう。 (6) 課長 前号に規定する課の長をいう。 (7) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名であって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。 (8) 文書管理システム 規則第2条第1項第3号に規定する文書管理システムをいう。	—	—	—	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1101	水道局経営管理課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市水道局会計規程	第25条	(納入手続) 第25条 金銭の収納は、納入通知書に基づく方法(以下「納付制」という。)、預金口座振替若しくは自動払込みによる方法(以下「口座振替」という。) 又は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第231条の2の2の規定による納付の委託を受けた法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。))による納付の方法により行うものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その他の方法によることができる。 2 納入義務者は、納付制により納入しようとするときは、納入通知書に金銭を添えて納入期限までに納入しなければならない。 3 納入義務者は、口座振替により納入しようとするときは、口座振替申込書を出納取扱金融機関等又は管理者に提出しなければならない。 4 口座振替による納入の場合においては、前条の規定にかかわらず、前項の金融機関への納入通知書(納入通知書をデータ化した場合はその 記録媒体 。以下「納入通知書等」という。) の送付をもつて納入義務者に対する納入の通知とみなす。 5 前項の送付を受けた金融機関は、納入期限までに当該納入義務者が指定した預金口座から納入通知書等に記載の金額を引き出し、管理者の指定する局口座に振り込まなければならない。	本規程	第25条	(b)規制（市）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1102	水道局経営管理課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市水道局会計規程	第28条	(収入金の取扱い) 第28条 企業出納員及び現金取扱員は、収入金の納付を受けた場合は、その日のうちに当該収入金に係る収納済通知書を整理するとともに、仕切票及び内訳書を作成しなければならない。 2 現金取扱員は、前項の収入金、収納済通知書、仕切票及び内訳書を速やかに課の企業出納員に引き継がなければならない。 3 課の企業出納員は、前項及び第8項の規定により引継ぎを受けた収入金及び自ら収納した収入金を取りまとめ、当該引継ぎを受けた日又は自ら収納した日の翌営業日までに 出納取扱金融機関に預け入れるとともに、当該収入金に係る収納済通知書及び仕切票を主管課長に送付しなければならない。 4 出納取扱金融機関等は、当該出納取扱金融機関等の各店舗が収納した収入金を当該店舗のうちの1つで取りまとめ(以下「取りまとめ店」という。))、当該収入金の各店舗での受入日(鹿児島市外に存する店舗において収納した収入金については、取りまとめ店の受入日)の翌々営業日(管理者が特に認めた収納取扱金融機関については、各受入日から起算して4営業日)までに出納取扱金融機関に設置した局口座に振り替えるとともに、当該収入金に係る収納日計表又はこれに相当する書類(以下「日計表等」という。)、収納済通知書及び仕切票(収納済通知書及び仕切票をデータ化した場合はその 記録媒体 を含む。以下同じ。))を出納取扱金融機関の取りまとめ店に送付しなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、局口座を設置した収納取扱金融機関が収納した収入金について、当該収納取扱金融機関の取りまとめ店の受入日の翌営業日までに当該局口座に受け入れるとともに、日計表等を経営管理課企業出納員に、収納済通知書を主管課長にそれぞれ送付しなければならない。 5 経営管理課企業出納員は、前項ただし書に規定する収入金について、当該局口座の受入日から起算して4営業日までに当該収入金に係る日計表等に基づき、小切手等により出納取扱金融機関に設置した局口座へ振り込むとともに、仕切票を作成のうえ主管課長に送付しなければならない。 6 出納取扱金融機関の取りまとめ店は、第4項の規定により送付された日計表等、収納済通知書及び仕切票に基づき授受簿を作成し、その振り替えられた日の翌営業日までに当該日計表等及び授受簿を経営管理課企業出納員に、収納済通知書及び仕切票を主管課長にそれぞれ送付しなければならない。 7 指定納付受託者の法第231条の2の5に規定する納付に関する事務処理等について必要な事項は、契約で定めるものとする。	本規程	第28条	(b)規制（市）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1103	水道局総務課	h.FD等の記録媒体規制	訓令	鹿児島市水道局文書取扱規程	第3条	(定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 文書 条例第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。) その他局において受け付け、発送し、保管し、又は保存する全ての書類、簿書類、小包等をいう。 (2) 電子文書 局において受け付け、発送し、保管し、又は保存する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。) による公文書をいう。 (3) 部 鹿児島市水道局事務分掌規程(昭和57年水道局規程第9号。以下「事務分掌規程」という。) 第2条に規定する部をいう。 (4) 課 事務分掌規程第2条に規定する課をいう。 (5) 課長 前号に規定する課の長をいう。 (6) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名であって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。 (7) 文書管理システム 規則第2条第1項第3号に規定する文書管理システムをいう。	本規程	第3条	(b)規制（市）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
1104	水道局経営管理課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市水道局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第2条	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 電子計算機 与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器をいう。 (2) ネットワーク 本市水道局内におけるコンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器(ルータ、ハブ等のハードウェア及びソフトウェア)並びに本市水道局と市長の組織を相互に接続するための機器(ルータのハードウェア及びソフトウェア)をいう。 (3) 個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に定める個人情報をいう。 (4) 保有個人情報 法第60条第1項に定める保有個人情報をいう。 (5) 中央電子計算機 総務部経営管理課(以下「経営管理課」という。)電算統計係で運用管理している電子計算機(サーバ機とその周辺装置)をいう。 (6) 電算処理 電子計算機による情報の入力、蓄積、加工、検索、出力又はこれに類する処理を行うことをいう。 (7) データ 入出力帳票等の紙媒体及び電磁的 記録媒体 に記録されている情報をいう。 (8) 情報資産 機密性、完全性及び可用性が損なわれることにより、電子計算機の管理運営に支障をきたす可能性がある以下のものをいう。 ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的 記録媒体 イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。) ウ 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書 (9) 入出力帳票 電算処理に使用する入力帳票及び出力帳票をいう。 (10) 電磁的 記録媒体 磁気ディスク 、 磁気テープ 、 光磁気ディスク その他電算処理のデータを記録している媒体をいう。 (11) ドキュメント システム設計書、プログラム仕様書、コード一覧表、操作手順書その他の電算処理に必要な仕様書等をいう。 (12) 情報システム コンピュータ(ハードウェア及びソフトウェア)、ネットワーク及び電磁的 記録媒体 で構成され、電算処理を行う仕組みをいう。 (13) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。	本規程	第2条	(b)規制 (市)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	令和8年度
1105	水道局経営管理課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市水道局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第21条	(電磁的 記録媒体 の受渡し) 第21条 情報システム管理者は、情報セキュリティ管理者との間でデータを記録した電磁的 記録媒体 の受渡しを行うときは、電磁的 記録媒体 受渡台帳(様式第13)により行わなければならない。 2 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、委託業者等の外部との間で電磁的 記録媒体 の受渡しを行うときは、記録内容が第三者に漏えいすることがないよう必要な措置を講じなければならない。 (平14水道局規程14・平22水道局規程20・平27水道局規程11・令3水道局規程12の一部改正)	本規程	第21条	(b)規制 (市)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない (既に運用まで変更済み))	—
1106	保護第一課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例	第14条	(入居申込者に対する説明、契約等) 第14条 (略) 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち又ははにに掲げるもの ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合においては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスク、シーディーロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	第14条	(a)-1規制 (国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	令和8年度
1107	保育幼稚園課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	第54条	(電磁的記録等) 第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))により行うことが規定されているものについては、当該書面等にて代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))により行うことができる。 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。))を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。))を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち又ははにに掲げるもの ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合においては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。))をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	第六十二条	(a)-1規制 (国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-2. 見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない (直ちには運用の変更は困難))	—
1108	障害福祉課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第18条	(電磁的記録等) 第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気 的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気 的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準	第18条	(a)-1規制 (国)	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない (既に運用まで変更済み))	—

No.	規程の洗い出し								類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
						(定義) 第3条 この規定における用語の意義は、次に定めるもののほか条例及び規則の例による。 (1) 文書 条例第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)その他病院において受け付け、発送し、保管し、又は保存する全ての書類、簿書類、小包等をいう。 (2) 電子文書 病院において受け付け、発送し、保管し、又は保存する電磁的記録(電子方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)による公文書をいう。 (3) 課 鹿児島市立病院事務分掌規程(平成19年病院規程第1号)第2条第2項に規定する課及び課に準ずる組織をいう。 (4) 課長 前号に規定する課の長をいう。 (5) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名であって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。				類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
1109	市立病院総務課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市立病院文書取扱規程	第3条	(定義) 第3条 この規定における用語の意義は、次に定めるもののほか条例及び規則の例による。 (1) 文書 条例第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)その他病院において受け付け、発送し、保管し、又は保存する全ての書類、簿書類、小包等をいう。 (2) 電子文書 病院において受け付け、発送し、保管し、又は保存する電磁的記録(電子方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)による公文書をいう。 (3) 課 鹿児島市立病院事務分掌規程(平成19年病院規程第1号)第2条第2項に規定する課及び課に準ずる組織をいう。 (4) 課長 前号に規定する課の長をいう。 (5) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名であって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。		第3条		類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1110	医事情報課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市立病院電子計算機管理運営規程	第2条	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ネットワーク 病院におけるコンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器(ルータ、ハブ等のハードウェア及びソフトウェア)をいう。 (2) 電子計算機 与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器をいう。 (3) 個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に定める個人情報等をいう。 (4) 保有個人情報 法第60条第1項に定める保有個人情報等をいう。 (5) 中央電子計算機 医事情報課に設置されている電子計算機(サーバー及びその周辺機器)に限る。をいう。 (6) 電算処理 電子計算機による情報の入力、蓄積、加工、検索、出力又はこれに類する処理を行うことをいう。 (7) データ 入出力帳票及び電磁的記録媒体に記録されている情報をいう。 (8) 入出力帳票 電算処理に使用する入力帳票及び出力帳票をいう。 (9) 電磁的記録媒体 磁気ディスク、磁気テープ、フレキシブルディスクカートリッジその他電算処理のデータを記録している媒体をいう。 (10) ドキュメント システム設計書、プログラム仕様書、コード一覧表、操作手順書その他の電算処理に必要な仕様書等をいう。 (11) 最高情報セキュリティ責任者(CISO：Chief Information Security Officer。以下「CISO」という。) 鹿児島市立病院事業管理者を、CISOとする。		第2条		類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1111	医事情報課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市立病院電子計算機管理運営規程	第20条	(磁気テープ等の受渡し) 第20条 情報システム管理者は、情報セキュリティ責任者との間でデータを記録した磁気テープ又はフレキシブルディスクカートリッジ等の受渡しを行うときは、電磁的記録媒体等受渡台帳(様式第11)により行わなければならない。		第20条		類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1112	人事課	h.FD等の記録媒体規制	規則	鹿児島市職員健康管理規則	第21条	(勤務復帰の手続) 第21条 療養者が健康を回復し、勤務に復帰しようとするときは、出勤承認(様式第6)に次の書類を添えて任命権者に提出してその承認を受けなければならない。 (1) 結核性疾患の場合 ア 医師の診断書(職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則(昭和42年規則第10号)に定める様式第1) イ 発病直前からのエックス線撮影フィルム若しくは電子媒体又はCT撮影フィルム若しくは電子媒体 ウ かたん培養証明書又は必要を認めたときは胃液培養証明書(最近2月以内のものを含み6月以上の期間のもの) (2) 結核性疾患以外の疾患の場合 ア 医師の診断書 イ 任命権者が、特に必要と認めた書類		第21条		類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1113	船舶局総務課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市船舶局文書取扱規程	第3条	(定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 文書 条例第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)その他局において受け付け、発送し、保管し、又は保存する全ての書類、簿書類、小包等をいう。 (2) 電子文書 局において受け付け、発送し、保管し、又は保存する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)による公文書をいう。 (3) 課 鹿児島市船舶局事務分掌規程(平成16年船舶部規程第1号)第2条に規定する課及び課に準ずる組織をいう。 (4) 課長 前号に規定する課の長をいう。 (5) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名であって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。 (6) 文書管理システム 規則第2条第1項第3号に規定する文書管理システムをいう。		第3条		類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1114	船舶局総務課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市船舶局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第2条	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ネットワーク 局内におけるコンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器(ルータ、ハブ等のハードウェア及びソフトウェア)並びに局と市長の組織を相互に接続するための機器(ルータのハードウェア及びソフトウェア)をいう。 (2) 電子計算機 与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器をいう。 (3) 個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に定める個人情報等をいう。 (4) 保有個人情報 法第60条第1項に定める保有個人情報等をいう。 (5) 中央電子計算機 総務課で運用管理している電子計算機をいう。 (6) 電算処理 電子計算機による情報の入力、蓄積、加工、検索、出力又はこれに類する処理を行うことをいう。 (7) データ 入出力帳票及び電磁的記録媒体に記録されている情報をいう。 (8) 情報資産 機密性、完全性及び可用性が損なわれることにより、電子計算機の管理運営に支障をきたす可能性がある以下のものをいう。 ア ネットワーク及び情報システムに関する設備及び電磁的記録媒体 イ ネットワーク及び情報システムに関する情報(これらを印刷した文書を含む。) ウ 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書 (9) 入出力帳票 電算処理に使用する入力帳票及び出力帳票をいう。 (10) 電磁的記録媒体 磁気ディスク、磁気テープ、光磁気ディスクその他電算処理のデータを記録している媒体をいう。 (11) ドキュメント システム設計書、プログラム仕様書、コード一覧表、操作手順書その他の電算処理に必要な仕様書等をいう。 (12) 管理者 船舶事業管理者をいう。 (13) 最高情報セキュリティ責任者 鹿児島市電子計算機管理運営規程(昭和62年訓令第7号。以下「市管理運営規程」という。)第2条の2に定める最高情報セキュリティ責任者をいう。 (14) 情報システム コンピュータ(ハードウェア/予備ソフトウェア)、ネットワーク及び記録媒体で構成され、		第2条		類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1115	船舶局総務課	h.FD等の記録媒体規制	規程	鹿児島市船舶局電子計算機の管理及び運営に関する規程	第20条	(電磁的記録媒体の受渡し) 第20条 情報システム管理者は、主管課との間で電磁的記録媒体の受渡しを行うときは、電磁的記録媒体受渡連絡票(様式第11)により行わなければならない。		第20条		類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討		
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
						(行政指導の方式) 第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (2) 前号の条項に規定する要件 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの (電磁的記録による作成等) 第7条 市の機関は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって作成し、又は保存する方法のいずれかによるものとする。 (令5規則116・旧第8条繰上)				類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直し完了時期
1116	総務課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市行政手続条例	第33条	(行政指導の方式) 第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (2) 前号の条項に規定する要件 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの (電磁的記録による作成等) 第7条 市の機関は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって作成し、又は保存する方法のいずれかによるものとする。 (令5規則116・旧第8条繰上)	－	－	－	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	－
1117	デジタル戦略推進課	h.FD等の記録媒体規制	規則	鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	第7条	(電磁的記録による作成等) 第7条 市の機関は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって作成し、又は保存する方法のいずれかによるものとする。 (令5規則116・旧第8条繰上)	本規則	第7条	(b)規制（市）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年10月
1118	選挙管理委員会	h.FD等の記録媒体規制	委員会規程	鹿児島市議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程	第2条	(掲載文の申請) 第2条 候補者が条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、当該選挙の期日の告示があった日に、選挙公報掲載申請書(様式第1)に、掲載文(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))によるものを含む。以下同じ。))及び写真(電磁的記録による写真を含む。以下同じ。))を添えて鹿児島市選挙管理委員会(以下「委員会」という。))に申請しなければならない。 2 前項の申請書に書面による掲載文を添付する場合における当該掲載文の数は、2通(同一のものに限る。)とする。 3 第1項の申請書に添付する写真は、書面による掲載文を添付する場合にあつては電磁的記録によらないもの2葉(同一のものに限る。)とし、電磁的記録による掲載文を添付する場合にあつては電磁的記録によるものとしなければならない。 (入所申込者等に対する説明等) 第12条 (略) 3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者で使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法	本規程	第2条	(b)規制（市）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	－
1119	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第12条	(入所申込者等に対する説明等) 第12条 (略) 3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者で使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第12条第3項	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1120	長寿あんしん課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	第35条	(電磁的記録等) 第35条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 (選挙人名簿及び同名簿抄本の様式) 第9条 選挙人名簿は法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製し、同名簿抄本の様式は、則第1条第4項の規定に準じて調製するものとする。 (平11道管委規程1・全改、平29道管委規程2・一部改正)	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第40条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1121	選挙管理委員会	h.FD等の記録媒体規制	委員会規程	鹿児島市選挙事務手続規程	第9条	(選挙人名簿及び同名簿抄本の様式) 第9条 選挙人名簿は法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製し、同名簿抄本の様式は、則第1条第4項の規定に準じて調製するものとする。 (平11道管委規程1・全改、平29道管委規程2・一部改正)	公職選挙法 公職選挙法施行令	法第 1 9 条第	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1122	選挙管理委員会	h.FD等の記録媒体規制	委員会規程	鹿児島市長選挙における選挙公報の発行に関する規程	第2条	(掲載文の申請) 第2条 候補者が条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、当該選挙の期日の告示があった日に、選挙公報掲載申請書(様式第1)に、掲載文(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))によるものを含む。以下同じ。))及び写真(電磁的記録による写真を含む。以下同じ。))を添えて鹿児島市選挙管理委員会(以下「委員会」という。))に申請しなければならない。 2 前項の申請書に書面による掲載文を添付する場合における当該掲載文の数は、2通(同一のものに限る。)とする。 3 第1項の申請書に添付する写真は、書面による掲載文を添付する場合にあつては電磁的記録によらないもの2葉(同一のものに限る。)とし、電磁的記録による掲載文を添付する場合にあつては電磁的記録によるものとしなければならない。	本規程	第2条	(b)規制（市）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	－

規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
No.	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直し完了時期
1123	障害福祉課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	第91条	(電磁的記録等) 第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第224条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1124	障害福祉課	h.FD等の記録媒体規制	規則	鹿児島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	第2条	(偏付帳簿) 第2条 市長は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。 (1) 介護給付費等支給決定者台帳 (2) 自立支援医療費支給認定者台帳 2 市長は、前項各号に掲げる帳簿を 磁気テープ (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもって調整することができる。	本規則	第2条	(b)規制（市）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	令和8年1月
1125	障害福祉課	h.FD等の記録媒体規制	条例	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	第46条	(電磁的記録等) 第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。 2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第57条	(a)-1規制（国）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1126	情報システム課	h.FD等の記録媒体規制	訓令	鹿児島市電子計算機管理運営規程	第2条	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ネットワーク 本市におけるコンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ルータ、ハブ等のハードウェア及びソフトウェア）をいう。 (2) 電子計算機 与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器をいう。 (3) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に定める個人情報等をいう。 (4) 保有個人情報 法第60条第1項に定める保有個人情報をいう。 (5) 電算処理 電子計算機による情報の入力、蓄積、加工、検索、出力又はこれに類する処理を行うことをいう。 (6) データ 入出力帳票等の紙媒体及び電磁的 記録媒体 に記録されている情報をいう。 (7) 情報資産 機密性、完全性及び可用性が損なわれることにより、電子計算機の管理運営に支障をきたす可能性がある以下のものをいう。 ア ネットワーク及び情報システムに関する設備及び電磁的 記録媒体 イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。） ウ 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書 (8) 入出力帳票 電算処理に使用する入力帳票及び出力帳票をいう。 (9) 電磁的 記録媒体 磁気ディスク 、 磁気テープ 、 光磁気ディスク その他電算処理のデータを記録している媒体をいう。 (10) ドキュメント システム設計書、プログラム仕様書、コード一覧表、操作手順書その他の電算処理に必要な仕様書等をいう。 (11) 情報システム コンピュータ（ハードウェア及びソフトウェア）、ネットワーク及び電磁的 記録媒体 で構成され、電算処理を行う仕組みをいう。 (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。 (13) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。 (14) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。	本規程	第2条	(b)規制（市）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ1：特定の記録媒体の使用を求めている	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	令和8年度
1127	情報システム課	h.FD等の記録媒体規制	訓令	鹿児島市電子計算機管理運営規程	第19条	(電磁的記録媒体の受渡し) 第19条 情報システム管理者は、主管課との間で電磁的記録媒体の受渡しを行うときは、電磁的記録媒体受渡台帳(様式第9)により行わなければならない。 2 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、委託業者等の外部との間で電磁的記録媒体の受渡しを行うときは、記録内容が第三者に漏えいしないよう必要な措置を講じなければならない。	本規程	第19条	(b)規制（市）	類型：FD等の記録媒体規制	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	フェーズ2：特定の記録媒体の種類などを指定していない	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	—
1128	建築指導課	a.目視規制	条例	鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例	第4条	(調査等) 第4条 市長は、前条の措置が講じられていないと思われる建物等があるときは、当該建物等の実態を 調査 するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、所有者等に対し、当該建物等の管理の状況について 報告 を求めるものとする。	本条例	第4条	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難））	—
1129	環境衛生課	f.書面揭示規制	条例	鹿児島市営合葬墓条例	第9条	(銘碑の使用) 第9条 使用者は、規則で定めるところにより、市長に 届け出て 、銘碑に記名板を 揭示 することができる。	本規則	第9条	(b)規制（市）	類型4：公的証明書等以外の情報の揭示	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	フェーズ1：デジタル化を一切許容していない段階	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	
1130	スポーツ課	a.目視規制	条例	鹿児島市スポーツ施設条例	第13条	(必要措置の命令等) 第13条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に 立ち入り 、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第13条	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
1131	生理学習課	a.目視規制	条例	鹿児島市吉田地区コミュニティセンター条例	第11条	(必要措置の命令等) 第11条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に 立ち入り 、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第11条	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和8年度
1132	図書館	a.目視規制	条例	鹿児島市図書館条例	第4条の15	(必要措置の命令等) 第4条の15 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に 立ち入り 、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第4条の15	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	令和8年度
1133	生理学習課	a.目視規制	条例	鹿児島市生理学習プラザ条例	第13条	(必要措置の命令等) 第13条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に 立ち入り 、使用者に質問し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	本条例	第13条	(b)規制（市）	類型2：実態・動向などの明確化（調査）	フェーズ1：人の目視、現地確認のデジタル化が認められていない、または認められているかが不明確な段階	フェーズ2：デジタルによる遠隔での情報収集は可能だが、評価は人でしかできない段階	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和8年度

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討			
	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名	条項	条文	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定
													a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討		見直し完了時期
1134	総務課	g.往訪問覧・縦覧規制	規則	鹿児島市聴聞手続規則	第13条	(聴聞 調査 及び 報告書 の 閲覧 の手続) 第13条 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による 閲覧 の求めをしようとする当事者又は参加人は、聴聞 調査 等 閲覧 請求書(様式第9)を、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては市長に 提出 しなければならない。 2 主宰者又は市長は、法第24条第4項又は条例第24条第4項の 閲覧 を許可したときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時及び場所を当該当事者又は参加人に 通知 するものとする。	行政手続法	行政手続法：第24条 鹿児島市行政手続条例：第24条第4項	(a)-1規制（国）	類型 3：申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1：特定の場所、紙での閲覧等が定められている段階	フェーズ2：閲覧情報のデジタル化、閲覧申請等のオンライン化、インターネットでの縦覧等を可など、一部をデジタル化している段階	d. 継続検討	—	